

第六 北部鐵道

北部鐵道の狀態に至りては實に慘憺たるものあり。一九一四年九月三日マルヌ戰前までは、其營業線路三、八四〇基米中、大部分は獨逸軍の占領に委し、残る處は僅に六九〇基米、即ち戰前の一割八歩に過ぎざりしなり。而してマルヌ戰後に於ては、漸次被占領線路を恢復せしと雖も、尙一、九七六基米、即ち戰前の五割二歩に過ぎず（巴里よりクレイユ、アミアン、ブロンニユ竝にカレーに至る複線、之に連絡する若干の支線たる複線竝に若干の單線を有するのみ）、七六八を算する停車場中、三四六は敵軍の占領若くは戰地内に在り、残る四一二個の停車場も亦其一部分は軍用にのみ供せらるゝの狀態なり。

加之グリンズビーと相並びて歐洲最大の漁港たるブロンニユの漁況は不振を極め、即ち一九一五年に於ける同港販出魚類價格は三百五十萬法に過ぎず、平時の二千五百萬乃至二千萬法に比すれば僅に八九分の一に當れるのみ。之れ主として平素の消費地たる北部佛蘭西、白耳義、和蘭及び獨逸に對する搬出が不可能となりたるが爲めに他ならず。又平時盛にカレー竝にブロンニユ經由の上英國に對して輸出せられたる果實、蔬菜等の食糧品も船腹不足の爲め、大に其輸送量を減ぜり。此の如き狀態にも關せず、同鐵道に於ける食糧品輸送額は、平時に比し比較的其減少率少かりしなり。即ち戰

前一九一三年には六、四八四、〇〇〇噸を算せるが、一四年には三、〇六二、〇〇〇噸、一五年には二、七一七、〇〇〇噸となれり。此の如く食糧全體として見る時は、其輸送量を減じたりと雖も、特殊貨物に就ては然らざるものあり。即ち獸肉の如きは、一九一三年には三七四、〇〇〇噸、一四年には二六七、〇〇〇噸なりしが、一五年には一躍六〇〇、〇〇〇噸となるあり。又石炭輸送額の如きは一九一四年秋季以來、戰前より遙に大となれり。之れ敵に占領せられざるバ・ド・カレー地方に於けるベツシーヌ、ブリーユーエイ、ラ・クラランス、フェルフェイ、リニー、マルル、ヌー竝にヴァンダン諸炭坑が盛に稼行を繼續擴張せるに由るなり。此石炭輸送量は一九一五年に入りては稍減少せり。即ち戰前一九一四年上四ヶ月間に於ける輸送量は一〇、七〇〇、〇〇〇噸（内バ・ド・カレー炭八、三〇〇、〇〇〇噸）なりしが、一五年同期間に於ては四、三〇〇、〇〇〇噸（内バ・ド・カレー炭二、七〇〇、〇〇〇噸）となれり。

佛國に於ては平時陸上よりする石炭の輸入多く、例へば一九一四年上六ヶ月間に於ける同上輸入額は二百五十萬噸を算せり。然るに戰爭の開始と共に此陸上による輸入の不可能となりたるが爲め、海路による輸入額は俄然増加せり。即ち一九一四年には同上輸入額四六五、〇〇〇噸なりしものが、一九一五年には八九〇、〇〇〇噸、約九割の増加となれり。而してルーアン停車場のみを以てして、一九一五年には四二四、〇〇〇噸の輸入石炭を運送せり。戰前一九一三年に於ける七七、〇〇〇噸、一四年に於ける八九、〇〇〇噸に比すれば四五倍の増加なり。尙左に同鐵道に於ける石炭竝にコークス輸送量

を、戦前戦後に就て対照する處あらむ。

年次	量
一九一五年	八、三一四、〇〇〇
一九一四年	一二、四二六、〇〇〇
一九一三年	一九、二八七、〇〇〇

北部鐵道は上述するが如く、線路の過半を敵の占領に委し、佛英兩國間に於ける交通量も減少し、對白耳義交通亦絶對に杜絶せるの狀態に於て、尙よく前に述ぶるが如き成績を示せるは、寧ろ奇蹟とすべく、其如何に祖國の爲め奮勵努力せるかを知るべきなり。

第七 國有鐵道

次に國有鐵道は食糧品輸送に最も力を致したり。而して戦争の開始せる一九一四年に於ける食糧輸送額は、平時に比して稍減少を見たるが、一九一五年に入りては狀態大に改善せらるゝに至れり。即ち一九一五年に於ける食糧品輸送量は八四三、〇〇〇噸にして、一九一三年の九〇四、〇〇〇噸に比しては稍減少を示せるも、一九一四年の七七四、〇〇〇噸に比する時は約十七萬噸の増加なり。鐵道材料の缺乏するなくば尙一層の成績を挙げたらむこと疑なきなり。

國有鐵道が食糧品輸送に力むる處ありしは、前述せる如くなるが、殊に巴里市に對する食糧に對して然るを見るなり。即ち牛乳は一九一五年に於て一八一、〇〇〇噸（一九一三年は一九一、〇〇〇噸）鶏卵は一九一四年十二月より一九一五年七月に至る八ヶ月間に一七、四四五噸（一九一三―一四年同期間に於ては一五、六〇〇噸）にして、前年同期間に比し一、八四三噸の増加を示せり。同鐵道輸送狀態の漸次改善せられつゝあることは、上述の事實によりて推知すべきなり。

第八 鐵道會社收支狀態

以上吾人は佛國に於ける六個の大鐵道會立戰時運輸の狀態を略説したりしが、次には少しく其收支狀態を明にし、以て此方面より亦戦争の影響を窺はむと欲するなり。先づ其總收入に就て云はむに、開戰當時に於ては多大の減收を見たるも、一九一六年に入りては大に恢復するに至れり。即ち一九一六年上三ヶ月間に於ける總收入は、戰前一九一四年同期間に於ける總收入と比し、僅に二割七歩の減收を見たるのみ。而して之を前年即ち一九一五年に於ける同期間に比する時は實に一割六歩四厘の増加なり。收入恢復の殊に著しかりしは普通便貨物にして、一九一四年八月に於ける同收入は一旦一一、五〇〇、〇〇〇法に激減したりしが、同年末には五千二百萬法となり、翌一五年末には更に進むで七千二百萬法となるに至れり。

尙一九一三年に於ける六大鐵道會社の收入總額は二十億四百萬法(一ヶ月平均一億六千七百萬法)にして、内上七ヶ月間の收入合計は十一億二千四百萬法(一ヶ月平均一億六千萬法)を算す。而して一九一四年に於ては上七ヶ月間の收入合計は十一億二千四百萬法(一ヶ月平均一億六千萬法)にして、前年同期間と略同じき成績を示せり。然るに八月に至りては、戰亂勃發の爲め其收入は俄然激減を來し、僅に四千八百萬法を算するに止る。九月に入りては幾分恢復して五千七百萬法となり、十月には七千四百萬法、十一月には八千萬法、十二月には八千六百萬法と遞増するに至れり。而も此十二月に於ける收入と雖も、之れを平時平均に比すれば僅に其半に當れるのみ。此の如くして一九一四年全體に於ける收入合計は、上七ヶ月間は前年より稍好成绩なりしに拘らず、十四億七千一百萬法を算するに過ぎず、即ち前年に比し六億法近くの減收に終れり。

次に一九一五年に入りては、尙收入遞増の趨勢を持し、三月には一億法を超え、七月には一億一千七百萬法となれり。而して同年全體の收入總額は十二億七千九百萬法となるに至れり。尙同年上七ヶ月間の平均一ヶ月の收入は一億六百萬法にして、戰前一九一四年に一三年同上の共に一億六千萬法なるに比し、比較的減少率少きものと云ふべし。次に一九一五年下五ヶ月間の平均一ヶ月の收入額を見るに一億一千一百萬法にして、一九一三年同上の一億七千六百萬法に比すれば少なるは勿論なるが、之れを一九一四年同上の五千二百萬法に比すれば約二倍に達せるを知るなり。

一九一六年に於ても亦此收入遞増の傾向は變らず。上三ヶ月間の平均一ヶ月の收入は一億八百萬法に達し、前年同上の九千三百萬法に比して稍多し。其詳細は左に表示せむ。

年	合計	上七ヶ月間		下五ヶ月間		上三ヶ月間	
		合計	一ヶ月平均	合計	一ヶ月平均	合計	一ヶ月平均
一九一三年	11,000,000,000法	10,700,000,000法	1,528,571,429法	8,600,000,000法	1,720,000,000法	5,780,000,000法	1,926,666,667法
一九一四年	11,700,000,000法	11,300,000,000法	1,614,285,714法	8,600,000,000法	1,720,000,000法	5,780,000,000法	1,926,666,667法
一九一五年	12,700,000,000法	12,300,000,000法	1,742,857,143法	8,600,000,000法	1,720,000,000法	5,780,000,000法	1,926,666,667法
一九一六年	13,000,000,000法	12,700,000,000法	1,814,285,714法	8,600,000,000法	1,720,000,000法	5,780,000,000法	1,926,666,667法

一九一六年九月に至りては收入額更に増加せり。即ち國有鐵道の如きは二四、三六三、〇〇〇法を收入し、一九一三年同月の二三、〇七八、〇〇〇法、一九一五年同月の二一、〇一一、〇〇〇法に比して共に大なり。ペー・エル・エム會社同年同月の收入は五六、〇〇〇、〇〇〇法にして、一九一三年同月の五三、六四八、〇〇〇法、一九一五年同月の四八、三三三、〇〇〇法に比して之れ亦大なり。オルレアン鐵道に於て其總收入は一層多し。即ち一九一三年九月には二九、〇五七、〇〇〇法、一九一五年同月には二九、一九八、〇〇〇法なりしに、一九一六年同月には一躍三二、三四九、〇〇〇法となれり。上述するが如く各鐵道會社は漸次其收入を増加恢復するを得たりと雖も、一方石炭、石油並に鐵材等凡て材料の騰貴するあり、其收支状態は決して良好なりと云ふべからざるなり。

之を要するに、戦時非常の際にも拘らず、國內の經濟生活状態を殆ど平時と撰びなきに置きたるは鐵道の活動大に與つて力ありたるものと云ふべし。而して最近に於ける石炭缺乏の現象の如きは、其の原因敵國側新聞の傳ふるが如き、佛國交通組織の不備に基くものに非ずして、唯貯炭量の一時的減少並に運搬車輛の缺乏に由るに他ならざるなり。

第四節 結 論

第一 鐵道輸送貨物の激増

佛國に於ける大鐵道會社戰時輸送の狀態は前節説く處によりて明ならむ。一九一五年以降に於ては平時狀態と大差なきに至れるは、何人と雖も之を否定することを得ざるなり。而して最近議會並に新聞紙の論調を窺ふに、現時に於ける幾分不便なる狀態は、全く鐵道材料、即ち主として車輛の缺乏に基くと云ふに一致せるもの、如し。而して政府が極力水運利用を奨励せるは、此貨車並に機關車の缺乏を緩和せむと欲するに他ならざるなり。

然らば何故に車輛の不足を來したるかと云ふに、之れ畢竟するに輸送貨物が増加せるに他ならず。第一に輸入貨物は激増せり、第二に兵士の輸送甚だ頻繁なり、第三には數百萬を算する軍隊給與の驚くべき巨額に上れることなり。

以上諸原因中、軍事輸送の狀況に關しては曩に之を述べたり。されば此には輸入貨物の増加に就て少しく述ぶるに止むべし。一九一五年二月に於ける輸入貨物は二百六十一萬噸なりしが、同年八月には五百萬噸に達し、戰前に於ける一ヶ月平均輸入額二百八十萬噸に比し、八割の増加を示せり。而してル・アーヴル一港を以て、一九一五年七月に四十七萬一千噸、一九一六年七月には五十三萬九千噸の貨物を輸入せり。ルーアン港亦一九一五年には七十二萬九千噸、一九一六年には九十二萬九千噸の貨物を輸入せり。前同斷の計算により、カレーは九萬三千噸より十九萬八千噸に、ダンケールクは十一萬噸より四十萬六千噸に、ラ・パリスは十一萬噸より十二萬三千噸に、ポルドーは三十七萬三千噸より四十萬噸に、セツトは十二萬噸より十三萬七千噸に各々皆増加せり。

加之軍需品の製造は平時に三十倍するあり、英國派遣兵は日々に増加し、其兵員並に軍需品輸送の幅狭するあり、輸送の繁忙を極めたるは固より其處なりとす。

第二 車輛の不足と其補充

此の如き輸送量の増加も、之に伴ふに鐵道車輛の増加を以てする時は、大なる不便を醸さざるの理なりと雖も、此車輛たる實に佛國に於ては開戦後非常に減少せる狀況に在るなり。即ち開戦當時に於ける貨車は、全體に於て三十九萬九千車を算し、内十萬五千車はペー・エル・エム鐵道に、七萬八千車

は北部鐵道に、六萬車は東部鐵道に、五萬七千車は國有鐵道に、四萬六千車はオルレアン鐵道に、三萬車は南部鐵道に屬せしなり。而して八月に入りては白耳義貨車の流入並に佛國內に殘留せし獨逸貨車の押收は併せて一九、四七一車を算せり。

右に述ぶる佛國貨物車輛中、四、八二三車は改造せられざる可らざるものに屬し、又内五四、六二七車は敵軍の押ふる處となれり。其減少數を各鐵道別に就て述ぶるに、北部二四、三九九車、東部一五、九〇五車、ペー・エル・エム七、〇三二車、南部三、〇七三車、國有三、四六七車、オルレアン一、七九二車なり。以上を推算する時は、増せし處は一八、五〇〇車、減せし處は五九、五九〇車にして、差引四一、〇〇〇車の減少となりたるの理なり。

輸送量の漸次増加せむとするに際し、此の如き貨車の大不足を告げたることなれば、何處迄も其儘に放置することを得ず、鐵道當局者は直に西班牙に對して五千車、英米兩國に對して三萬五千車の注文を發せり。然れども其引渡し實施は容易に行はれず、一九一六年末までに漸く十萬車の到着を見たるのみ。機關車も亦三百八十車を注文せしが、一部分は海路運送の途に、潛航艇の襲撃に逢ひて到着せざりき。尙千二百の機關車は白耳義より流入するあり、牽引力は先づ不足するが如きことなかりしなり。

第二 新線の敷設

參謀總長は土木大臣並に各鐵道會社々長と協議の上、新線の敷設に力むる處あり。殊に戰地並に港灣附近に於て然るを見たり。而して平時に於ける新線の敷設は多き時と雖も一ヶ月四十基米を越ゆるが如きことなきに、現今は實に二百五十基米に上ることさへあり。此の如くして現今迄に戰地内に一千基米、戰地外に六百五十基米の新線敷設を見るに至りしなり。

第四 内地水路の利用獎勵

尙政府當局者は、激増せる貨物の輸送を鐵道にのみ負擔せしめざらむが爲め、各地土木協會等と協議の上、河流、運河等内地水運の利用に努め、之れ亦好果を收めたり。例へばセイヌ河の如き、巴厘アン兩地間に於て、一ヶ月平均七十萬噸、即ち平時に二倍するの貨物を運び、又ル・アーブル、ルーアン間の如きは、平時には一ヶ月六萬噸を輸送するに止るを、開戦後は十五萬噸に激増せり。港灣深水路の浚深も亦大に進捗し、開戦後二ヶ年間に於ける浚深距離は八十基米の多きに達したり。

第五 鐵道總轄機關設置の必要

以上述ぶるが如く、佛國鐵道は平時より豫め戰時に處するの準備に怠りなかりし爲め、よく其軍事的並に普通商業的輸送任務を完ふしたり。而して戰前より少き車輛を以て、戰前より遙に大なる能率

を發揮せり。即ちペー・エル・エム鐵道の基米走行哩數は戰前より四割九歩、國有鐵道は四割六歩、オルレアン鐵道は六割六歩、北部鐵道は十割を各々増加せり。

此の如き比較的好成績を挙げたるは、前にも述べたるが如く陸軍參謀部並に大鐵道會社が豫め備ふる處ありしによると雖も、其準備も今次戰爭の經驗に照して幾分改良變革の餘地あるを發見せり。而して改良中最も必要なるは各鐵道を通ずる總轄者を設置すべきことに在り。此問題は議會に於ても提起せられ、輿論亦之を歡迎せり。土木大臣亦一九一六年十一月に、總轄者を置き以て全國鐵道を統裁せしむるを可とする旨の演説を試みたり。蓋し戰後に於ては此希望は必ず實現せらるべく、其曉には國家の經濟的發展に資する處亦鮮少ならざるべし。

第四章 戰地避難民の救濟

第一節 避難民減少の傾向

第一 救濟避難民と自活避難民

一九一五年末に於ける救濟を要すべき公認避難民は九十二萬八千人を算し、内半數は十六歳未満の者を以て占めたり。而して是等の避難民は之を各縣に分散居住せしめたるものなるが、セイヌ縣は殊

に多く、殆ど十萬人を收容せり。

上述九十二萬八千人の避難民中、佛國人は七十六萬三千人を、白耳義人は十四萬三千人を、アルサス・ローレイン人は一萬二千人を、塞耳比人は一萬一千人を占む。而して佛國避難民は主としてアルデンヌ、エイズヌ、マルヌ、オート・マルヌ、ムールト・エ・モーゼル、ムーズ、ノール、オアーズ、パド・カレ、オート・リン、セイヌ、セイヌ・エ・オアーズ、セーヌ・エ・マルヌ、ソナム及ヴォージュの諸縣より出でたるものなり。

右に述ぶる處は、政府の救濟を要すべき公認避難民に關するもの、みなるが、尙此外に自ら其生活を支ふる多數の避難民あり、凡そ十二萬と測算せらる。是等自活避難民は一九一五年中に於て漸次減少し、政府の救濟に俟つもの多きを加ふるに至れり。之れ時日を経るに従ひ、資産を消費し盡せしに由るなり。

第二 救濟避難民の減少

然れども一方公認避難民は絶えず減少の傾向を持せり。而して其然る所以は農工業殊に軍事工業が繁忙を來し、彼等を勞働者として吸收せしに他ならず。されば其數は一九一六年八月一日には七十一萬人（内佛國人五十三萬、白耳義人十六萬、塞耳比人五萬八千）となり、前年末より少きこと二十一

萬八千人を算するに至れり。

第二節、開戦當時よりの経過

第一 開戦當時の状況

開戦と共に内務大臣は先づ各要塞地帯内に於ける老幼婦女の避難を決行せり。即ちモーブージュ要塞民は之れをバ・ド・カレー縣に、グエルダン要塞民をエイズヌ縣に、ツール要塞民をロアレ、イヨール兩縣に、エビナル要塞民をサオーヌ・エ・ロアール縣に、ベルフォール要塞民をジュラ、ユイーン兩縣に避難移住せしめたり。

一九一四年八月十五日に於ては此の如くして移住せしめられたる避難民数は未だ全體にて二萬五千人を超えざりしなり。然るに同月中旬以後に於ては軍事地帯並に獨軍占領地方の漸次擴大するあり、避難民は頓に増加するに至れり。殊にシャルロア戦後獨軍がエイズヌ、アルデンヌ兩縣を蹂躪するに至りて益々多きを加へ、かくて八月十五日より九月一日に至る半ヶ月間に於ける佛白兩國避難民数は十一萬五千人の多きに達せり。次で九月初旬に於ては巴里要塞地帯内の住民約一萬五千人を避難せしむるあり、避難民救済施設は此に甚だ重要な問題たるに至れり。政府は之等避難民を各地方に分散せしめ、家屋を給し、食糧を與へざる可らず。而して之が爲めに

數次地方長官に訓令の上、收容場所としては學校敷地等の如き公共空地を利用し、地方自治體と協力の上寢室食堂並に臺所等を備ふる家屋の設備を爲さしめたり。然れども避難民の激増するに従ひて、此の如き制度のみを以てしては到底満足するを得ざるに至れり。此に於てか政府は、佛國全家庭に命じて、特別の事情なき限り、避難民の宿泊に應ぜしむることとせり。但し之れに要する費用は凡て政府の負擔たることは勿論とす。而して地方長官並に地方自治團體又よく政府の意を體し、之が施設の完備を計れり。

第二 マルヌ戦後の状況

一時其停る處を知らざりし避難民増加の趨勢も、九月に於ては、殊にマルヌ戦後に於ては稍緩和せらるゝに至れり。然れど十月に入り、戰場が北方に擴張するに伴ひ、ロアイ、アラス、ベツーン、リユー、イーブル並にニューポール諸地方の住民は續々避難するに至り、其の數は復々増加を續くるに至れり。此の北方避難民の輸送は火急に迫りしが故に、海陸兩運を併用せり。即ち陸運による者はスロツグキーク・ルーアン停車場を経て凡て西部並に中部地方に送られ、海運による者はカレー、ブロンニユ、ダンケルク諸港に上陸し、夫より南西地方に赴けり。時恰も獨軍占領地方民が獨逸より瑞西經由の上アンヌマスに到着するあり、之れ又南部地方に散在せしめたり。

ソム戦勝以來、漸次被占領地を敵の手中より奪回せしを以て、今度は住民復歸の問題起れり。内務大臣は陸軍大臣と協力の上、原住民を奪還と共に復歸就業せしむることに就て遺漏なきを期せり。

第三節 避難民救済の方法

第一 避難民の居室

避難民の救済に關し政府の施設すべき處は、彼等に家屋を與へ、食糧を給するに在るは曩に述べたるが如し、而して先づ住居に關しては政府は地方自治團體と協議の上、較もすれば單調無趣味に流るゝ集團的生活を避け、なるべく各家庭に分散せしむる主義を採れり。

避難民居室に就ては、個人の好意により無償に貸與するものと、貸間料を政府が賠償するものとの二種あり。前者は全體の五割五歩を占め、餘は後者に屬す。而して巴里並にセイヌ縣の如き繁榮地に於ては多く後者により、一人一ヶ月に付き五法の定めを普通とせり。

第二 避難民に對する食糧被服等の給與

次に食糧の供給に關しては三様の方法あり。第一は各地方に於ける公設酒保に於けるもの、第二は各寄寓家庭に於けるもの、第三は避難民に一定の食費を給して自由に食事せしむるもの即ち之れなり。

而して最も廣く行はるゝは第三の自由食事の制度なり。

被服類の給與は個人の寄附並に政府の支給に俟つ状態なり。尙避難民救済には實物給與並に救済金給與の二方法あり、便宜に従ひて之れを採ること、せり。而して金錢給與の場合に於ける給與額は、出征兵士家族給與額と同様、大人一法二十五參、小人五十參なりとす。尙此金錢給與は、戰場に近き地方に於て、避難民の一時宿泊の爲め最も多く行はれたる處なり。

第四節 避難民の就職

第一 避難民就職と給與金廢止

避難民が避難地に落ち著き、平靜なる生活状態に復する時は、勢ひ此に就業の念を生じ、賃銀若くは報酬を得るに至る。而して此の如き場合に於ては單に就業せりとの理由のみによりて、其救済金給與を全然廢止するは不可なりと雖も、其間に何等かの拘束制限を講ずるに非ざれば、條理上不公平を醸すべきや必せり。而して實際亦各地方に於ては各自其解釋を異にし、其間に矛盾撞着を來せり。此に於てか政府は一九一五年三月十三日に關する訓令を出して規矩する處あり、其要點左の如し。

(イ) 各市町村長は、假令避難民が就業する場合と雖も給與を廢止若くは拒絶することを得ず。

(ロ) 廢止の決定權は各縣知事の手に在り。知事は市町村長の申出を、個人、慈善團體並に公共團體の寄附救濟金分配委員中より選任したる三名の特別委員に諮問の上決定すべきものとす。

(ハ) 土地の狀況並に避難民家族の狀態等の理由より、絶對的規則若くは精細なる金額を決定する能はざる場合には、知事は各別の場合に就て情狀斟酌の上裁定すべきものとす。尙此訓令の結尾に曰く「知事は宜しく勞力の狀態を考慮に入れたる上、人道的に寛大なる處置を採るべし。但し何等特別の事情なき限り、相當の報酬あり、且其能力に適する事務に従事せる避難民に對する救濟金の給與は當然廢止すべきなり」と。

知事の自由裁量に任ずる制度は、相當なる報酬を受くる避難民の少數なりし一九一五年中に於ては大なる支障なかりしなり。然れども一六年に入りては、産業の活況と共に、避難民男女にして比較的高給を與へらるゝ者漸次多さを加ふるに至りしが故に、此自由裁量の制度を以てしては不徹底不充分となるに至れり。此に於て政府は各縣知事を召集し、各地方毎に就業により給與額の廢止制度の原則を決定せり。例へばセーヌ縣に於ては五法以上の収入ある巴里居住の獨身者並に四法以上の収入ある巴里郊外居住の獨身者は、共に救濟金の給付を廢す。扶助すべき家族を有する避難民に關しては、救濟金廢止に適用すべき収入金額を、扶助家族一人毎に一法丈け増加す、と規定せるが如し。

此規定と勞働大臣の管轄に屬する避難民中央管理局 (Office central de placement des refusés) の活動

とは兩々相俟つて、勞働の意思を有する避難民をして概ね自活せしめ、國防上産業上大に裨益する處ありたり。尙此避難民中央管理局は一方多數の避難民を集めて軍需品の製造に努むると共に、他方又奪回被占領地の擴張と共に、絶えず之に對して原住者を復歸就業せしむることを計れり。

第二 白耳義塞耳比避難少年に對する教育

最後に特筆すべきは、佛國政府の白耳義並に塞耳比避難民に對して行はれたる好意的施設なりとす。即ち政府は常に彼等の物質上の補助のみならず、若年者に對しては精神上の向上をも計れり。即ち内務大臣は避難民管理局長官アムベル氏に對して彼等の教育を委嘱し、民間有志者の盡力と相俟ちて、或は休暇學校(一九一五年秋季に行はれたる)の如き、或は商業學校入學生に對して教育費全部を負擔する制度の如き(一九一六年入學期より)、種々の方法によりて彼等の啓發に努むる處ありたり。

第五章 工業

第一節 戰爭影響概觀

第一 從業者の動員並に工業地の侵略

佛國戰時工業に關する施設を説かむとするには、先づ工業が被りたる戰爭の影響を検するを要す。

蓋し戦争の佛國工業に及せる影響中最も大なるを、従業員の減少並に重要工業地区の喪失と爲すべし。先づ従業員に就て看るに、戦亂の勃發せし一九一四年中に於て既に工業従業者の三分の一は召集動員せられ、殊に支配人、技師、職工長並に熟練職工の工場を離るゝもの頗る多く、爲めに多數の工場は一時閉鎖するの已む無きに至れり。加ふるに幾くもなく、佛國北東部に於ける重要工業地の獨軍の蹂躪に委するあり、此に佛國工業界は實に暗愴たる状況を呈するに至れり。後マルヌの戦勝により、被占領地の一部を恢復し得たりと雖も、而も佛國全面積五千三百萬ヘクタールの中、二百萬ヘクタールは尙敵の占領に委せる状態なり。

第二 被占領地の産業概況

而して此二百萬ヘクタールの被占領地たる、實に佛國産業の中樞地たり。先づ都會としては人口十萬以上を有するリュー、ルーベいの二市あり、他ナンシー、レイムの諸市あり。農業上より見るに、此の狭小なる地域を以てよく佛全國小麦産額の十分の一を出し、忽布、苧麻並に亞麻も亦其重要産物たり。就中最も重要な糖菜にして、全國總産額の半に達す。又ノール、エイズヌ、バド・カレ、マルヌの諸縣は酒精製造地にして、其額は一、七一一、〇〇〇ヘクトリットルに達し、全國産額二、五〇〇、〇〇〇ヘクトリットルの二分の一強に當る。麥酒並に葡萄酒の醸造亦盛にして、年産額前者は二億七

千五百萬法、後者は一億法に達す（但し葡萄酒に就てはマペルネ市の數を除く）。尙羊毛、毛織物等の取引はレーム市のみにても一億三千五百萬法に上り、ルーベイ市亦羊毛集散の中心地にして、年々十五億法の取引あり。

加之此等の地方たる、又石炭業、冶金業並に硝子製造業の中心地なり。即ちノール及バド・カレの諸縣は佛國石炭總産出額の三分の二を出し、ローレーヌ盤地は全鐵礦産出額の十分の八を供給し、フランドル及ローレーヌ地方の冶金業は鋼鐵産額の三分の二を出す。

此等被占領の農工業が被りたる損害は幾何に上るやと云ふに、少くとも四十五億法を下らざるべし。之に加ふるに或は兵燹に罹り、或は掠奪破壊せられたる建築物並に他財貨を以てする時は、其損失の甚大なる蓋し想像の外なりと云ふべし。

斯る絶大なる打撃は佛全國各方面に激甚なる影響を及ぼしたるは言を俟たざることにして、而も特に其の甚しかりしを工業と爲すなり。而して時には私人的努力により、工業生産率の増加を圖り、其效果顯著なるもの無きに非ざりしと雖も、一方勢力の不足、原料供給の不充分等のことありて、全般に亘り意の如く生産力を増大せしむることを得ざりき。於此乎政府は之れが應急策を講じ、或は勞働者を叫合して組織的制度を敷き、或は原料供給の調節を圖る等、着々臨機の處置を採るに至れり。以下之に就て順序を逐ふて記述する處あらむ。

第二節 工業勞力と失業救済

第一 状態の改善と労働者の補充

従業者の動員召集によりて、佛國工業が激甚なる打撃を被れるは前節之を述べたるが如し。然れども何時迄も此の如き状態に放置すべきに非るが故に、工場主は或は少年者を、或は婦人を、或は兵役に關係なき四十八歳以上の男子を以て、之が補充となし、營業の繼續を計れり。されば一九一四年末に於ては勞力補充の曙光を認むるに至り、加ふるに原料獲得、生産品販賣に關する施設行はれ、又一方運輸業者並に石炭業者との間に協定の整へるあり、かくて一九一五年に入りては漸く恢復の緒に就き、超えて一六年に入りては殆ど平時と大なる逕庭を見ざる迄に進捗せり。今佛國に於ける重要工場約四萬七千に付て、開戦當時より一九一六年七月に至る工場運轉數並に従業労働者數の變遷を表示せむに左の如し。但し以下二表とも労働監察局 (Service de l'Inspection du Travail) の發表せる數字に據る。

工業運轉數變遷表

職業別	時期	工場數	一九一四年八月	一九一五年一月	一九一五年七月	一九一六年一月	一九一六年四月	一九一六年七月
食料品製造業 (Industries de l'alimentation)		三,350	二,350	二,795	二,955	三,120	三,179	三,267
化學工業 (Industrie chimiques)		一,250	八五七	一,一五二	一,一五八	一,三三三	一,三三三	一,250
護謄及製紙業 (Caoutchouc, papier, carton)		七三三	三三二	五三三	六二八	六五二	六七〇	六六九
出版印刷業 (Industries du livre)		一,三三三	六六五	一,一八二	一,〇一五	一,〇九二	一,一三三	一,一八二
紡織業 (Industries textiles proprement dites)		三,八三三	一,二九〇	一,七〇一	三,〇八二	三,一五三	三,三〇〇	三,三六九
織物衣服製造業 (Travail des étoffes, vêtements, Travail des pailles, plumes, crins)		八,八四一	五,〇八七	六,六三三	七,三三〇	八,二二二	八,三三〇	八,五〇一
皮革業 (Cuirs et peaux)		一,九〇一	一,一三三	一,五五五	一,六九一	一,七六九	一,七九二	一,八八二
木材業 (Industries du bois)		四,八〇〇	一,三二〇	二,五八〇	三,〇一五	三,二九五	三,五二五	三,六二五
冶金業 (Métallurgie, Travail des métaux ordinaires)		七,〇三三	三,一六六	五,一三一	五,八四三	六,三三三	六,五三三	六,五九九
金屬工業 (Travail des métaux fins)		四〇〇	七	一三三	一三三	三三三	三三三	三三三
寶石業 (Taille des pierres précieuses)		五	七	六	六	四	三	三
土木建築業 (Taille de pierres et moulage, Terres-craie, mont, construction en pierre, Bâtimement)		二,二二二	九七三	一,一〇〇	一,四二二	一,五三三	一,五八二	一,六〇〇
窯業 (Travail des pierres et terre au feu)		一,〇〇〇	三三三	四八七	六六六	六六六	七〇一	七〇一
運送業 (Maintenance et transports)		三三三	二四八	二九二	二〇五	三三〇	三三三	三三三
商業 (Commerce divers)		八,五五二	七,三三七	七,四三三	七,七四四	七,九六六	八,一〇三	八,一九九
合計		四二,九七六	二五,五三三	三三,四三三	三七,〇六六	四二,〇三三	四二,八〇三	四二,五三三

工業労働者数變遷表

職業別	時期	調査工場数						
		一九一四年	一九一五年	一九一五年	一九一六年	一九一六年	一九一六年	
食料品製造業		五,三七七	四,六四四	三,七五七	三,七二二	四,〇〇〇	七,九七七	八,〇八五
化学工業		八,八五〇	五,八八五	五,七八五	六,七六三	七,〇〇三	八,〇九三	八,二〇八
護謨及製紙業		八,六四〇	二〇,〇〇九	三,五六八	三,七六四	四,一三〇	四,〇五九	四,七三四
出版印刷業		一,一七一	一,五九八	一九七九	二,八二七	三,〇六八	三,三九二	三,六六六
紡織業		三六,六六二	二二,六六九	二〇,八三二	二五,五五二	二〇,九七六	二六,七七三	二五,三二九
織物被服製造業		一四,五六八	四,一九七	八四,三三三	一〇〇,一〇二	一〇六,一四四	一一,一〇一	一一,三二八
皮革工業		六,四四三	三三,三三九	六,五五七	四七,七三四	四七,三三三	四八,八四四	五〇,三三三
木材業		九,六三三	一八,九四〇	六,〇〇九	四八,〇三六	五五,九九七	六八,七三三	六三,六六六
冶金業		三六,七三七	二七,二二一	二五,三三二	三三,四三六	四六,九九五	四七,〇〇七	四九,八八八
金屬工業		七,四三〇	一〇,九二九	二,三九九	三,二二四	三,八三〇	四,〇八八	四,四四六
寶石工業		二,六二二	四三二	九八九	一,一九六	一,三〇九	一,〇〇九	一,三三〇
土木建築業		六六,三四四	一四,八五三	七,八五三	二五,一〇九	二八,〇三三	三三,一三四	三三,三九九
窯業		七五,〇七三	一三,四八六	三,七〇六	二九,〇〇九	三,八九一	三三,九九九	三三,三四三
運送業		二九,五九一	一四,三三七	二〇,〇九七	二四,四八八	二八,一七〇	二九,〇〇八	二八,三三九
商業		九一,七五六	四七,二五三	五四,〇五九	五〇,五三三	六〇,三三三	五三,三三三	六三,三三三
合計		一,〇七七,一六六	三三三,三七七	九四〇,二四四	一,一四〇,三〇〇	一,二二二,〇六六	一,三二二,一〇四	一,三二七,一八七

上表に據りて看るに、開戦當時頓に激減したりし工場運轉数は漸次恢復し、労働者亦非常の際にも拘らず、尙よく補充することを得、以て逐次平時状態に近づきつゝ、あるを知るべし。

第二 失業労働者保護

然れども一方動員召集によりて労働者の缺乏に苦しむと同時に、他方に於ては工場の閉鎖其他の原因によりて失職せる労働者を現出するに至れるなり。主として女工を雇備せる奢侈品製造工場が、開戦と共に閉鎖するの已むなきに至りしが如き、又男工を使用せる工場が戦争勃發の爲め、經濟界の影響を受け、其業務を停止若くは縮少せるが如き場合即ち之れなり。此の如き失業によりて困窮すべき労働者を救済せむが爲め、政府は一九一四年八月二十日の告示により（同年十二月三十一日の告示により修補）國民失業救済基金 (Fonds national de chômage) なるものを設け、左の如き救済方法を採ることとせり。

(イ) 一九〇五年九月九日の命令による失業救済金庫 (Caisse de secours contre le chômage) に對する補助金の交付。

(ロ) 人口一萬以上の都會に於て設置せられたる失業基金に對する補助金の交付（但し人口の標準は一九一六年一月九日の命令にて五千人と變更せられたり）。

(ハ) 失業労働者の郷里歸還に要する費用の補助。即ち鐵道會社をして半賃にて輸送せしめ、國民失業救済基金並に歸還本人若くは其郷里に於ける救済組合は其運賃を負担すべきものとす。尙本制度活用に要すべき資金の融通に關しては、一九一四年九月一日、同年十一月十二日、同年十二月八日の三命令に詳細規定せらる。

第三 失業者數の減少

開戦當時大混亂を惹起せし經濟狀態の、漸次恢復すると共に、失業者の數は漸次減少せり。即ち今此に巴里市失業救済基金を以てする一九一五年及一六年の失業者救済の狀態を表示し、其變遷の景況を窺はむに左の如きものあり。

時	期	失業者數	ノ一九一六年減少率	救済費用	ノ一九一六年減少率	補助金額	ノ一九一六年減少率
一九一五年十二月三十一日	一九一六年一月三十一日	九、〇〇三		二、九四八、〇六六		七九六、四七六	
一九一四年十二月二十三日	一九一五年一月二十八日	三、五、六三	〇・五	七、七八、一八七	六二・二	二、一三、九九八	六三・三
一九一六年二月一日	一九一六年三月三日	八七、四七七		三、〇八五、三三八		八七九、六三三	
一九一五年一月二十九日	一九一五年三月一日	一〇〇、〇〇九	五・一	七、〇九九、九三三	五・四	一、九〇〇、五八一	五・四
一九一六年三月四日	一九一六年四月四日	八二、九九七		二、九四八、二八三		八〇〇、六六九	
一九一五年三月二日	一九一五年四月二日	一八三、八八七	五・八	六、四四九、七六〇	五・三	一、八三三、〇一一	五・五

一九一六年四月五日	一九一六年五月六日	七、六九二		二、七六二、一五八		七六〇、〇二五	
一九一五年四月三日	一九一五年五月四日	一六、三六三	五・八	四、六四、二一八	五〇・八	一、四三三、九九三	四八・四
一九一六年五月七日	一九一六年六月七日	六、二六		二、四八、八八八		六四三、六七六	
一九一五年五月五日	一九一五年六月五日	一四、八三三	五・二	五、〇七、三九七	五・四	一、三二、九九七	五・二
一九一六年六月八日	一九一六年七月九日	六、七四七		二、三三、四九三		五九一、七三三	
一九一五年六月七日	一九一五年七月七日	一五、七七三	五〇・〇	四、四一、八五六	四九・七	一、二八、五〇〇	五〇・四
一九一六年七月十日	一九一六年八月十日	一五、〇三三		二、〇三六、四三三		五五八、〇三三	
一九一五年七月八日	一九一五年八月八日	一五、〇三三	四九・八	四、五八、五二二	五・〇	一、〇九七、二七六	四九・一
一九一六年八月十一日	一九一六年九月十一日	五、七四六		一、七〇、三三八		四七一、四四四	
一九一五年八月九日	一九一六年九月九日	一〇、〇五八	五三・四	三、九七二、五五五	五三・一	一、一〇〇、六五六	五八・四
一九一六年九月十日	一九一六年十月十三日	四六、一四〇		一、六〇、〇〇九		四七三、〇三八	
一九一五年九月十日	一九一五年十月十一日	一〇〇、七三三	五五・一	三、六四、四四四	五五・五	九一、四一〇	五五・九
一九一六年十月十四日	一九一六年十一月十五日	四〇、八九九		一、四三三、三三六		三六三、七四五	
一九一五年十月十二日	一九一五年十一月十二日	九五、三三三	五七・一	三、三三、四八二	五六・三	九一九、九九七	五八・二
一九一六年十一月十六日	一九一六年十二月十六日	三七、一九七		一、三二、三三八		三三三、三三三	
一九一五年十一月十四日	一九一五年十二月十四日	九〇、七七七	五九・〇	三、二〇、八六四	五七・三	八三、一五〇	五九・五
一九一六年十二月十七日	一九一七年一月三十一日	三三、八八〇		五八、八、三三七		一三三、六三三	
一九一五年十二月十五日	一九一六年一月三十一日	八九、七七三	六三・三	一、五七、七九三	六三・六	四七、二四五	六六・三
一九一五年十二月三十一日				一、八〇、九四二		三、七三三	

一九一六年合計	二五、四一三	六、七九三
一九一五年合計	共、四三、二六三	一五、三九八

上表によりて見るに、巴里に於ける失業者は急激には非ずと雖も、漸次遞減しつゝあるを知るなり。即ち二ヶ年半間に其數は、二二五、六九一人より三三、八八〇人に減じ、之が救済に要する費用の如き亦、三十二日間七、七八八、一八六法より五八八、六二七法に減少せり。次には巴里市に於て國民失業救済基金により救済せられたる失業者數を見るに、之れ亦左表の示すが如く、遞減しつゝあるを知るなり。

各十六日間平均救済人員

期	男	女	計
一四年十二月廿八日—一五年三月一日	九、五〇四	一七、三〇六	二八、八一〇
一五年十二月三十一日—一六年三月三日	一五、六四八	七、六三七	八八、二八五
一六年八月廿七日—一六年十月廿九日	八、三四〇	三七、二〇一	四五、五四一
一六年十月三十日—一六年十二月卅一日	六、〇〇八	三、二六七	三八、三九五

一九一六年十月三十日より同年十二月三十一日までの平均救済人員は上表の示すが如く三八、三九五八にして、一九一五年の同期平均救済人員九一、二九二人に比し、五七・九%の減少を示す。内男子減少率は六二・九%にして、女子は五六・八%なり。尙同期間に於ける總經費は六、四三六、九五一法

り二、六八八、九二七法に減少し、國民失業救済基金の各十六日間の補助額も亦五八・七%の減少を示せり。

次に同基金設置以後一九一六年十二月三十一日迄に費せし處は一一五、三二六、二二九法に達す。即ち一四年八月二十日より同年末迄に三四、六二一、七三六法、一五年中に五六、二七二、三四一法、一六年中に二四、四二一、〇五二法の計算となるなり。

而して右基金に對する政府の補助額は總計三一、六〇一、五八二法にして、一九一四年九、六九五、四〇四法、一五年一五、〇二六、八四三法、一六年一八、一九五、三八二法なり。即ち一六年は一五年に比して半以下に減ぜるを見るなり。

失業者減少の傾向は全國皆同一なるが、殊に巴里市内外に於て顯著なりき。而して全国各地共現今救済し居れる者は殆ど概ね不具癡疾者、病者、老者の類のみにして、健康なる壯年男女は悉く去つて諸工業に就けり。

第四 巴里市失業者男女別・職業別統計

尙一九一五年及一六年に於ける巴里市救済失業者の男女別並に職業別に就て檢する處あらむに左の如し。

職業名	男		女	
	自一九二六年十月十七日 至一九二五年十月十五日	自一九二六年十月十七日 至一九二五年十月十五日	自一九二六年十月十七日 至一九二五年十月十五日	自一九二六年十月十七日 至一九二五年十月十五日
食料品製造業 (Alimentation)	120	128	61.5%	105.9%
土木建築業 (Bâtiment et travaux publics)	95	120.2	61.9%	125.5%
紡織織物并被服製造業 (Industries textiles, vêtements)	426	1,283	67.5%	9,745
美術品寶石并玩具製造業 (Industries d'art, bijouterie, rétro, bimbeloterie)	331	1,104	70.0%	9,333
出版印刷業 (Industries du livre)	265	787	66.5%	2,333
木材及家具製造業 (Bois et ameublement)	605	1,384	66.2%	3,000
化學工業窯業并硝子製造業 (Industries chimiques, céramique et verrerie)	111	335	50.3%	2,000
皮革并護謄製造業 (Cuir et peaux, caoutchouc)	110	225	50.7%	740
機械并電氣工業 (Mécanique et électricité)	122	407	66.6%	3,360
冶金業 (Mines et métallurgie)	74	336	66.8%	4,620
商業銀行并官衙 (Commerce, banque, administration)	933	3,794	71.4%	7,700
自由職業 (Professions libérales)	566	1,974	71.3%	5,333
僕婢 (Domestiques, gens de maison)	511	1,684	66.6%	10,121
雜 (Divers)	5,326	25,626	66.8%	26,633
合計	5,326	25,626	66.8%	26,633

上表によりて見るに、男子の平均減少率は六六・八%にして、内七〇%以上の減少を示せるは冶金業(七六・八%)、商業銀行並官衙(七三・四%)、自由職業(七〇・三%)、美術品寶石並玩具製造業(七〇・〇%)の四、次に六〇%以上のものは機械並電氣工業(六八・六%)、紡織織物並被服製造業(六七・五%)、僕婢(六四・六%)、出版印刷業(六四・五%)、食料品製造業(六一・六%)、土木建築業(六一・九%)の六、最後に五〇%以上のものは木材及家具製造業(五六・二%)、皮革並護謄製造業(五四・七%)、化學工業窯業並硝子製造業(五〇・二%)の三を算す。

次に女子平均減少率は六一・二%にして、内六〇%以上のものは紡織織物並被服製造業(六四・八%)、冶金業(六五・八%)、商業銀行並官衙(六三・七%)、木材並家具製造業(六一・〇%)の四、次に五〇%以上のものは機械及電氣工業(五九・八%)、出版印刷業(五八・六%)、自由職業(五七・三%)、美術品寶石並玩具製造業(五七・〇%)、食料品製造業(五四・七%)、化學工業窯業並硝子製造業(五五・六%)、皮革並護謄製造業(五四・二%)、僕婢(五一・四%)の八を算す。

尙男女を併算する時は、其減少率は何れも皆五〇%以上にして、其平均は六四%に達するなり。而して内七〇%以上のものは冶金業(七〇・三%)の一、次に六〇%以上は商業銀行並官衙(六七・〇%)、紡織織物並被服製造業(六四・九%)、機械並電氣工業(六四・一%)、土木建築業(六一・一%)、美術品寶石並玩具製造業(六一・四%)、自由職業(六一・〇%)、出版印刷業(六〇・三%)の七あり、又五〇%以上のもの

のは木材竝家具製造業(五八・八%)、僕婢(五八・八%)、食品品製造業(五六・四%)、皮革竝護謨製造業(五四・四%)、化學工業窯業竝硝子製造業(五三・八%)の五を算す。

第五 失業者と動員出征者との比較

次表は佛全國各職業に於ける失業者減少率の推移を示せるものにして、之を以てしても工業が漸次活況に向へるを察知し得べきなり。

職業別	動員率	失業者率(但、動員率と差引勘定す)				
		一九一四年	一九一五年	一九一五年七月	一九一六年四月	一九一六年七月
食品品製造業	二六%	三〇△	六+	四+	一二△	一二△
化學工業	二七△	三〇△	六+	五+	一七+	二一+
護謨及製紙業	一九△	四七△	二八△	一七△	九△	八△
出版印刷業	二四△	四〇△	三一△	二七△	二六△	二四△
紡績業	一五△	五六△	二三△	一二△	八△	七△
織物被服製造業	六△	六二△	三五△	二四△	二〇△	一六△
皮革工業	二六△	三五△	一〇△	二+	四+	一六△
木材工業	三〇△	五〇△	二九△	一九△	一〇△	七△
鑛山冶金業	三二△	三六△	六+	一六+	四一+	四九+

注意 + 増 △ 減

職業別	動員率	失業者率(但、動員率と差引勘定す)				
		一九一四年	一九一五年	一九一五年七月	一九一六年四月	一九一六年七月
金屬工業及寶石業	二三△	六二△	四四△	三五△	二七△	二四△
土木建築業	三三△	四五△	四〇△	二九△	二五△	一六△
窯業	二八△	五四△	三九△	三三△	二八△	二七△
運送業	三二△	一九△	〇+	一五+	二七+	三〇+
商業	二五△	二四△	一六△	一〇△	八△	七△
通計	二四△	四三△	一九△	六+	四+	八+

少しく説明を以て上表を補足する處あり。一九一六年七月に於ける従業人員は、各職業を通じて平時定員数の八七%を示せり。然れども不足部分の一三%は之を悉く失業者と見做すことを得ず。何となれば平時定員数の二四%は動員召集せられたればなり。されば差引勘定一一%丈け従事職業者の數を増加したるの理となる。即ち動員者數を除外する時は、定時人員に超ゆるもの數業あり。而も治企業の如きに至りては動員者數を通算するとも尙二五%の増加を示せるなり。又以て佛國工業が戦時にも拘らず活躍せるを推知し得べきなり。

尙此に注意を要するは、上表掲ぐる處の數たる、労働監察局の管轄内に屬する工場のみに関するものにして、他大企業たる鑛山業、鐵道業竝に陸海軍關係事業を除外せる事實なりとす。而して之等事業は其性質上戦争の爲め従業人員の増加を要するものにして、殊に陸海軍關係の事業に於ては其然るを見るなり。されば上表示處と之等事業とを通算する時は、失業者比例は亦一層の低下を見るに至

るべきや必せり。

二二八

第六 婦人労働者の増加

以上説くが如く工業従業者の恢復増加は、主として冶金、皮革、紡績織物等戦時重要工業が多くの勞力を必要とするに因るものなり。而してよく其要求に應じて供給するを得たりしは婦人の奮發就業に負ふ處大なりと云ふべく、此點實に戦時工業界の一特色と爲すを得べし。

戦前に於ける婦人の工業従事數に關する調査は未だ完成せざるが故に、詳細に知るを得ずと雖も、其非常に少かりしは何人と雖も想像し得べき處なりとす。開戦以後に於ては稍々具體的の數字あり。軍需工廠副官の發表する處に依れば、一九一六年一月一日迄に同工廠に於て雇傭せし婦人數は十萬九千三百人に上り、全員の一割一歩二厘を占め、更に同年十月には二十萬四千人に増加せり。尙同工廠に於ては婦人労働者の増加と共に男子労働者數も亦四一%の増加を示せるなり。

第七 婦人労働者の活動範圍

勞働大臣は一九一五年秋、一九一六年一月及七月の數度に互り、婦人労働に關して調査する處あり軍需局長 (soussecrétaire d'Etat de l'Artillerie et des Munitions) 亦一六年秋之に關して調査發表する

處あり。之等調査の要領を摘記せむに左の如し。但し以下諸工業に就て記する處は、戦争開始以來婦人の就業を見たる仕事の種類なりとす。

(一) 食料品製造業 牛乾酪製造に於ける水壓機械取扱、炭酸水の瓶詰、粉挽風車の取扱、麵麩の製造竈入れ、香味麵麩の粉捏、食用ジャムの製造に於ける機械取扱並に監視殊に壓搾作業、ビスケット製造に於ける粉捏引延し切抜き蒸焼作業等、糖煎菓製造に於ける烹煮並に荷造り作業、糖果の混合作業、罐詰用罐切機械の取扱、芥子の粉碎並に篩過、菊蒿莖の焙炒等。

(二) 化學工業 木材乾留業に於ける木材填充並に實驗室助手、タンニンエキスを製造に於ける樽の洗滌並に商標紙貼付、曹達用海藻の搗碎、曹達製造並に容裝の商標貼付、アルミニウム粉の運搬、酸性燐酸鹽の囊入、蠟燭製造に於ける蠟の溶解並に型入れ、石鹼の型入れ、藥品製造に於ける諸工程、電線製造に於ける護膜付糸の準備、鉛筆製造に於ける芯並に漆塗り作業、白熱瓦斯マントルの浸潤、毒瓦斯除け面に入るべき藥品製造、彈藥筒の製造、ビツクフオルト導火線の製造、擲彈導火線の製造、綿火藥用リソテ漂白、彈丸の荷造り等。

(三) 製紙業 厚紙製造に於ける原料の粉碎、紙袋符牒箋書筒紙並に封筒の製造、機械による帳簿の製造、フキルムの製造並に哥羅地安の色付等。

(四) 出版並に印刷業 石版石の琢磨、石版印刷、印刷に於ける壓力作業、寫真版印刷の種板準備等。

二二九

(五) 紡績業 羊毛の脂抜き、混交機械の處理、羊毛解撒機の處理、麻の手梳き、綿打ち並に製綿の荷造り、麻紡績に於ける織緯柔軟、織り方並に仕上げ、紡績に於ける自働絲掛け並に絲結び作業、火藥囊用絹絲紡績、メリヤス品製造諸作業、染色工場に於ける諸作業殊に諸仕上げ作業、紗織り諸作業、刺繡製造に於ける諸作業、帽子型製造に於ける細小縫目機械の處理、爆發綿の乾燥等。

(六) 被服業 衣服の截ち方、衣服仕上げ及壓し方、衣服刺繡、漂白洗濯機械の處理、麥稈帽子の型入れ並に火熨斗かけ等。

(七) 皮革業 生皮革の處理並に鹽漬け、タンニン液洗滌作業、乾燥機械の處理、鞣皮作業に於ける洗濯並にロール掛け、脱毛並に染色、皮革の光澤出し塗飾蠟引き脂塗並に商品見本の作製、鬼皮の剝離並に機械による浸漬、手袋用革の製造、製靴に於ける皮革縫付け、靴踵の圓鑿切穿機械の處理、釘付け、糊付け、組合せ、機械縫ひ等の諸作業、靴の洗濯並に修理、上靴の裁斷等。

(八) 木材業 木材の切斷並に鉋掛け作業、各種旋盤其他機械の取扱、箱の機械並に手による釘付け、箱の組合せ並に色塗り、車輛の色塗り、木材の嵌接、バラック用鏡板の塗液、家具製造に於ける色付け等。

(九) 冶金並に金屬業、錫工場に於ける蒸溜装置凝縮機の取扱、溶解爐若くはコークス工場に於けるコークスの取扱、粉炭の篩過、フェロ滿俺滓の選出、細粒溶滓の選出、製鐵業に於ける火爐口

の開閉、マルチン爐向き屑鐵の處理、鋼片括包に要する水壓作業並に貨車の荷揚げ、ゼルトツェル水洗滌、蒸汽機械の取扱、電氣轉廻橋の取扱、手車による石炭運搬、壓延機關抵抗器取扱、錫板壓延、熔鑛所に於ける砂撒き、小片の搗碎、鑄入、砂の取扱ひ等、真鍮熔解所に於ける選鑛、洗鑛、溶滓の搗碎、榴彈の搗碎、機械組立工場に於ける諸機械工具の取扱、鐵工所に於ける機械槌の取扱並に水壓作業、彈藥製造に於ける榴彈鍍金作業、雷管装置、洗滌、銷除け、機械による記號の印附、各種分析試験、組合せ、鋸打ち等、其他各種軍器製造に關する略前と同様の作業、機關銃車の組立、火筒、銃並に鶴嘴製造に於ける諸作業、毒瓦斯除け器の鼻口、拍車の花輪並に注射器の取付け、自轉車の鎖並に附屬物製造に於ける鍍金並に取付け、金屬鉛筆並に筆軸製造に於ける鍍金並に取付け、貨幣鑄造製造、葉鐵製造に於ける諸作業、小鑄物の仕上げ、金屬壓延の諸作業殊に蠟着け、針金製造機械並に織物機械に於ける捲絲軸の製造、馬匹用鐵具の製造等。

(十) 建築土木業 地面セメント敷きの手傳ひ等。

(十一) 石材並に窯業 煉瓦の製造に於ける型入れ、窰入れ、窰出し並に仕上げ、熔鑛爐用不熔解品の製造、火藥製造用彎形蒸餾器並に坩堝製造、黒鉛坩堝の荷造り、硝子壘製造に於ける機械粉碎並に壘の分類等、玻璃筒乾燥の手傳ひ、陶器の型入れ、磁器の釉藥塗付、陶器卸の彫刻、セメント函入れ等。

(十二) 運送業 電車に於ける車掌運轉手の業務、鐵道停車場に於ける小荷物運搬、行李の保管、列車及船舶の發着事務、車輛及機關車の掃除、停車場の掃除等。

(十三) 商業及其他諸業 銀行に於ける業務の取扱、珈琲其他食料品の行商、兵營に於ける庖厨、病院並に酒保事務取扱等。

第八 官私兵器廠に於ける婦人勞働者數

勞働監察局の報告は簡單にして戰爭開始後嘗て婦人の從事せざりし新職業新業務に携はりし婦人勞働者數を知ることを得ず。されども一方軍需局長の發表せる統計は大體這般の状態を明にせしむるのあり。即ち同副官の調査によれば、一九一五年六月三十日に於ては同局所屬官有工場雇備婦人數は一萬四千一百六十二人なりしが、一九一六年一月一日に至りては一躍して二萬六千二百九十三人となれり。而して之に加ふるに私設兵器工場の勞働婦人八萬三千七人を以てする時は、十萬九千三百人の多數を算するなり。一六年十月に至りては此數は激増して二十萬四千二人となり、其後に至りては更に二十三萬七千五百七十人の多數を算するに至れり。尙同局管轄の下にある私設工場の數も漸次増加し、一九一六年十月に於ては九千二百二の多數に上れり。

尙兵器廠關係男女勞働者の漸次増加したる狀況は左表によりて之を明にするを得べし。但し左表に

於ては動員による勞働者の大減少當時を百となしたるものとす。

項目	時期			
	一九一四年八月二日	一九一五年七月十日	一九一六年三月十日	一九一六年十月一日
官有兵器廠(全體)	一〇〇	五〇〇	八〇〇	九六〇
巴里區	一〇〇	二一一	三七〇	五四〇
里昂區	一〇〇	八五〇	一九〇〇	二、四四〇
ナント區	一〇〇	二六二	四四〇	五四〇
ツールーズ區	一〇〇	三三四	一、一四〇	一、六一〇
私設兵器廠	一〇〇	一五二	五二〇	六七〇
巴里區	一〇〇	一四〇	四四〇	五八〇
里昂區	一〇〇	一六二	六七〇	一、六五〇
ナント區	一〇〇	一四〇	五〇〇	六七〇
ツールーズ區	一〇〇	一四〇	五〇〇	六七〇

上表によりて見るに佛國全體として見るも、將た各地方に就て看るも皆其數を激増せるが、殊に其著しきを里昂地方とするを知るなり。

第九 地方勞働調査委員會並に雇入紹介所の設置

尙工業勞力の問題に關し看過するを得ざるは、各縣に於て勞力維持並に雇入紹介所制度改善の爲めに組織せられたる一調査委員會の事業なりとす。同委員會の設立は一九一四年末の計畫に係り、翌一五年に至りて實施を見るに至れるなり。而して各縣に於ける委員會は各其決議事項を勞働大臣に提出したりしが、其事項の種別は大體左の十項に渉るものなり。

- (イ) 雇入紹介
- (ロ) 徒弟制度並に職業教育
- (ハ) 勞働の規律
- (ニ) 賃銀並に競賣市場
- (ホ) 原料
- (ヘ) 運送状態
- (ト) 業務恢復に資すべき金融方法、モラトリウム、銀行信用、關稅率、租稅、徵發並に供托。
- (チ) 販路の研究
- (リ) 召集勞働者の勞働契約の保持

尙本節最後に記述すべきは、一九一五年十二月二十九日及一九一六年三月八日の達示によりて設立せられたる各縣雇入紹介所のことなりとす。同紹介所設立の目的は一は以て勞働の需給を統一調節せ

びとするに在るや勿論なるが、他方又此紹介所は從來各地方に存在したりし公私紹介所が皆職業別なるに反し、全然職業の限界を認めざる點に存するなり。而して此官設紹介所をして可及的官僚的色彩を帶ばしめざらむが爲めに、之れが經營を同數の雇主並に勞働者より成る委員會に委ねることとなれり。一九一六年九月末に於ては此の如くして設立せられたる各縣紹介所の數は五十五を算し、又同年七月一日迄に三二、九二五件の雇入申込三六、二八〇件の勞働申込を受理し、結局一三、八三九件の紹介を爲せりと云ふ。

第三節 工業生産品

第一 軍需工業

開戦後佛國工業界に宿れる躍々たる活力と事情に適應せる改良施設とは軍需工業並に普通工業をして一大躍進を爲さしむるに至れり。而して殊に其顯著なるを食料品製造業、織緯工業等の如き第一流に屬する重要工業と爲すなり。

(一) 火 藥

先づ軍需工業の方面を觀察せむ。爆裂彈 (Explosive) 製造に於ては從來も其中心たりし政府は、戦局

の推移に伴れて其工場を擴張せざる可らざるに至れり。一九一五年末以來より一九一六年中に於て殊に其傾向は著しかりき。即ち一九一六年三月末には開戦當時の二十五倍、六月初めには二十六倍、七月初めには二十八倍の生産額を算するに至れり。

右の計算は各種爆裂彈全體に關するものなるが、其特別なるものに至りては、其生産増加は一層甚しきものあり。即ち此特殊爆裂彈製造額に就て、開戦當時即ち一九一四年八月の産額を百とする時は一九一五年五月には千四百となり、同年末には三千五百に進み、超えて一六年三月には四千四百となり、同年七月には六千五百、即ち開戦當時の六十五倍となるに至れるなり。

普通火藥 (powders propellant dits) 製造額の増加は爆裂彈の如く著しからず。之れ開戦前既に多量の準備ありたるが爲めなり。されども尙一九一六年三月に於ては開戦當時の六倍強、同年七月には八倍半の増加を示せり。

(二) 榴 彈

榴彈の數と口径が漸次増加するに従ひ、軍需當局者は之が製造補給に忙殺せらるゝに至れり。而して此製造の爲めに投ぜられたる費用は、一九一五年に於ては五千一百萬法に上り、同年末に至りては尙四千四百萬法の追加を爲さざる可らざるに至れり。而して以上の計算たる、所要土地の買入、建物並に設備の三者を含むものに過ぎざるが故に、若し之に要すべき費用の全額を計上する時は尙非常の

巨額に達すべきや疑を容れざるなり。

右に説くが如き巨費の支出は、皆既設榴彈工場(グオンデユ、サン・シャモン、ツールルーズ、サン・メダル、アングレーム、ル・リポール、ボン・ド・ビユール、ル・ムーラン・ブランク、セヴラン・リヴリー)の各工場)の擴張に投ぜられたるものにして、新工場の創設には非りしなり。然れども一九一六年に入りては、到底既設工場の擴張のみを以てしては需要に應ずる能はざるに至りたれば、遂に四大工場の新設を見るに至り、かくて一九一六年に於ける榴彈工場の建築並に設備に要せし費用は三億四千四百萬法の巨額に上れり。

(三) 大 砲

次に加農砲(海岸用、要塞用、海軍用)の製造も亦盛に行はれたるが、戦争中中欧同盟國側よりも非常に優れたる新型の現はるゝあり、其製造は一層繁忙となるに至れり。而して此新砲はソナム戰に四百門使用せられ、クルソー工場の如きは五百二十門の製造を完成せり。佛國は常に自國軍隊用のみならず、聯合國、即ち露西亞、羅馬尼、伊太利、白耳義、葡萄牙等の軍隊に對し、日々多くの野砲用並に重砲用榴彈を供給せり。

(四) 軍需化學工業

次に戦争に關係ある化學工業の發達は甚だ顯著なるものありき。即ち佛國南部地方の如きは其産出

額戦前に三倍、中部地方(リモージュ、ディジョン等)は二倍するに至れり。里昂地方亦資本の豊富なるが爲め、新企業は簇生するに至れり。而して此の如き佛國南部並は南東部に於ける化學工業の隆昌は、主としてピレネ並にアルプス山系より奔流する河川を利用する水力電氣事業の勃興に因るものとす。

右に述べたる地方は亦戦争開始後電氣冶金業並に電氣化學工業の勃興を見たり。而して之等諸業を經營せる工場は、一九一五年一月以來専ら其力を軍需品製造に傾注するに至れり。即ち銑鐵、鍛鐵並に鋼鐵製造所、機械製作工場、鑄鐵工場、農具製造所等は皆榴彈、加農砲、其他砲工兵用軍需品の製造に、又葉鐵製造所は鍋、擲彈、罐詰用罐等の製造に従事するに至れり。尙單獨にて作業するを得ざる小工場に於ては大工場より部分的仕事を下請けする方法を採れり。

(五) 兵器工業勃興に關する統計

此の如き軍需工業の勃興隆昌は左表によりて其詳細を知るを得む。但し左表は凡て開戦當時即ち一九一四年八月を百となし、其後に於ける増加を示したるものとす。

製造品別	時期	
	一九一四年八月一日	一九一六年三月末
機	一〇〇	一三、六三〇
關	二、三〇〇	九、八五〇
砲	五、五〇〇	一六、四三〇

軍隊所有砲數	重加農砲		加農砲		軍用砲	
	一九一五年七月	一九一六年七月	一九一五年七月	一九一六年七月	一九一五年七月	一九一六年七月
小銃	一〇〇	三、一〇〇	一〇〇	一七、九〇〇	一〇〇	二二、七〇〇
火藥	一〇〇	一八〇	一〇〇	二八〇	一〇〇	四四五
爆裂彈	一〇〇	七〇〇	一〇〇	一、七七〇	一〇〇	二、七八〇
七十五ミリの榴彈	一〇〇	一、四〇〇	一〇〇	二、九〇〇	一〇〇	三、五七〇
七十五ミリ以上の榴彈	一〇〇	八五〇	一〇〇	三、五〇〇	一〇〇	五、四六〇
七十五ミリ加農砲	一〇〇	一、一〇〇	一〇〇	一、九〇〇	一〇〇	二、五三〇
七十五ミリ制輪機	一〇〇	六〇〇	一〇〇	一、七〇〇	一〇〇	一、七五〇
(日平均生産額)	一〇〇	三五〇	一〇〇	四五〇	一〇〇	九三〇
七十五ミリ砲架	一〇〇	二、三〇〇	一〇〇	二、三〇〇	一〇〇	二、三〇〇
軍隊所有砲數	一〇〇	二、〇〇〇	一〇〇	二、三〇〇	一〇〇	二、三〇〇
加農砲	一〇〇	二、〇〇〇	一〇〇	一六〇	一〇〇	一九六
軍用砲	一〇〇	二、〇〇〇	一〇〇	二、三〇〇	一〇〇	三三〇
軍用砲	一〇〇	二、〇〇〇	一〇〇	一六〇	一〇〇	三三〇

上表中重加農砲の増加數のみを以ては、未だ工廠活動の程度を量る可らず。即ち工廠に於ては新砲の製造と共に、舊式砲を最新式速射砲に改造に努力する處頗る多かりき。

(六) 航空機

次に航空機に關しては、開戦後間もなく戦前準備せし機臺を以て不足を感ずるに至り、一方其發達は機能の分科となり、水上飛行機、偵察用飛行機、砲兵射撃援助用飛行機、爆彈投下用飛行機、砲撃用飛行機等あり。其種類の異なるに従ひ、或は完全に装甲せるものあり、或は機關銃又は加農砲を裝置

せるあり、或は急速力を要するが爲め頗る輕快なるものあり、或は比較的大なる重量物の運搬に堪ふるものあるに至り、其製造は日に複雑繁忙を加ふるに至れり。此の如きは管に機體の製造のみならず、之に伴ふ自動加農砲、自動機關銃、無線電信機等の製造も亦然りしなり。

尙佛國軍用飛行機の數は開戦以後其數を十數倍するに至れり。新式型の發明せられたるもの多きは前述の如くなるが、其發動機の如きは戦前に比し三倍の優力なるものを生じ、一機にして數個の發動機を備へ、其重量物運搬力も亦三倍し、耐航時間距離も二倍し、速力亦戦前の二に對する三となるに至れり。尙此飛行機に關しては佛國が自國用と共に聯合諸國に對しても多數の機臺を供給したることを開却すべからざるなり。

(七) 軍需工業に關する英國の努力

軍需工業に關しては、こと佛國に關せずと雖も、最近に於ける英國の努力を附説せざる可らず。即ち開戦後未だ十八ヶ月を経過せるに過ぎざるに、其軍需工業は勃然として興るに至れり。當時エヂンバラ・レヴェュー紙主筆、ハロルド・コックス氏(M. Harold Cox)の説明する處によれば、英國軍需品工業は佛國の半に達せむすと。されどもこれは餘程以前のことにして、現今に於てはロイド・ジョーデ氏の努力と國民の蓄積せる鉅富とは益々斯業をして盛大ならしめ、漸く佛國の壘を摩せむとするに至れるなり。

(八) 軍需化學工業の戦後に於ける使命

戦前に於ける佛國化學工業は甚だ不振なる状態に在りたり。之れ主として獨逸化學工業者が大シンジケートの組織により、競争場裏に雄視せしが爲めならずむばわらず。然るに戦争は全然此羈絆を解けり。此に於てか佛國化學工業の勃興は期せずして到れり。即ち戦争後軍需品工場の擴張簇生は、自ら化學工業に關する實驗研究室の設備を促し、此間に於て發明啓得する處頗る大なるものあり。加之現今軍需工業に従事せる諸工場は平和の曉には直に變じて化學工業品製造工場たり得べきなり。即ち巴里郊外、里昂、サン・エチエンヌ、ロアース、ア・ネイ各地方に於ける、或は酸類、或は瀝青誘出物、或は火藥爆彈製造工場は、之れ皆戦争終了と共に、染料、人造香水、寫真用品、藥品等化學工業品製造工場たり得るなり。又現今無煙火藥、メリソット彈藥等を製造せる技師職工は、其工場、其設備を以て直に人造絹絲、ニトロベンゼン竝にアニリン等を製造し得べし。

此の如き戦後に處するの方法は今日既に各地方各化學工業に於て劃策せられ、多數の有力なる團體の出現を見るに至れり。かの炭坑業者、冶金業者、製紙業者、染色業者、織緯工業者等を聯盟せる『國民染料シンデケート』(Syndicat national des matières colorantes)の如きは其代表的のものなり。熱烈なる愛國家として有名な里昂市長は嘗て此事に關し、『今日軍事工業に従事せる多數の職工は、戦後と雖も失業の患全然無し。今日人殺しの補助をなせる之れ等工場は、明日は佛國をして最も有力なる工業國たるに至らしむべし』と云へるが、蓋しこは嘗に氏の意見のみならず、佛國民全般の抱懐せる信

念と云ふべし。

(九) 軍需用食料品、織物並に皮革工業

之等の諸工業は軍隊用品の供給に當り、多大の刺戟影響を受けたり。普通ビスケット製造工場の如きは全力を擧げて軍隊用ビスケットの製造に従事せざる可らざるに至れるが如き、多數の紡績工場、殊に毛絲工場が、軍用供給品のみを掌れるが如き、又馬耳塞の生絲製絲工場が、軍用羊毛の洗滌に従事するに至れるが如き、皆其例なり。リュー附近に於ける塹壕用並に軍需食料品運搬用、苧麻織物業は、一九一五年初めより平時に倍する活況を呈し、製網用製帆船並に製囊用麻布も亦同様の景況に在り。

次に被服工業は之れ亦軍需品の爲めに忙殺せらるゝに至れり。皮革業亦然り。即ち現時軍需品の製造に従事せる皮革業者の數は、殆ど平時普通品製造従業者の數と撰ぶ處なし。而して巴里、リムージュ、カレ、ルーアン、ポルドー及ツールーズ各地に於ける皮革業者は皆其營業規模を擴張し、ルーアンの如きは新企業の簇生するを見たり。

(十) 軍用自動車製造業

戦前に於て世人は、一旦緩急の際には既製自動車を徵發すれば、裕に以て軍用自動車隊の編成を爲すを得べしと思惟せり。而して實際に於ても、軍事當局者は開戦當時に於て直接自動車を購入するこ

と頗る少く、又同時に其製造を繼續せざりき。之れ實は欲せざりしに非ず、能はざりしなり。即ち自動車工場従業労働者は殆ど皆壯年にして、開戦と同時に其九割を召集に應じ、工場は空虚となるに至りたればなり。此に於てか政府は直に召集軍人を歸休せしめて、其復活を計り、車輛並に部分品の製造は漸く復舊せむとするに至れり。

好事魔多し、折角復舊せむとせし佛國自動車工業も、獨逸軍の進撃により復又一大打撃を受けたり。即ち重要な軍事自動車工場たりしヴギンセン大公園は、之を敵軍に明渡さるを得ざるに至り、別に地を求めて移轉するの必要を見たり。加之一方自動車製造工場たる、戦争の遂行に最も必要なる榴彈の製造に適するが故に、此方に全力を傾注するに至り、自然本來の自動車製造の方面は較もすれば閑却せられむとするの趨勢に在りしなり。

自動車製造は尙一の困難に際會せり。戦前殆ど獨逸の專賣に係りし磁鐵(Magnets)の供給の絶えたることなり。されば政府は此磁鐵の徵發を行ひ、之を製造業者に下附して其製造を奨励するに至り、自動車製造業も漸く常調に近づかむとするに至れり。

開戦後製造に従事せる自動車の種類は單一ならず。傳令等に用ゐらるゝ輕快なる遊覽的自動車あり、運搬用自動車(Camion)あり、砲車牽引用自動車(tracteur d'artillerie)あり、後の二者の製造は最も力を用ゐられたり。即ち開戦後に於て製造供給せられたる運搬自動車の數は、開戦當時徵發せられた

る車數に比し、遙に多く、二十五と十との割合に在り。又一九一四年末と一九一六年末とに於ける各日生産額を比するに後者は前者に四倍せり。牽引用自動車に關しては大部分之を米國の供給に俟ち、尙運搬自動車製造材料に於ける佛國製造材料と米國製造材料との比例は二と一の状態なり。尙最後に特筆すべきは、此の如く自國軍用として供給せしのみならず、露國に對して多數の車輛を造り、又佛國一般民間用としても其供給を絶たざりしことなりとす。

(十一) 軍需用寫真用紙、硬脂、グリセリン、染料、望遠鏡、護謨、車輛竝に木杭製造業

之れ等諸工業は概ね皆軍需品なるが故に、開戦後と雖も、平時に比して其生産率を減ずることなく、反て或種事業に至りては其生産を二倍又は三倍に増進せしめたり。但し開戦當初一時従業員の缺乏に苦しめるは他業と異なる處なし。

第二 普通工業

(一) 食料品製造業

ツールーズ、ナンシー、ナント、里昂、ボルドー、馬耳塞等各地に於ける製粉業は、勞力の缺乏にも拘らず、よく需要に應ずるを得たり。又ビスケット、罐詰製造に於ても戦争によりて新に需要を喚起し

たる完全保存食料の製造に努めたり。ジャミの製造亦然り。而してビスケット竝に香味麵麩製造所の如きは、非常に勞力の缺乏に苦しめるに拘らず、尙殆ど平時と撰ぶなき生産額を維持し、尙此外サロニカ地方に向つて多量の輸出を試みたり。ツールーズ、馬耳塞、里昂各地に於けるチョコレート製造、里昂のボンボン製造、果實、砂糖漬栗竝に糖煎菓類も亦一九一六年に至りては頗る満足すべき状態に復せり。

精糖業も勞力の缺乏なかりせば、平時の生産成績を擧ぐるに甚だ容易なりしなり。尙佛國南部に於けるアブサン酒醸造の禁止は、反て葡萄酒の醸造を盛ならしむるに至れり。又酒精酒釀業は化學工業の發達によりて其生産力を増加せしめたり。エペルネイのシャンパン酒醸造亦依然活潑にして、内外の需要を充すに餘りあり。又北部及東部地方に於ける大麥酒醸造所は、撤退後其工場を他地方に移轉せしめ、葡萄酒價騰貴の爲め激増せる需要に應ぜむとせり。されども大麥の供給意の如くならざりしが爲め、其全能力を發揮するを得ざりき。又牛酪乾酪の製造は活況を呈し、多數乾酪工場の如きは平時に比して従業勞働者を増加せしめたり。

(二) 織緯工業

織緯工業も戦争によりて一陽來復の觀あり。即ち羊毛洗滌工場の如きは、新にルーアン、ツールーズ、馬耳塞等の各地に開始せらるゝ多數あり。レーム市に在りし大梳毛工場はリモージュ郊外に移轉

せり。羊毛の紡績、機織、帽子足袋類の製造も亦活況を呈し、労働者は普通一日十一、二時間の作業に服せり。又中部並にノルマンディ地方に於ける紡績工場は、戦前リュー地方に於て製造せられたる縫糸の生産に力めたり。

次に梳毛紡績に關しては、機械設備の整頓、材料の豊富なる供給によりて活況を示し、爲めにドイツ、ナシト並にツールーズ各地に於ける帽子足袋等の製造業も亦好影響を被れり。

次に羅紗製造に就て記する處ありに、開戦當時に於ては殆ど軍用の爲め全業務を襲断せられしが、最近に至りては民間注文にも應ずるを得るに至れり。されども此方面に關しては在倉品比較的豊富なりしが爲め、其製造額は平時の七割、時には五割に過ぎず。然れども現今は注文、殊に長期間の後に於ける受渡契約の結ばるゝもの頗る多く、製造業者は到底之に應じ切れざる状態にあれば、今後は其生産額大に増加するに至るべし。尙或工場はフランネルを製造し、或工場は能ふ限り新柄羅紗の製造に努力せり。又レームの一商人は西部地方に八十人の労働者を以て一のフランネル機織工場を設けたり。かくて復た佛國羅紗商人は遠く外國に求めずとも、大部分舊の如く内地生産に仰ぐを得るに至りたり。

又ビレネ地方に於ける織緯工業も殷賑にして、或工場の如きは戦前に比し其従業労働者数を増加せしめたり。

次に木綿紡績に就て述べむに、先づ當業者の苦しむ處は、原料とする米國綿、埃及綿並に石炭の暴騰せることなり。一方製品賣價はと云ふに到底原料價格の騰貴に伴ふ能はず、當業者の苦境察すべきなり。状態此の如きに拘らず、ナンシー、ムールト・エ・モーゼル、ムーズ並にヴォスジユ各地方に於ける工場は皆活潑に繰業せり。之等工場に於ける労働時間は普通十時間にして、軍需關係のものゝみは特に十一時間に延長せり。又或工場に於ては或種作業の夜業を營めり。かくの如く木綿織緯工業は殆ど皆戦前に等しき労働者を以て、戦前同様の成績を挙げつゝあるなり。唯一の例外としては色織物業が幾分不振の状態に在るのみ。

木綿縫糸の需要は頗る増加し、供給亦之に應ずるを得たり。帽子足袋の類も亦然り。即ち従來獨逸の輸入に俟ちし西班牙、南米諸國も亦之を佛國に仰ぐに至れり。

刺繡は幾分不振なりき。されども麻類の紡績織物は平時と撰ぶなき好況を示せり。絹織物業も亦頗る殷賑にして、新工場の創設せられたるもの多し。ガンヂユ地方の絹製帽子足袋等は獨逸品に代りて各國殊に近東地方に向つて輸出せらるゝもの多し。リボンは内地消費は減少したれども、瑞西、英吉利、北米合衆國に對する輸出は依然として平時の如く行はる。縞紗、絹紐、天鵝絨、粗絨布、毛氈、卓布等の製造業は瑞西、西班牙、英吉利及南米諸國に盛に輸出せられ、漸次獨逸品の顧客を奪ひつゝあり。

出來合服並に男子服工場は主として軍隊用被服の製造に忙殺せられつゝあり。されども一方民間の需要殊に婦人服の需要も亦相當に盛にて、巴里大裁縫店の如きは外國殊に南米よりの注文常に輻輳せり。

尙獨逸品の閉鎖によりて好影響を受けたるものとしては、氈帽、氈履、造花、麥稈帽等あり。

(三) 皮革工業

製革業は開戦以來直接間接に軍需品の製造に従事し、一般に盛況に在り。而して巴里、リモージュ、デイチヨン、ナント、ポルドー、ツールーズ、馬耳塞、里昂の各地には多くの新工場設置せられたり。又從來は獨逸よりの輸入に俟ちたる製革用機械の如きも、内地にて製造せらるゝに至り、ナント市の如きは此種工場數箇の設立を見たり。

鞣皮業も亦軍需用、内外國民間用需要の爲め依然として繁昌せり。毛皮製造も亦加奈陀、北米合衆國に對する輸出の爲め好況を持せり。又靴の製造に至りては段盛を極む。贅澤靴に於て殊に其然るを見るものにして、工場の新設擴張せらるゝもの頗る多し。

手袋製造業も亦好影響を被れり。英米兩國は戦前主として獨逸兩國より輸入せし贅澤用手袋を、佛國に仰がざる可らざるに至りしは其主因なりとす。尙モロッコ皮製業も盛に行はれ、輸出の如きも亦戦前と異なる處なし。

(四) 木材業

木挽工場、製函工場、家具製造工場等は開戦後暫く不況に沈みしが、後漸次常態に近づかむとしつゝあり。されども一方桶、樽、釘、櫛等は注文頗る輻輳し、戦前に比して寧ろ其産出を増加せり。

(五) 機械、陶磁器並に玩具製造業

本業に於ては大砲其他軍需品の外、外國殊に伊太利和蘭諸國に輸出する農業機械、葡萄栽培用具、紡績機械の製造に繁忙を極めたり。尙諸機械器具、羅紗毛剪機、度量衡器、電氣裝置等は、獨逸品に代りて米國埃及等より多くの注文あり。又同時に外國市場より鋼鐵製品、葉鐵、帽子針、刺繡針等の注文も多かりき。次に内地需要の旺盛なるものとしては、耳環、金屬鈕並に安全針等あり。

又物類は開戦以來英、露、西諸國に輸出せらるゝもの多く、鍍の需要亦盛にして、嘗て獨逸品の輸入によりし伊、西兩國市場の如きは新に佛國商品の勢力範圍たるに至れり。金網、手提ランプ等も亦略同様の状態に在り。

玩具製造業は戦争以來内外の需要溢るゝばかりなり。

金箔業、寶石業亦好況なり。

磁器及硝子の輸出も最近大に恢復せらるゝに至れり。又ツォーリング硝子 (Verre de Thuringe) 並に眼鏡用硝子製造も之を内國生産にて足らしめむとし、其研究實蹟は盛に行はれ、今日殆ど獨逸に劣ら

ざる製品の産出を見るに至れり。

実験用器具、即ち各種精巧硝子類、同上磁器、不溶解並に絶縁物質、顕微鏡、漉過紙、白金器等も亦前同様の結果を見たり。

(六) 化学工業

化学工業は開戦當時特殊技術者並に労働者が動員せられたるが爲め、非常なる困苦を嘗めたり。然れども事態の幾分鎮靜するに及び、各國より此等必要人員を招集し、即ちポルドー地方の如きは遠く南米より之を呼び、他地方は或は西班牙、或は伊太利より之を招けり。白耳義並に北部佛蘭西の避難民も亦之に加はれり。然れども一方化学工業の性質として、婦人労働者は或程度以上の使用を困難とするの事情ありたるが爲め、尙勞力の缺乏は他業に比して一層緊切に感じられしなり。

此の如き難境に在りたるに拘らず、尙藥品(亞篤魯比涅、カフィン、單寧液等)の製造は、カレー、ダンケルク、ポルドー、ツールーズ並に巴里地方に於て平時の如く行はれたり。

染料並に附帯化学工業品の製造に關しては、資本金四千萬法の『國民染料化学工業品會社』(Compagnie Nationale de Matières colorantes et de Produits chimiques)なる一會社創立せられたり。而して其設立の目的は戦前獨逸より供給せられたる商品を永遠に驅逐せむとするに在り。

而して此新設染料會社は、前段軍需工業の節に於て述べたる國民染料シンヂケートと政府との間に

結ばれたる契約(一九一六年九月十一日締結)を繼承すべきものなり。其契約とは即ち同シンヂケートが戦後政府より現に爆裂彈製造に使用せる軍需工場の下附を受け、シンヂケートは其代償として、營業開始後、其拂込資本に對し五歩以上の利益を擧ぐる時は、其超過利益の四分の一を政府に納付すべきことなり。されば此契約を繼承したる新染料會社は、當然戦後政府より前述工場の下附を受け、其代償として一定の利益分配を爲すの權利義務を有すること、なれり。

(七) 民間企業に對する政府の干渉援助

此の如き企業に對する政府の援助は國家經濟の發達上最も好ましき一新例を拓きたるものと云ふべし。即ち之れによりて政府も民間企業家も共に相裨益し、國利民福と云ふ窮極の目的に到達するを得べければなり。

此官民協同和衷の形式は、獨り染料業に止らず、前章に述べたる小麦初め重要食糧の供給に關する施設の如きも亦其一たり。尙同様の計畫は海運業並に外國貿易振興に關しても論議せらるゝ處なり。

此官民接觸の一端は現はれて、民間有力實業家の大官就任となれり。即ち一九一六年十一月に設置せられたる交通局長(*Le sous-secrétaire du Transports*)に、嘗て鐵道會社理事者たりし一有力技術家の任命せられたるが如き、又前述軍需局長に一軍需品製造工場經營者が任命せられたるが如き之れなり。其次に一九一七年一月一日の命令により、國防上必要な物資供給の爲め、官民の協同(科學的研究、

工業、電力、勞力等に關する)は一層鞏固を加ふるに至れり。尙一方に於ては軍器大臣 (Ministère de l'Armement) が一九一五年以來砲兵局長 (Sous-secrétariat de l'Etat l'Artillerie) の管理の下に屬せし工業のみならず、他軍需品の買入れ並に必要と認むる場合には石炭、石油、皮革、木材を除く他重要日用品管理を掌るに至り、政府の干渉援助は益々其程度を進むるに至れり。詳言すれば軍器大臣は砲兵用軍器のみならず、工兵並に航空隊用軍器をも司るなり。又此職務の爲め關係軍人をも命令監督するものとす。又同命令第五條により軍需諸工業以外の工業と雖も、軍需上必要と認むる時は干渉施設すべき權能を賦與せられたるなり。

抑も民間事業の調整は此時に始まりしことに非ず、一九一五年來のことに屬す。其結果軍需關係民間工業の如きは、或は勞働者の雇入れ、或は原料の獲得等悉く政府の助力に依頼せむとするの傾向を生じ、一方其代り販賣價格の如きは政府の監督規律に任ずる風を生ずるに至れり。而して之が前述一九一七年一月一日の命令第五條によりて完成せられたるなり。即ち直接國防に關係を有せざる工業と雖も亦軍需大臣の必要と認むる時は、政府の規律に委せざる可らざるなり。軍器大臣の干渉は、軍器大臣は亦工業上の發明創意に資せむが爲めに、發明局長 (Sous-secrétariat des Inventions) の下に、大學に於ける科學的研究、學者團、技術者團、獨立研究者等を叫合せり。軍器大臣は又戰時中農務大臣より、航行し得べからざる水流、即ち水力電氣の見地よりする水流の管理を繼承せり。但し此

管理は國防大臣監督の下に行はるゝものとす。尙曩に軍器大臣は諸工業を干渉管理するの權能を有する旨を述べたるが、之れは陸軍大臣 (Ministère de la Guerre) と協議の上行ふべきものなりとす。

此の如く軍器大臣は軍需關係工業の統轄者たる地位に在るなり。即ち國防上必要なる物資の購入を司り、諸工業に必要な技術者勞働者の配與に與り、工業上必要なる發電水流を管理し、又發見に關與するなり。其任務や甚だ重しと云はざる可らず。

第四節 結論

歐洲戰爭は佛國工業を沈衰せしむることなく、適切なる國家の施設保護は、民間事業家の發奮と相俟ちて、反つて戰前に勝る活況を呈せり。即ち兵馬倥傯の際に在りて、其農工生産業の如きは尙且平時と撰ぶなき生産能力を維持せり。佛國が戰後其豊富なる資源によりて、在來の工業を維持すると共に新工業を勃興せしめ得るは、吾人が數節に互りて説く處によりて推知し得べきなり。最近砲兵軍需局長はクバーソー工場に於て一場の演説を試みたるが、佛國戰時工業組織並に之れに對する國民の精神的活動の状態を闡明し、戰後に處する計畫と覺悟とを窺知し得べきものあるを信するが故に、此に其大要を鈔出し、以て本篇を終らむとす。

『戰爭の我佛國民に及ぼしたる影響は、服従と克己の精神にして、他國より見れば即ち共同義務に

對する自覺心なり、個別的利益の普遍的利益に對する協讓なり。將又社會的訓練と組織とに對する贊意なり。此精神は吾人に宿り、或は勞働制度に於て、或は産業制度に於て、或は私人と國家との折衝に於て、不可思議なる效驗を顯せり。即ち平時に在りては、事業家は常に各々個別的行動を採り、國家的見地よりして些の結合聯絡なかりしなり。然るに戦争なる大警鐘は、産業家の迷夢を破り、此に覺醒し、此に國家的に訓練せられ、工業制度は根本的に改革せられたり。即ち工業の組織は理想的に國家的見地よりせられ、政府は民間工業を誘導して倦まず、民間工業家亦政府の劃策施設の意に副ふに努むるに至る。蓋し此の如きは實に戦前如何なる卓見家と雖も夢想だもせざりし處なり。吾人は繰り返して云ふ。過去に於ける佛國工業界には、毫も和衷協力の現象を見る能はざりき。鑛山業、冶金業並に機械製造業等は當然聯合あるべくして、而も其實は全然無かりしなり。結合なきのみか、極端なる者に至りては互に争闘しつゝ、ありしなり。此の如くして何ぞ他國の競争に堪えむや。然るに戦争は吾人を救へり。現在の佛國工業界には嫉視もなく、闘争もなく、一致共同、相倚り相援くる美風は歎然として起れり。此の如き美風は戦後と雖も之れを存續すべし、否存續せしめざる可らず。戦後に於ける佛國工業は甚だ多忙有望なり。況むや工業資源の豊富なるアルサス・ローレインが吾人の手に還るに於ておや。

國家は戦後に於ても、戦時中に於けるが如き組織的施設努力を以て、工業を保護すべし。工業家た

るもの亦之れに應ずる準備努力を爲さざる可らず。此協同和衷は戦後の發展に處する途にして、之を措きて他に良法あること無し。

次に戦後工業に就て考慮に入るべき問題は、聯合國との提携なり。吾人は聯合國間の資源の共同利用によりて、始めて我戦時工業を維持せらるゝを知るなり。此の如きは戦後と雖も一層必要なりと信ず。或は聯合國間の關稅同盟の實現を見るに至るやも計り知れず。之れ亦諸君と共に攻究に値する問題と云ふべし。

一七九三年より九四年に亙る大革命は、我祖國に於ける政府行政の基礎を確立せり。今次世界大戰亂は實に我が經濟産業に一時期を劃せしむるものたらしめざるべからず。

奥國戰時の麩麩供給問題

第三部資料科翻譯

本文は Edgar Jaffe, 及 W. Sombart 及び M. Weber と協力版行せる「社會科學及び社會政策叢書 Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik」の戰時特別號たる「戰爭と經濟中に掲載せられたる Die Broterzeugung in Oesterreich, Von Dr. Friedrich Gaertner, Wien の翻譯なり。獨逸の食料問題に關しては、材料多きも、奥國の夫れに關しては、之を蒐集する事困難なるが、本文の如きは、極めて正確且つ有力なるもの一なり。本文は一九一六年九月初旬に草せられたるものなり。

要旨

緒言 奥國の戦死政策に對し、奥國に二問題生ぜり。一は穀糧材料の貯蔵を確實にする事、他は其分配を適當に行ふ事是れ也。

第一。一九一四年十一月二十八日の命令發布に至る迄の變遷。一九一四年度の收穫に鑑み、奥國は十月九日以後農産物の關稅を撤廢し、穀物輸入を容易ならしめんとせり。又輸出は開戦後直ちに禁止せられたり。當時穀物供給に關する論議は、殆んど價格問題に限られたり。何となれば、何人も現戰爭は一年以上繼續せざるを豫想し、戦後價格の暴落を恐れたれば也。然るに一般的供給に關する一九一四年八月一日の勅令——生活必需品の供給に關し、行政官廳及び地方自治團體特に町村の權限を規定す。行政官廳は右必需品の徵發をなすことを得。又不當に價格を昂騰せしむる者に對し、夫々刑罰を課す。此勅令も價格騰貴を防ぐに足らず、穀物穀粉の供給關係困難となりし故に、最高價格決定の運動起り始めたり。而して一九一四年十月三十一日の勅令にて、穀糧製造に關する最初の規則發布せられ、「戦時穀糧」の規定成れり。

第二。一九一四年十一月二十八日の最高價格決定の命令。九月頃より匈國政府と交渉し、十一月二十八日此れを發布せり。該命令は大體獨逸の最高價格決定令による。右の豫備の規定として、同日、穀粉の生産及び取引に關する規定あり。此規定は穀糧製法、穀粉の種類限定及び磨碎程度を定めたり。最高價格決定令の獨逸と異なる所は、實際過去に行はれたる最高價格を標準とせし事、穀粉の最高價格をも定めたる事是れ也。又磨碎料も社會政策的見地より定めたり。

其他の節約的處置。——飲食店に於ける制限、穀物を飼料とするの禁止令、麵麩製造方法を愈々厳密に取締れる事、菓子製造の制限、麵製造禁止等。

第三。一九一五年二月二十一日の取引禁止及び取引規律勅令。匈國政府は地方經濟委員會に穀物の貯蔵高調査と差押とを命ぜり（一月十四日及び一月二十八日命令）。故に埃國への輸出は事實上杜絶せり。埃國は交渉の結果、匈國をして玉蜀黍の幾分の供給を約せしめたり。

獨逸も一月二十五日穀物の一般的差押を斷行したれば、埃國は愈々二月二十一日を以て勅令を發して、國家の穀物專賣制度の根本を定めたり。然し一般的差押を行ふに適せざる事情ありしを以て、穀物穀粉に對する取引禁止のみを行ひ、且つ廣く例外を許し、又消費規則に關しては、原則は内務大臣、細則は下級行政官廳此れを定むる事とせり。此勅令により、(一)一般貯蔵高調査、(二)消費規則、(三)戰時穀物取引所設立が必要となれり。

貯蔵高調査及び消費規則。貯蔵高調査の結果、穀物の貯蔵良好なる状態にあるを發見し、次いで消費規則の制定を見たり（一九一五年三月二十六日命令）。各人一日の消費定量は穀粉二百五として、例外を存せり。消費規則實施のために、一般に麵麩切符を發行せるが、獨逸と異り劃一制にして讓渡移轉共に可能なり。別にまた減額麵麩切符あり。穀物貯蔵一定額以上の家に對して交付す。同時に麵麩の標準的重量も定められたり。其後種々改正あり。

戰時穀物取引所。實施命令及び穀物所法は、一九一五年二月二十七日發布せらる。穀物所は公法人にして且つ商人たり。其財政上の運用に關しては營利主義により、且つ收入の缺陷に對しては、國家の保障あり。穀物所の組織は、總裁、副總裁、監督機關（政府委員）、顧問機關、及び參事會（人民代表者）あり。穀物所内部の經營は、第一執行事務、第二商業事務とす。外部の組織は、從來の穀物取引業を利用して、此れを外部機關とせり。穀物の取引に三階段あり、第一は、穀物買入及び磨粉場への交付にして、此れを行ふものは問屋なり。第二は、磨粉場の仕事にして、穀物の保管磨碎及び消費のための交付なり。第三は、直接消費者への分配なり。かくて穀物所は三月九日に設立を見、第一回の買入は、四月中旬に行はれたり。

然れども尙代用磨粉磨碎規則を愈々嚴密にするの必要も生じたり。これ匈國よりの輸入不足したれば也。

第四。一九一五——一六收穫年度に於ける取引の規律。先づ三月三十一日の省令により、將來の收穫物買占の無効を定め、一九一五年度の内國產穀物を七月一日以前に買入するを禁止たり。次いで五月十九日の省令により、生穀物を飼料とするを禁ず。而して六月二十一日の勅令は、新收穫物の取引を一般的に規律せり。之によれば、穀物所は國家が差押へたる穀物を、其占

有者より公定買上價格にて購入す。其他貯蔵高調査、消費、打禾、保存、磨碎に關する原則も、右勅令にて定めらる。穀粉價格も埃國にては劃一なり。磨碎規則は匈國と協定せり。尙小賣値段は各管管官廳之れを定む。

穀物所の擴張。新收穫に應じて穀物所支所は地方行政官廳所在地に設立せらる。支所にも執行（供給）事務と商業事務とを分てり。前者は地方長官の命令に従つて行はれ、後者は穀物所中央所の監督の下に行はる。支所の責任者は支所長なり。支所設立以來、中央所は専ら根本の組織的問題を管掌す。支所は各州に於ける買入及び供給を行ふ。此制度は八月中旬より實施せられ、購入掛りの數も三月の時より大に増加し、農業者及び穀物商を成るべく網羅するの方針を取れり。磨粉場も其大中小により、夫々穀物所の利用する所となれり。

穀物所の金融事務。穀物所は大銀行と特約して爲替手形の引受を爲さしめ、以て資金を融通せり。補充的規則。或階級（農業自給者と勞働者の人々に對し、穀物消費定量の増加を行へり（七月二十八日命令）。麵麩の生産、消費に關する規則も改正せられる。（八月十一日命令、及び十二月二十日命令）。然るに裸麥の凶作に鑑み、磨碎規則を改正して、小麥の磨碎程度を引上げるの止むなきに至り、一般人民のために普通パン粉の品質維持を最も努めたり。又遂に農業自給者の消費定量を復舊し、及び麵麩券に關する規定も改正せられたり（一九一六年一月十六日省令）。

一般的供給に關する八月七日の勅令——此れ一九一四年八月一日の「絶對的必需品供給に關する勅令」の改正なり。該勅令は徵發權及び補償に關し改正を行へる外、新たに價格の表示及び確定を命じ、市場交通の確定を促がせり。最後に罰則を設け、市場擾亂及び價格暴騰を計る者を取締る規定あり。

穀物を飼料とすることに關する規定及び大豆類の取引に關する規定——前者は一九一五年七月二十一日省令により發布せらる。次いで飼料中央所設立せらる。後者は七月二十三日、九月二十一日命令により發布せられたり。

第五。羅馬尼及び勃牙利よりの輸入。輸入者の無經驗と運輸機關の缺乏とのため、獨逸匈三國穀物所は、需要額を協定し、輸入額の過不足なからしめん事を期せり。依つて共同の運輸委員會を設け調査せる所によれば、シューペンビュルグ境界に沿へる埃國關稅區域に、羅馬穀物巨額に集中せる事明かとなり、此れを輸入するに移めたり。然れども私人の輸入が往々にして投機的となり、種々の弊害を生じたれば、獨逸匈政府は各命令を發し、外國よりの輸入穀物は、官設中央所によりてのみ行ふべきを定

が、商人にして直輸入せるものは、これを中央所に交付するを要せしむ。九月十六日奥國命令。一九一五年十月末ドナウ交通改善の會議開かれたり。其主意はドナウの湖航交通を始むるに在り。此れ從來ドナウの交通が専ら上流より下流に向つてのみ行はれしを改善して、獨塊向へ穀物の輸入を盛んにせんとの目的に出づ。其後十一月二十六日に涉り、三國穀物中央所は協議會を開き、從來分離せる三國穀物所諸機關を合同して、穀物供給に全力を盡くすべきを約定せり。羅馬に於ても十月下旬穀物輸出中央委員會設置せられ、三國穀物所より派遣せられたる委員と協議をなせり。十二月二十二日には第一回穀物協約成り、一九一六年三月二十二日には、第二回の契約履行を見たり。

ドナウ湖航運送には、水路開通、汽船供給、鐵門交通の改善を必要とす。故に夫々其方法を講じたるが、就中力を鐵門交通に注ぎ、且つ荷船使用の距離を短縮し、積換驛を可成下流に移す事とせり。上記の運輸組織は、軍事上の輸送官廳により、始めて有効に運用せらるゝ事を得たり。而して、此軍事輸送機關と相呼應して、三國穀物中央所の穀物カルテルも運送事務を取持へり。此協力により輸送力大に増加し、依つて一九一五年の凶作を大體に於て救済するを得たり。

第六。一九一五—一六收穫年度に於ける管理。新收穫に關する勅令(一九一六年六月十一日)は、殆んど前年度の勅令と異らず。只強制的購入方法を定めたる事が、著しき新機軸なり。此方法實行のため、區廳に區穀物検査官を任命せり。

穀物の價格も、一九一五年七月十六日の命令により、奥匈兩國同時に定めらる。奥國穀價は、大體匈國よりも低廉なり。穀粉價格も奥國にては前年同様にして、匈國はや、騰貴せり。

穀物所は今年より馬鈴薯の管理をも掌るに至れり。(八月四日省令)。但し全然國家が此れを供給するに非ず、只大消費區域の需要を充たす様干渉するに過ぎず。供給確保の方法としては、行政官廳に一定量を徵發するの權を與へたり。而して穀物所は、一定期間内に此れを買上ぐる義務あり。其供給方法及び價格も定められたり。

飼料及び種子の消費に關しても、新命令發布せられたり。「絕對的必需品の供給」を規律せる一九一六年八月二十一日勅令は、新年度收穫管理制度の結末をなす。此は從來の同種勅令を改正し、政府に對して生産に途も干渉し得る權利を付與せり。其他貯藏穀物分配又は消費規則發布に關する規定も公布せられたり。最後に不正取引を禁ずる制裁的規定設けられたり。此は箇人主義の經濟組織に對し、新現象なりと言はざるべからず。

戰時食料政策として、大規模の獨占的購入分配機關の設立、消費の規律、最高價格の決定等は、經濟組織に關する根本問題として批判の價値あり。かの不正取引又は暴利獲得を禁ずる命令の如き殊に然り。

緒言

現戰爭に於ける敵國側の餓死政策に對し、奥國も獨逸と同じく、秩序的に麩麩の供給を確實にする事を得たり。以下之が詳細を説述すべし。

奥匈帝國は、穀物の收穫不良の場合には、常に外國より此れを輸入せざるべからず。殊に奥國のみ

に就いて言へば、豊作時と雖匈國よりの輸入を必要とす。

匈國王領地(匈牙利及びクロアチエン)は、奥國と合して共通關稅區域をなし居れども、兩國各個の

經濟的立法は相互に獨立して行はる。然れば奥國は、匈國穀物貯藏高の一部を必要とすれども、任意

に之を使用するを得ざるなり。敵國側の餓死政策により、奥匈國全般及び殊に奥國の麩麩供給問題生ぜり。而して此問題は二様に區別せらる。一は貯藏に確實にする事、他は分配を適當に行ふ事此れ也。戰爭の期間短かければ、分配問題重要となり、永續すれば、貯藏問題首位を占む。前者は被治者に對して、後者は治者に對して

痛切なる問題たり。

敵國が孤立政策を行ふ目的判明すると共に、麪粉問題は、輿論に於てもまた行政官廳の取扱に於ても、社會政策的色彩を捨て、戦時技術的色彩を帯ぶるに至れり。此の如き變遷は、論理上に於ても當然の事なるが、實際上の所置に於ても、豫期の如くに行はれたるものにして、戦争開始當時に於ては、人民各個への供給を容易ならしむる事と、無法なる價格引上を防止する事とが最重要問題なりしが、後に至り、國民全體及び後の收穫年度のために、貯蔵を確實にする方焦眉の急となりたれば、確定せる貯蔵高及び收穫時を標準として消費規則を定め、以て臨機の所置を行ふに至れり。

第一 一九一四年十一月二十八日の命令

發布に至る迄の變遷

埃、匈、國一九一三年の收穫は甚だ少なく、一九一四年初夏には外國より輸入するの止むなきに至れり。従つて關稅全額だけ穀價騰貴したれば、六月初旬には穀粉未曾有の高價を示し、四四冠となれり。依つて各市の代表者は、一九一四年五月及び六月即ち開戦前に於て、政府に對して、内國の凶作に鑑み關稅率法第八條に據り、穀物關稅の一時的引下を行はん事を提議せり。

然るに夏期の輸入により貯蔵高は稍多量となれり。即ち六月には約〇・二五百萬「ドツペルツェントナー」、七月には〇・九五百萬「ドツペルツェントナー」の小麥輸入を見たり。一九一四年開戦迄の輸入

總額は、小麥約四百萬「ドツペルツェントナー」、裸麥〇・三百萬「ドツペルツェントナー」なりき。

而して新收穫年度に於ける埃國の豫想額は、極めて良好なりき。埃國に於ては、七月八日農務省の調査によれば、小麥の收穫豫想額三六・四四百萬「ドツペルツェントナー」(前年三六・三三)、裸麥一三・七五(前年一二・九五)なりしも、七月二十五日の報告によれば、小麥の收穫豫想額は三四・一四百萬「ドツペルツェントナー」にして漸く平作状態にあれど、裸麥は一三・二二(前年一二・七五)に過ぎざりき。

此等の數字によれば、穀物收穫の前途は左程悲觀すべきに非れども、埃政府は八月初旬に、關稅の停止を企畫し、埃匈との協定に従つて、必要なる交渉を匈國政府に向つて開始せり。此方針に出でたる重要な理由は、宣戦後獨逸は直ちに生活資料の關稅を撤廢したるに、埃國が穀物輸入に關稅を存置せるため、其貿易の不振を惹起せりと言ふに在り。何となれば、埃國輸入商は關稅の停止に會せば、關稅差額を損失するの危險にありたれば也。

然るに匈國政府は、自國の收穫豫想を過大に見積りたるにより、當初埃國の交渉に應ぜざりしかば、一九一四年九月二十四日に至り、漸く法律に代はる勅令を發布し(帝國法令第二五一號)、該勅令に準據し匈國政府の同意を得て、十月九日以後、穀物、菜豆類、穀粉の關稅を撤廢する事とせり。然るに此れと殆んど同時に、羅國は穀物、穀粉の輸出を禁止したるを以て、該勅令は當時何等の實效を齎らざ

此間外國よりの輸入を行ひしは、軍務行政に關する方面なりき。軍務省は内國の穀物貯藏を大ならしむべく、廣汎なる手段を執るに最も適當なる地位にあり。蓋し軍務省は知識經驗に富める機關を有し、信用及び必要なる外國の支拂資料を自由に利用し、又當時最も困難とせられたる輸送機關を使用し得たれば也。然るに軍務以外の内外行政の方面にては、單に私的の輸入活動を獎勵したるに止まり。即ち内國にては爲替の利用、貨車の調達、努力、外國に在る代表者は外交上の協議により輸入を杜絶する勿らしめむとせり。而して最後に、財務行政を掌るものは、輸出禁止より生ずる損害の保障を引受けたり。

開戦後直ちに穀物、菜豆類、穀粉類の輸出及び輸送の禁せられたるは當然なり。一九一四年八月一日の命令、帝國法令第一九二號。一九一四年八月六日の命令、帝國法令第二〇一號。國家は一意専心穀物の貯藏高の増加其のものを目的として、種々の所置を採りしが、供給問題に關する一般の論議は、常に殆んど全く價格問題によつてのみ左右さるゝの觀ありたり。埃國に於て關稅撤廢を論じたる多數の意見は、皆價格の騰貴を論據とせり。蓋し是の如く價格の問題より出發せる理由は、獨逸同様埃國に於ても、現戰爭は一年とは繼續せざるべく、戦後直ちに穀物の供給常態に復すべしと、一般に信ぜられたれば也。平和克復と共に生ずべき價格下落の豫想は、一方に於て甚しく外國よりの輸入を

阻止し、他方に於て内國穀物貯藏の大障害なりき。

一九一四年七月二十五日以後塞國との交渉に急變を來したるより、穀物市場も亦大危機に遭遇したり。而して大戰の開始避くべからざる時に、政府は斷乎たる立法により、常時の供給の阻害せられざらむ事を期せり。一九一四年八月一日の勅令帝國法令第一九四號は、官報號外を以て公布せられ、一切の「絶對的必要品」に適用せらるゝ事となりたり。而して「絶對的必要品」とは、人間に必要な生活需要を満足せしむる商品、家畜の食料品、及び必要品の原料補助原料品を指するものと定められたり。

該勅令の第一節は、政治的の地方官廳（二州 Kronland の最高行政官廳）に對して臨時或は常時に、貯藏高調査を爲すの權能を附與せり。更に又區行政官廳 Bezirks-Verwaltungsbehörde に對しては、豫告なくして個人又は會社、商會等より、貯藏高の報告を徴するの權能を附與したり。抑も埃國にては、通常食料問題に關する一切の行政行爲は、平時に於ては自治行政の範圍に屬す。此種の行政行爲は、一部分は自主的の行政により行はるれど、主として、町村の活動範圍内の事項なり。町村は食料の供給を規律する特殊の機關を有し、又市場警察も其權限内の事項に屬す。而して固有の市制を有する大都市に

於ては、市長は最上級の行政官廳として活動す。

右の如く、必需品給與を確實ならしむるための法令を發布せるは、畢竟「町村の給與」を行はんとする計畫にして、其手段としては地方行政官廳をして、他に適當なる價格にて調達し得ざる場合には、絶對的必需品の生産者及び商人より其の貯藏せる該商品を徵發し、此れを地方町村に給付すべき事を命ずるの權能を有せしめたり。斯の戰時給付法（一九二二年十二月二十六日帝國法令第二三六號）は、此勅令の模範として參考せられたり。

上記の給付義務に對しては異議を唱ふることを得ず。徵發品に對する補償は、所有者と當該町村との協議の下に、専門家によりて通常の價格を標準として決定せらる。所有者が其評價により、不當に利益を侵害せられたりと思惟する時は、裁判所に訴へて價格引上を請求することを得べしと雖、給付義務を怠る者は、禁錮及び罰金に處せられ、又營業權を喪失せしめらる。

最後に該勅令は、不當に價格を昂騰せしむる事を不法行為なりとし、此れに對する制裁を設けたり。不當に價格を昂騰せしむる者とは、（一）戰爭が惹起せる異常の状態に乗じ、絶對的の必需品に對し、明白に不當なる價格を要求せるもの、（二）其價格を不當に引上げんがために、絶對的必需品を買占め、或は其生産又は取引を制限するもの、（三）絶對的必需品を騰貴せしめむがために、虚偽の報道を傳播し、或は他の欺瞞手段を用ひたるものは是れ也。而して處罰規定は、（一）に對しては一週間乃至六ヶ月

間の禁錮及び二千元以下の罰金、之れが再犯及び（二）（三）に對しては、一ヶ月乃至一ヶ年の禁錮及び二萬元以下の罰金を課する事とせり。

實際上記勅令は、戰爭初期に於て、著しく人心を平靜ならしめ、其效果大に見るべきものありしが、後に至りては常態的供給の攪亂せらるゝを防ぐ事を得ざりき。其理由は、町村が殆んど徵發を請求するの權利を行使せず、従つて最必要なる食料品の投機賣買を全然防止する能はざりしにありとせらる。詳言すれば、町村は、行政處分により決定せられたる買上價格が、後に至りて裁判上引上げらるゝを恐れたるなり。又多數の地方團體は、専門の穀物商間に流布せる戦後穀價の急速なる下落を慮りて、買上を躊躇せるなり。

されば穀物及び穀粉の供給關係は、明らかに不良の傾向を呈したりしが、一般人民の不安の原因は主として價格の騰貴に存したりき。然るに此の騰貴の勢は殆んど停止する所を知らざりし也。（附録第二表を見よ）。一九一四年十月九日の關稅撤廢も、穀價騰貴を停むるに足らざりしにより、一般の不安は益々加はり、當時より獨逸同様、最高價格決定の爲めの運動盛んに行はれぬ。

國家は初めには、唯貯藏高を浪費せしめざる爲めの所置をのみ執りたり。然かも利害關係者側よりは、私經濟に對する不當の干渉なりとの批難續出せり。即ち一九一四年十月二十七日の勅令帝國法令第二九七號を以て、小麥裸麥玉蜀黍米等を酒精製造に消費する事を禁止、酵母釀造に用ゆる事を著し

く制限せり。一九一四年十月三十一日の勅令帝國法令三〇一號により、麩麩製造に關する最初の規則發布せられたり。即ち麩麩製造業者は、七〇%の小麥粉或は裸麥粉を用ゐ、其餘は大麥粉、玉蜀黍粉或は馬鈴薯粉又は馬鈴薯濕粉を用ふべしとせり。是の如くして、埃國にも「戰時麩麩」の制度行はるゝに至りぬ。又一度既に飲食店及び珈琲店へ供給したる麩麩との交換及買戻等も禁止せられ、以て浪費を防ぐに努めたり。

第二 一九一四年十一月二十八日の最高價格決定の命令

多數の町村乃至法人等は、盛に最高價格決定令を發布すべしとの決議を發表したるも、政府は長く此れを躊躇せり。此れ埃國としては誠に止むを得ざる事にて、埃國の穀物穀粉の需要の大部分、年平均約一五〇萬、ドツペル、エン、トナールは、匈牙利より輸入せらるゝものなれば、埃國が獨斷にて最高價格を決定するは、何國市場を封鎖すると同様の結果を生ずる也。加之、穀物大取引に對しては、此れが實行可能が疑問とせられたれば也。然るに獨逸に於て一九一四年十月二十八日聯邦參議院は、穀物最高價格を決定するの命令を發布したるを以て、埃國の反對論者も其非を悟るに至りぬ。茲に於て九月以來開始せられたる何國政府との交渉は、愈々熱心に繼續せられたり。而して獨逸の

決定令の詳細なる報告ありし後、慎重なる専門家の調査を経て、何國政府の同様なる命令と同時に、埃國の最高價格決定令は發布せられたり。此れ一九一四年十一月二十八日、帝國法令第三二五號なり。埃國の採りたる方針も、大體獨逸のそれと異ならず。最高價格に關する規定も、穀物取引の一般規定として其貯藏高の節約的利用を主たる目的とせる法令に、附屬して發布せられたる也。故に一九一四年十一月二十九日に發布せられたる半官的の布告に於ても、麩麩製造方法に關する規則が主要部となせり。一九一四年十一月二十八日の省令帝國法令第三二四號は、穀粉の生産及び取引に關する規定にして、新法令の根底をなすもの也。此規定は、穀粉の貯藏高に應じて、節約的に麩麩の製造を行ふべき事を命ずる豫防的處置なりと言ふべし。されば從來の規定は、其適用範圍を擴大し、單に麩麩製造業者のみならず、其以前に製粉場に於て、早く既に代用粉を混合すべき事となれり。故に此は麩麩製造業者の違反を防げるのみならず、一般家庭に於ても混合粉を以て麩麩を製造せざるべからざるに至れり。又從來は入一〇種の麩麩用粉を存したりしが、此れを三種に減少せり（即ち穀物一定量中、一五%は碎粒及び精製優良粉とし、一五%は中等粉とし、餘は此れを普通パン粉とす）。又穀物の利用を有效とする爲に磨碎程度をより嚴密にすべきを定めたり。（小麥八〇%迄、直用穀粉八五%迄、裸麥八二

%迄の磨碎を必要とせり。

該規定と共に發布せられたる最高價格規定によれば、當初より最高價格の率を定めずして、寧ろ過去に於ける或る時期の取引所の價格を取りて此れを最高價格とし、此れによりて價格の騰貴を引下げ、又長く一定の限度内の價格を維持せしめんとせり。故に地方行政官廳は、該令により、小麥及び裸麥は、十月下半期の各地取引所の價格を以て、大麥及び玉蜀黍は、十一月上半期のそれを以て、最高價格と定むべき様委任せられたり。

獨逸にては穀粉の價格定められざりしも、此命令には穀粉價格の規定を存す。埃國にては、百基瓦のタイヌ産小麥と同様の零番の穀粉との間の價格の差は、嘗ては一〇乃至一二冠なりしが、當時は一八乃至二二冠に増加せり。而して穀粉に一定の價格を附することは更に困難の事項なりしも、價格決定の効果を完全にするためには、是非とも必要なりしにより、此れを斷行する事とせり。

専門家との審議を経て、穀粉の價格は其最高率を定められ、同時に穀袋、荷積、運送等の費用に關し詳細なる規定設けられたり。磨碎賃金は穀粉の種類によりて差等あり。此差等は事實上の磨碎費用によりて定められず、社會政策的見地より、穀粉の低廉となるに従ひ愈々磨碎賃金を低からしめたり。即ち精製優良穀粉に對しては、穀價の六七・五%の割増を附し、中等穀粉に對しては、五七・五%の割増を附せるに、普通パン粉に對しては、一七・四%の割増を決定せり。穀の價格は制限無し。

最高價格に關する命令の根本方針は、國民一般に歓迎する所となり、殊に穀粉の價格決定方法は、大に當を得たるものとせられたり。されど愈々價格の決定を見たるに際しては、其價格高しとの不平屢々唱へられたり。(本文末第三表參照)。

最高價格に關する命令の第一の效果は、著しき價格下落にありき。十一月二十七日の「ベスター・ロイド」は報じて曰く、僅々二日以前迄は小麥の代價四五冠なりしに、今や四三冠にも及ばざらんとすと、然るに其後商品の缺乏著しく、十二月末には穀物取引所の取引全く滯滞するに至れり。一九一五年初頭には、穀物の缺乏愈々甚だしく、商人、消費組合、並びに一般家庭は、其貯藏増加を計りしを以て、購買量は大に直接の需要を超越せり。

當時は、如何なる高價を拂うとも、穀物を得んと熱望盛んにして、買手は屢々賣手と妥協して最高價格命令に違反せる取引を行ひたり。

其他の節約的處置

匈國の收穫額は、一九一四年七月の豫想高よりも大に減少せり。其後の調査報告によれば、小麥の收穫は僅かに二八・六四百萬「ドツベルツェントナー」にして、平作の約三八乃至四二百萬「ドツベルツェントナー」より劣る事甚しく、殊にガリチェンに敵軍侵入せしを以て、大量の穀物損失を招きぬ。

茲に於てか節約令は愈々嚴重となれり。即ち料理店、珈琲店に於て、麪、菓子類を常に卓上に備へ

置く事を禁じ、客の求めに應じて供給せしめたり（一九一四年十二月十六日命令）。更に穀物、穀粉を飼料となすことを禁じ（一九一五年一月五日命令、帝國法令第五號）、遂に麩麩製造方法に關する規定を愈々嚴重に取締りたり（一九一五年一月三十日命令、帝國法令第二四號）。麩麩製造のためには、普通パン粉のみを用ゆるを許し、然かも僅かに五〇%だけとし、他の半分は補充的穀粉或は馬鈴薯濕粉を用ふべしとす。小形麩麩製造に就いても同様の規定を設けたり。

地方官廳は麩麩類の重量、形狀、代價並びに毎日製造し得べき等級を定むる權能を附與せられたり。菓子製造に際しても、小麥粉は七〇%以上を用ゆるを許さず、尙大麥の貯藏を減せざらむがために、麩の製造を禁じたり（一九一五年二月十五日命令、帝國法令三六號）。

第三 一九一五年二月二十一日の取引禁止及び

取引規律勅令

埃國の消費に應ずるためには、埃國より多量の穀物を購入せざるべからず。然るに埃國の地方官廳の差押處分は、實際上同國よりの輸入を妨害したり。而して十一月協約の前提たりし埃國間の自由交通も、遂に杜絶せらるゝに至れり。

一九一四年法律I號に基き、戦時の非常處分に關する法律の補助として、埃國政府は一九一五年一

月十四日及び一月二十八日に命令を發し、小麥、裸麥、大麥、燕麥の貯藏並びに小麥粉、裸麥粉、大麥粉、玉蜀黍粉、馬鈴薯粉及び米粉の貯藏を、地方經濟委員會に引渡すべきを命じ、此委員會は埃國政府の機關として、貯藏高の調査及び差押を實行する事となりたり。

一九一五年二月十五日の命令、Z六一〇により、上記の處分は玉蜀黍にも擴張せられ、同時に下の如く定められたり。即ち右命令に基き、地方經濟委員會に玉蜀黍の貯藏を申告する事により、其所有權は委員會に移轉し、占有者は其貯藏品を保管し且つ引渡すべき義務を負ふ。

右の如き一般的貯藏高調査と差押とにより、埃國農産物の對埃輸入は實際上全然杜絶するに至りたり。

埃國政府は埃國に對して交渉したるも、其結果は、埃國政府をして埃國の玉蜀黍要求額の幾分か之供給するの義務を負はしめたるに過ぎず（一九一五年二月）。然れども埃國政府は、直ちに右輸入玉蜀黍の引受所を設置し、此れを玉蜀黍輸入所（Maize Centrale）と名け、農務省の管轄に屬せしめ、グイーンの大工業家をして此れを監督せしめたり。

前述埃國の命令が、一月の中旬及び下旬に發布せらるゝ迄は、埃國政府は穀物取引を規律する事を避けたり。獨斷に此れを行へば、埃國よりの輸出禁止を招くを恐れられたれば也。然るに今や埃國は、其貯藏高の不足なるに鑑み、穀物の取引を大規模に制限せるが故に、埃國は愈々現在の貯藏高の消費に

關し、統一的の規定を設け、以て新收穫迄其供給を保持するの必要に遭遇せり。

匈國の私取引禁止と殆ど同時に、獨逸に於ても一月二十五日の聯邦參議院命令により、貯藏穀物の一般的差押を斷行し、此れを戰時穀物會社に委付せり。

奧國に於ても政府は、最も痛烈なる干渉を行ひ、國家自ら全然專賣的なる取引規定を設けむと決心せり。而して一九一五年二月二十一日の勅令帝國法令第四一號は、右の制度の基本を定めたるものなるが、其根本思想は獨逸の取引規定と相似たれども、國情の異なるがために、種々別様の方途を採りたるなり。殊に注意すべきは、獨逸の戰時穀物會社は既に一九一四年十一月に設立せられたるが故に、一般取引に國家が干渉するに至りたる時には、其完成せる組織を運用して、既に多量の穀物を所有し居たる也。然れば此れがために、一般の差押處分は、さしたる困難なく行はれたり。反之、奧國に於ては、官廳の所有せる穀物僅少なりしを以て、若し一般的に差押を行はむには寒心すべき取引の滯を來すの恐れありしが故に、一般的差押は此れを斷念せざるを得ざりしなり。故に穀物及び穀粉に對して取引禁止をなしたるに過ぎず。即ち此等の貯藏品は加工、消費し又飼料とするを禁ぜられ、任意的にも強制的にも此れを讓渡するを得ず。但し前述の理由により、廣き例外は認められ、先づ自家用として一日一人當り三百瓦の穀物、即ち二百四十瓦の穀粉を消費するを許されたり。次に麪麩及び菓子製造業者には、穀粉を用ゆるを許し、又職業的商人に對しては、其華客の直接の消費に必要な

範圍内に於て、穀粉を供給せられたり。同様に、一般的消費規則の制定せらるゝ迄は、町村の急迫なる需要を充足するために、取引を禁ぜられたる貯藏穀物を使用するの權能を、行政官廳に附與せり。更に一般に貯藏高調査に關する詳細なる規定發布せられたるが、此規定は穀物及び穀粉を合せて、二十基瓦以上を有する家、及び經濟主體にも適用せられたり。

消費規則に關しては、其原則は内務大臣により、箇々の處分令は下級官廳州及び區により、發布せらるゝ事と決定せり。

穀物占有者が、官廳の要求に對し、引渡を拒みたるにより、強制徴收を行はざるべからざるに至りたる時は、官廳普通の買上價格より一〇%を減ずるものとす。

「處分し得べき貯藏穀物を、各地方に分配するの事務」は、國家の監督の下に立てる「穀物取引所」
Getreide-Verkehrs-Anstalt 此れを行ふべく定めらる。

國家が獨占的に取引を規律するために、運送許可證を發し、此證書なき者に對しては、如何なる鐵道及び汽船會社も、穀物及び穀粉の運送を引受くるを得ず。運送狀の下付は下級行政官廳此れを行ふ。

此勅令のために、下に掲ぐる三事項の實行必要なるに至りたり。即ち、(一)一般の貯藏高調査を急速に行ふ事、(二)消費規則を制定する事、(三)貯藏穀物を蒐集分配する戰時穀物取引所を設立する事は

れ也。

貯藏高調査及び消費規則の制定

一九一五年二月二十八日以来、政府は鋭意貯藏高調査を行ひ、以前よりも遙かに精確なる概算を得たり。調査の結果は一般に良好にして、毫も悲觀すべき状態に在らざる事明白となりたり。而して各所の營業者、特に私人の家に於て、穀粉の貯藏保存せられたるもの、頗る多量なるを發見したり。此に於て、第二の問題として、此の貯藏穀物の消費規則を制定せざるべからざるに至りたり（一九一五年三月二十六日命令、帝國法令第七五號）。消費の定量は、略々獨逸のそれと相同じきを以て、毎日の消費量は一般に穀粉二百瓦と定められ、穀粉と麩との換算の比は五對七と確定せられたり。農民は自己の生産物を直ちに食料とする限り、其割當穀物額は一日三百瓦とす。即ち一般の場合より二〇%割方増加せらるゝ譯なり。奥國の各地方は其事情甚しく相違せる故に、内務省は穀粉及び麩のみを以て生活する地方に對しては、特に補給を行ふべき事を留保し置きたり。

更に進むで、各人が消費し得べき額は、先づ自己の貯藏穀物中より供給すべく定められたれば、各家の貯藏穀物を大に利用すべき方法開かれたり。又在家貯藏高が、一定の額を超過せずとの申出に基き、麩麩切符を交附し得べしとの規定も、在家貯藏高を利用せしむるの趣旨に出づるものにして、此場合に申告を怠りたる額は、沒收せらるべきものと宣言し得るなり。

此の消費規則實施のために、一般に麩麩切符の制を設けたるが、或る場合には、行政官廳は他の處置をも執り得る事となせり。

麩麩切符の制度は、稍々獨逸のそれと異りたり。此制度は獨逸に於ては、各地方團體に委任され、別々の方法によりて行はれ居るものなりと雖も、奥國に於ては、劃一制の原則が採用せられたるが故に、奥國麩麩切符は讓渡移轉力を有せり。即ち麩麩切符は、各州内地方團體の何れに於ても有效なりとす。但し地方官廳相互の合意により、隣接せる州に於ても、效力を認めらるゝ事もありたり。更に獨逸と異なる點は、所謂減額麩麩切符制度なり。全額麩麩券を以てすれば、一週間一四〇〇瓦の穀粉の交附を受くるを得れども、減額麩麩切符は、一〇五〇瓦分の切手より成るものなり。此減額切符は、一家内の穀物或は穀粉の貯藏が其家に於ける被扶養者一人當り二基瓦以上なる場合に、其等の家に對して交附せらる。此場合に於ける各家の貯藏現在高の決定は、第一回の麩麩切符發行の際に申告せられたる額に基くものにして、此の申告は實際上貯藏現在高の調査をなすに等しく、又國民をして、新たに消費上の注意を促がさしむるに足れり。家内の貯藏高が、一人當り二基瓦以下となりたる時、初めて全額麩麩切符を請求し得る也。

ウイーンに於ては、第一回の麩麩切符發行は、一九一五年四月七日なりき。其數は一、九八三、四三

七にして、内譯減額麩麩切符三五七、八九七(即ち一八%)なりき。

麩麩切符制定と共に、麩麩の標準的重量も確定せられたり。ウイーンに於ては、箇々の麩麩切符一枚を以て、穀粉五〇瓦、或は麩麩七〇瓦を買ひ得るものと定められたり。而して麩麩七〇瓦の最高價格は五「ヘラー」(後に四「ヘラー」なりとす。同時に麩麩の賣買は、其重量七〇瓦を基本とし、或は其倍數を以て行はるべき事を定めたり(一九一五年四月十日府令Z八〇七W、八三三W、八三七W)。

ウイーンに於ては、此規定は改正せられ(一九一五年五月八日の府令、Z一二三二W)、在家貯藏品の使用を愈々多からしむるの方針に出でたり。即ち被扶養者の一人當り七基瓦以上の穀粉或は穀物を存する家に對しては、麩麩切符の交附を停止せり。但し特定の業務に在りては、貯藏品を最高價格にて賣却する事を許可したり。而して其過剩額を處分し終はりたるものは、麩麩切符の交附を請求し得るなり。更に避暑地に一時的居住をなす人々に對しても、其貯藏穀粉の交附に關する規定を設けたり。

最後に町村に對して使用せられざりし麩麩切符を、重労働者、Schwerarbeiter(即ち重工業に従事する労働者)の割當額の補給に供せしむる權限を與へたり。

戦時穀物取引所

專賣を行ふ穀物取引所を設立するの原則は、既に一九一五年二月二十一日の命令によりて確立せられたり。然れども其詳細なる組織及び活動方針は、更らに新たに定められざるべからず。此れがため

に先づ穀物取引所の監理を行ふべき人を選び、此人に託して一切の實行方法を案出せしめたり。

穀物所に關する實施命令(帝國法令第四七號)並びに穀物所法は、一九一五年二月二十七日發布せられたり。

此の實施命令に對する根本原則は、今日も尙有效にして、穀物及穀粉生産物貯藏高分配を行ふために、公法上の營造物を設立し、法人たる資格と商人たる性質とを兼備せしめ、強行法規によりウイーン商業裁判所に其設立登記をなさしむるものなり。

之が財政上の運用に關しては、商人的原則に則り、且つ其支出は收入を規準として此れを行ふべしと定めたり。然れども尙收入に缺陷の生ずる場合には、國家より此れが補充をなすものとす。此點に於て穀物所は完全なる國家の保障を享受せり。加之、穀物所法によれば、穀物所は其目的を遂行するために、國家より普通の銀行利率を以て、資金の貸與を請求するを得るものなり。同時に穀物所は、爲替手形を發行するの權限を與へられたるが、其の利率及び手数料の要求は、發券銀行(埃甸國銀行)の手形利率を超へざるを限度とす。

斯くの如くにして、穀物所は專賣の主體として、法律上商人たる資格を享有せる半官的の營造物として設定せられ、國家より無限の保障を受けて、信用により必要なる資本調達の途をも備へたり。其組織に關する規定によれば、内務省の指名せる總裁一名全事務を監理し、總裁に故障ある時は、三

名の副總裁代つて事務を行ふものとす。

國家は政府委員を任命して、之が監督をなさしむるものがあるが、此れによりて穀物所と政府との交渉は、迅速且つ密接なるを得たるなり。

穀物所が其任務を行ふに際しては、顧問機關として執行委員會ありて總裁を輔佐す。此の委員會は、副總裁、政府委員、並びに總裁自ら指名せる専門家委員より成る。此委員會が實際上は事務を處理するものなれども、總裁は其決裁をなし、及び責任を負ふ點に於て、毫も委員會の決議に拘束せらるゝ事なし。政府委員は法律上執行委員會を構成するものなれば、單に監督機關たるのみならず、事務執行にも與らざるべからず。而して執行上の常務を多數の合議により行ふは困難なるを以て、穀物所法は總裁に對して、箇々の委員をして常に調査報告をなさしむるの權限を附與せり。

穀物所をして、人民の代表者の感ずる利害關係を知悉せしめんがために、參事會あり。内務大臣の指名せる經濟上の知識經驗ある人士より成る。

穀物所の内部的經營の施設、即ち其組織及び財政に關する問題、並びに一般に供給方策に關する問題は、其商人的事務處理の問題と區別するを必要とせり。故に事務の第一部、即ち執行事務は、日々の供給事務、貯藏現在高及び需要の統計、消費規則、穀物取引、又工業上の需要、價格に關する政策及び收入支出上の問題、穀物所内部の組織及行政、旬國其地諸國よりの輸入等に就いての一切の調査

報告より成れり。

第二部の事務は、純粹の商業事項及び穀物の磨碎運送に關する報告を主とす。

營業部は以下の數課より成れり。軍隊給養課、小麥及裸麥課、穀粉課、大麥課、玉蜀黍課、工業給付課、種子課、輸入課、中央簿記課、資金融通課等是れ也。執行部に於ては、官廳的に文書によりて事務を進捗せしむるも、營業部に在りては、商人的に臨機に經營を行ふものなり。而して兩部は能く和衷協同せるが故に、此れに關係ある私的利益をも傷くる事なしに、國家全般の給養を計る公的設備を、營業的に利用するを得せしめたり。

穀物所の外部組織に就いては、短時日の間に、穀物買入及び穀粉分配の固有の機關を設くる事不能なりと思はれたれば、種々考慮の末、當時現存せる商業上の機關を出來得る限り利用せむとせり。故に從來穀物及び穀粉の取引を行ひたる一切の企業を、戦時穀物取引所の組織中に收容する事に決せり。但し此際穀物所の負擔すべき危険を、出來得る限り少なくし、且つ外部機關の注意力を緊張せしめ置くは、國家的利益の必要とせし所也。

されば其營業上の根本方針は、自己の計算に於て營業をなす事を避け、又其取引を規律するには、私法上の契約を以てするに在り。而して穀物所は其專賣的地位にあるにより、私法的契約によるも、決して利益を害せらるゝの恐れなき也。

穀物の取引には三階段あり。第一は穀物の買入、及び此れを磨粉場に交附する事なり。此際に其量と質とを確定し、又其保管及び荷送に當つては、必要な注意を怠るべからず。第二は磨粉場の仕事なり。磨粉場は穀物買入者より穀物を受取り、此れを保管且つ磨碎し、更に消費のために穀粉を交附するの義務を有す。然れども穀粉の交附は、直接に消費者に對して爲すを得ず。即ち第三として頒與機關を必要とす。

農家より穀物を購入し、此れを磨粉場に交附するためには、商人或は農業組合を働かしむ。此等の者の穀物所に對する關係は、問屋、營業者のそれに等し(奥商法第三二六〇條第一項及び第二項に曰く「問屋とは委託者の計算のために、自己の名に於て、商行爲の締結を業とするものを言ふ。」「問屋は第三者と締結せる商行爲により、獨り自ら權利を得義務を負ふ。委託者と第三者との間には何等の權利義務發生せず」と)。此規定に則れる契約に於て、問屋は獨り穀物所の計算のために、購入する義務を負ひ、此事に關し穀物所並びに行政官廳の箇々の處分に服従するの義務を負ふ。

問屋は(原則として自己の費用を以て)穀物を購入し且つ保險に附し、必要に従つて倉庫に保管せざるべからず。問屋は質權、留置權、介入權を有せず。問屋の購入せる穀物並びに問屋の締結せる賣買より生ずる一切の債權は、穀物所の獨占的處分に歸す。

問屋はまた穀物所の委託により、穀物所の指定せる代價に於て、穀物所の指定せる磨粉場に、穀物

を販賣するを要す。而して其賣得金は、立替金及び手数料を差引きて後、此れを穀物所に交附するを要す。手数料は一貨車分以下の賣買に對しては二・五%、其れ以上の賣買に對しては一%と定めたり。一九一五年乃至一六六間は、劃一的に二%と定められ、一九一六年乃至一七七間は、總べての穀物の種類に對し、劃一的の新規定を設け、「ドッペルツェントナー」に付き、七〇「ヘラー」を支拂ふを原則とせり。以上手数料は、問屋の購入及び販賣行爲に對する報酬なり。

各行政区劃には、原則として二人の間屋が、指名せられたり。當時貯藏高一般に多からざりしにより二人にて十分なりしも、不足の場合には、問屋補助者を指名する事を許可せり。一九一五年一月に指名せられたる問屋は、總數四〇三名にして、内譯農業組合一四二、商人二〇一なり。其後、問屋の購入報告により、穀物所は利用し得べき商品の所在を知り、此れを磨粉場に交付すべきを命ずるを得るものなるが、此の際問屋は契約の主旨に従ひ交付を實行するを要す。

磨粉契約は、問屋に對する契約に直接して締結さる。磨粉場は割當てられたる穀物を、穀物所指定の代價にて磨碎する義務を負ふ。磨粉場は、自己の費用に於て、同一品質數量の物を給付する義務あり。又荷解き費用及び汽車汽船停留場よりの運送費を支辨せざるべからず。穀物を引受くるに當り其穀物に瑕疵の存する時には、商慣習により問屋に對して瑕疵による訴を提起するを得。然れども穀物にして尙磨碎に堪へ得べき限りは、磨粉場は是非とも此れを引受けざるべからず。但し此れによりて

生じたる損害は、引受價格より引去る事を要す。

磨粉場は戦時穀物取引所の指示に従ひ穀物を磨碎し、且つ其證書を交付せざるべからず。斯くして製せられたる穀物は、穀物所指定の代價を以て、同じく穀物所指定の需要者にのみ供給せられざるべからず。

磨粉場は其義務履行の報酬として、磨粉料並びに一定の袋代、運搬費用等を給せらる。

磨粉契約の本質は、雇傭請負契約の種類なりと言ふを得べし。只其契約の形式は賣買に類する事あるも、之は明らかに磨粉場をして、一度所有權を得せしむることにより、單純なる請負契約の場合以上に、利害關係を緊密ならしめんが爲めなり。若し請負契約によるものとすれば、穀物所が其穀物又は穀粉の所有權を保有し、種々問題の生ずる場合には、穀物所に事實證明をなすの責任を生ずるならむ。然るに現に穀物所が採擇せる形式によれば、穀物所の責任輕減せらるゝと共に、磨粉場の負擔も平時の場合よりも重からずして、且つ其利益も十分に保護せられあり。而して磨粉場に全責任を負はしむる事は、公益上必須なり。何となれば、かくしてこそ穀物及び穀粉の供給を保全し得べければ也。

問屋並びに磨粉契約上の争議は、ウイーン農産物取引所仲裁裁判所にて決定せらる。

下級行政官廳は、各區(Boulevard)に穀粉を分配する特別の機關を設置せざるべからず。此れが爲めには、平時同様穀粉商、麪麩焼業者等に分配を掌らしむるの外なし。但し消費規則に違反せざる様國家

の監督を行ふ點が、平時と異なる所なり。此等の小分配所は、各地方の區會又は町會により定めらる。而して此等小分配所が、穀粉を買入るゝに必要な金銭は、各區の貯蓄銀行又は金融組合等にて融通する事とせり。

穀粉が消費者の手に入る順序を示せば、先づ問屋が農業者より穀物を買入れ、此れを穀物所の委託により契約上の義務者たる磨粉場に賣却し、磨粉場は此れを磨碎して穀粉となし、穀物所指定の分配機關に交附す。

穀物の品質分量等に關する争ひは、農業者と問屋、問屋と磨粉場、又磨粉場と消費者との間に於て決せらる。即ち穀物所は當事者となる事無し。

穀物所は一九一五年三月九日を以て設立せらる。かの執行委員會は、大體に於て上述せる内部及び外部の組織を承認せしかば、次いで問屋の指定、買入れの組織等を急速に運ぶの必要存したりき。而して此れがためには行政官廳の援助必要なりしを以て、内務省は穀物所と行政官廳との協力を勸むる詳細なる訓示を發せり。此訓示に基づき、一九一五年四月中旬に買入れを行ひたるにより、當時迄貯藏せられし穀物を吐き出さしめたるのみならず、又一九一五年十一月二十八日の命令を以て決定せる最高價格を嚴守して、以て一般の供給状態の安定を圖れり。當時市場に於ては、最高價格規定に違反するもの甚多かりしが、穀物所指定の問屋が買入を行へるにより、此の規定はまた遵守せらるゝに至り

たり。

上述の如くして、一九一五年四月中旬より新收穫期迄、新方法により供給行はれたり。然れども代用穀粉に關する規定を益々嚴密にするの必要も亦發生せり。即ち匈國より輸入せらるべき玉蜀黍は、諸種の事情に妨げられて、其供給思ふが如くならず。依つて、一九一五年四月八日帝國法令第九六號は從來の玉蜀黍磨碎規則を改正し、磨碎程度を八二%に引上げ、磨粉場をして八%の玉蜀黍碎粒(Margarine)と七四%の精粉とを製出せしむる事とせり。此種の穀粉は細かに過ぐるを以て味佳ならず、又永く保存するに適せず。又麩麩燒業者も玉蜀黍粉の使用に馴れざるが故に玉蜀黍粉製麩麩は甚だ缺點多かりき。

されば該收穫年度終ると共に、麩麩の品質粗悪となりしは疑ひなき所なれども、匈國の凶作のために、其の後半には平常の如き對埃輸出全く行はれず、又ガリチエン、ブコウイナに於ける大損失ありしに關せず、幸に穀粉供給甚だ窮乏するに至らざりき。

第四 一九一五—一九一六收穫年度に於ける取引の規律

開戦以來の經驗により、新收穫よりの供給を秩序的に行ふ事を企てたる吾人は、先づ第一着として、一九一五年三月三十一日の省令帝國法令第九一號により、收穫物先物の買占め無効を規定せり。又一

九一五年度の内國穀物を、一九一五年七月一日以前に賣買する契約は禁止せられ、又無効なりと宣言せられたり。然かも此禁令は溯及力を有せり。第二着としては、一九一五年五月十九日省令帝國法令第一二八號により、生穀物を飼料に用ゆる事を禁ぜり。

國家は新收穫の處分を確保する上記の諸令を發布せる後、新收穫物穀粉の取引を一般的に規律するために、一九一五年六月二十一日、帝國法令第一六七號として勅令を發せり。

此れと前後して獨逸は、聯邦參議院布告として、一九一五年七月二十八日麩麩用穀物及び穀粉に關する命令を發せしが、兩者とも殆ど完全なる國家の穀物專賣を規定せり。即ち全收穫は畑地より分離する瞬間に於て國家のために差押へらるゝ也。

農業經營者は、其家族と共に「自給者」として取扱はれ、消費規則に定められたる分量を消費するを得、其餘は種子として用ひ、更に殘餘穀物あらば飼料とするを得。

穀物所は、提供せられたる穀物を買入るゝ義務を負ひ、反之、差押を受けたる穀物の占有者は、穀物所或は受托者に對して、公定買上價格(本論文末第四表を見よ)を以て賣却するの義務を負ふ。而して穀物引渡の際には現金を支拂ふを要し、賣買契約と同時に引渡行はざる場合には、内金として代金の五〇%迄支拂ふを得。

右勅令は第二に、貯藏高調査に關する原則、消費規則に關する原則、第三に打禾、保存、磨碎に關

する原則を定む。

穀物所の委託を受けたる購入問屋は、私法上及び勅令上、購入せる商品と、其委任の条件にのみ従つて處分する義務を負ふ。穀物所又は其受任者より、穀物の磨砕を引受けたる磨粉場は、穀物所の指令によつてのみ、其穀物を處分する事を得。即ち穀物所は穀物及び穀粉に就き無制限なる處分権を有せる也。

穀物占有者が、差押を受けたる貯蔵品を、穀物所に賣却する事を拒みたる場合には、官廳は先づ占有者の引渡義務を認定せざるべからず。此認定に基き必要な場合には、強制的引渡を行はしめ、其買上價格も通常の場合より十分の一を減ずるものとす。

價格に關する政策

穀物の買上價格は、省令にて定めらるれども、穀物所の販賣價格は、正確なる商業計算に基き、生産費用を償ひ得るを限度として、政府直接の決定によるものとす。

穀物所の買上價格を定むるに當り、我國に於ても獨逸同様諸種の利害を調和する事甚だ困難なりき。獨逸にては地方により、買上價格に差等を設けたれど、埃國は全國均一制を取りたり。但し時期を定めて順次に價格引下を行ふ事としたれば、此は一方に於て從來の最高價格を廢したると同様の結果となり、又他方に於ては、打禾を迅速に行ふ獎勵金の用をなせり。大體に於て一九一五—一六收穫年度の

埃國穀價は、本論文末の第四表及び第五表の示すが如く、匈國穀價よりも低廉に、又一九一四年十一月二十八日の最高價格よりも低廉なりき。

穀粉の價格を計算するに當りては、先づ埃國産穀物の生産費を算定せざるべからず。該生産費中には經營資本の利子、及び穀物所經營費用、即ち穀粉百基瓦に付き二〇「ヘラー」の負擔が包含せられあり。然かも穀物所は此の二〇「ヘラー」全部が償はるゝを要求せず、實際上一七・七四を得れば足るものなり。而して右の中より經營上の支出に屬する分を引き去れば、百基瓦に付き約一二「ヘラー」を得る事となり、其の内約五・五「ヘラー」が、各種の役員に對する報酬に割當てらるゝものとす。

穀粉の價格を計算するに當り、更に顧慮すべき一要素あり。即ち埃匈兩政府間には、匈國の供給すべき穀物の量（九〇〇、〇〇〇噸）に就き協定あり。其價格の清算は、匈國中央穀物所（戰時生産物株式會社）により、埃國穀物所に對して爲され、而かも當時の匈國最高價格を標準とす。然るに匈國最高價格は、埃國のそれよりも少なからず高價なり。而して穀粉の價格は、匈國よりの穀物を別扱ひとせずして、劃一的に定めらるゝが故に、其差額は先づ埃國穀價を土臺として、計算せられたる穀粉の價格に對し、附加せられざるべからず。

磨碎規則は、匈國と協議して下の如くに定められたり。即ち一定量の小麦より、一五%の精製優良穀粉（feines Backmehl）二五%の中等穀粉（Kochmehl）三八%の普通パン粉（Brotmehl）を得、其の一七%は穀

となり、二%は屑となるものとす。其價格は一九一五年六月二十八日の命令に於けるが如く、社會政策的見地より、普通パン粉の使用を有利ならしむる様、左の如くに定められたり。即ち優良穀粉六八冠、中等穀粉五八冠、普通パン粉四二冠とす。裸麥よりは、均一穀粉のみを製し、其價格も四二冠とす。此價格は、磨粉場所在地より全國に涉りて同一なれば、穀物過剩地方よりの輸送費用により、穀價に差異を來たす事なし。

磨粉場に命じて定めらるゝ穀粉の價格は、磨粉場に割當てらるゝ穀物の價格によりて定まる。磨粉業者は、割當てられたる代金を問屋に支拂ひ、問屋は其内より各種の費用及び報酬を引き去りて、殘餘を穀物所に交付す。要するに全國の穀粉價格は、磨粉場所在地と同様なり。而して此原則に準じて、各所の小取引も規律せらるゝの要ありしにより、勅令は第十九條に於て、各管轄官廳に小取引の小賣値段を確定すべき事を規定せり。各種の價格が既に國家により定められ居る時は、官廳が小賣値段を定むる事も困難ならず。又實に其時以來嚴密に實行せられつゝあるなり。重量によりて賣買せらるゝ麩麩の價格すら官廳の決定可能なりき。

穀物所の擴張

一九一五—一六年度の收穫に關する諸規定は、一九一五年二月二十一日の命令に類似すれども、唯

從來の原則を益々嚴重にせる點に於て、此の命令を改正せるもの也。故に穀物所の組織に於ても根本的變更を受けざりしも、其諸機關はより廣汎となりたる各種の任務を遂行する爲めに、相應の擴張を必要とせり。

穀物の買入は、行政官廳の監督及び協力の下に行ふべきものなるが故に、穀物所の外部組織の擴張は、行政組織に適應する様行はれざるべからず。然れば地方行政官廳所在地に、穀物所の支所を設立せり。此の支所も穀物所同様、二種の組織を有す。供給事務と營業事務とを分離せること之なり。各州に於ける供給事務を規律する事は、内務省の公布せる一般規則に準據し、其範圍内に於て地方長官の管掌に屬す。故に穀物所支所は、供給事務に關しては、地方長官の命令に従ふ。此場合にも亦政府委員の制度採用せられたり。此の委員は地方長官の委任により、必要な處分を行ひ、又一般に支所の行動を監督するの義務を有す。支所の營業事務は、ウィーン穀物中央所の監督の下に立ち、其の命令に従つて處理せられざるべからず。支所には支所長あり。穀物所總裁は地方長官と協議して此れを指名す。支所長は中央所よりの實務全權委員にして、中央所に對して營業事務上の責任を負ふ。中央所は専ら根本的組織的問題を管掌す。殊に營業事務の内部的規定、受託者(問屋)及び磨粉場に對する一般的條件を定め、契約を締結する事、又價格政策を定むる事等は、其重要なる權限に屬す。

中央所は又支所に對し資金を調達し、及び必要な經營上の資本を供給せざるべからず。中央所は事務上及び金融上の關係を總轄し、統計を取り、一般的供給の方案を立て、各州の過不及を調和す。支所は各州に於ける買入を掌り、穀物の納庫、保管、磨砕を行ひ、其管轄區内の人民及び軍隊に對し供給事務を行ふ。

今埃國の制度が、獨逸と異なる點を見るに、埃國穀物所は全體としては單一なれども、買入機關と分配機關とが分離せるは注意すべき事にして、其の支所は、内務省或は中央所の委託に順應すべき下級の機關にして、中央所と合一して法人格をなし、金融上の主體を組成す。反之、獨逸に於ては專賣は中央集權的に行はれ、只自給經濟を行へる町村團體（日本の市郡に當る）の承認を得て地方分權的に之を行う事もあるものなり。兩國穀物專賣組織の差異は、行政組織の相違に負ふ所無し。

右の支所制度は、一九一五年六月二十二日の布告により定められ、一九一五年八月中旬頃より實施せられ、其後大體に於て有効に繼續しつゝあり。

穀物所參事會第三回會議に於て、總裁の報告せる所によれば、一九一六年一月一日穀物中央所の役員數二二人にして、内男一〇四人、女一〇八人なりき。但し右數字中には、名譽職として營業事務に當れる者は包含せず。中央所男役員の月俸全額は、三四、八〇〇冠に達し、女役員の分は、一六、七一〇冠を算す。下部埃地利には、特に支所を設けず、中央所の獨立の一部局該地方の供給を掌り、部局長は行政官吏を以て此れに充つ。該部局に二八人の男役員と、三六人の女役員とあり。右役員は月俸全額は、一四、五七〇冠なり。全國に散在する十四箇の支所が支拂ふ月俸全額は、一三一、九五六冠に達す。

一九一五年三月初旬の買入に際しては、購入掛りの數比較的少なかりしかば、今回は十分の人數によりて、多大の量を買入れざるべからず。今回は又前回に比し、利益を收むるの見込増大したるを以て、購入と關係ある者は、問屋の指定方法に關し、大に利害を感ぜざるを得ず。されば穀物商と農業者の組合との間には、屢々利害の衝突を生じたり。穀物所は兩者に對して、公平なる態度を取り、問屋の指定に當つては、常時に於て農業者と直接の取引を行ひ居りし商人を出來得る限り網羅するの主義を取りたり。

一九一五年穀物所が指定せる問屋は九九七人にして、購入掛りは八三四人なり。然れば全部にて一八三一の購入機關ある譯なり。此れを職業別にすれば、農業者二二三、農業上の組合三四八、其他の經濟上の團體五五、磨粉業者二〇二、小商人九二三、以上にあらざる職業に従事せるもの八〇なり。

二月の勅令發布後と同様、七月の勅令發布後にも、行政官廳に對して、穀物所との協力、箇々の機關の權限並びに一般供給事務の施行等に關して、訓令發せられたり。

今其原則とせる所を見るに、穀粉及び穀物の移送は、運輸機關の現狀に鑑み、必要止むべからざる

場合の外此れを避くべしとし、又平時より存続し來りし取引關係は、出來得る限り其儘に維持すべしとなせり。

買入事務を行ふに當りては、各州を分ちて移入區、自給區、移出區となし、移出區より剩餘を得て、此れを移入區へ配分するが如くになせり。先づ中小の磨粉場にして、自給者の穀物磨碎のため磨粉場は其大小に應じ種々に利用せられたり。大磨粉場は穀物所と直接の契約關係に立ち、所謂特約磨粉場として、軍隊用並びに一般民間用に應ずる事とせられたり。中磨粉場にして營業磨粉場と稱するものは、或は直接に穀物所と契約關係に立つもあり。或は數多相合併して一團となり、穀物所に對して一企業として對立し、一磨粉場をして代表的に穀物所との取引を行はしむるもあり。契約に關する規定は、大體に於て一九一五年三月に定めたる形式によれり。上記の諸規則は只大綱を定めたるに過ぎず。此れに則りて各州は、其實情に應じて適宜の細則を設けたり。

穀物所の金融事務

一九一五—一六收穫年度の金融事務の範圍は、比較的狭少なりき。是れ當時經營資本を多額に調達する能はざりしに由る。穀物所設立に際し、國庫よりの貸附金を得たるが、此れは直ちに償還せられたり。而して其以後に於ける資金調達は、爲替手形によりて行はれたり。尙、普通なる擔保貸附の形式は、實行困難なりし故に採用せざりき。穀物所は各大銀行と特約して、爲替手形の引受を爲さしめたり。穀物所が発行する手形の背後には、十分なる穀物が存在し、此は何時なりとも金錢に換へ得べき保障あり。又國家も穀物所の手形發行に對しては確實なる保障を與へつゝあるを以て、穀物所が要求する手形引受の手數料は、極めて少額にして、又割引に際しても、銀行引受手形に對する當時の最低利率を要求せらるゝに止まれり。

新收穫年度開始と共に、穀物所は稍々多額の資金を調達するの必要に遭遇せり。何となれば、穀物買入契約と同時に、商品引渡行はれざる場合には、買入代價の五〇%を内金として支拂はざるべからざれば也。問屋は此種々代金先拂をなすの資金を有せざるもの多し。故に穀物所は彼等に對し此れを融通せざるべからず。故に穀物所は多數の大銀行と特約して、彼等に二〇〇百萬冠に當る手形の引受を承諾せしめたり。引受手形の支拂は、引受たる銀行自身又は一般の金融市場にて此れを行へり。以上の方法により調達せる資金の平均利子は、前收穫年度に於ては三 $\frac{1}{8}$ %と四 $\frac{1}{16}$ %との間を上下し、平均四%以下なりき。穀物一貨車量(一〇、〇〇〇基瓦)に對し、金利上の負擔額は五・七七冠に當る。

補充規則

前節に述べたる取引を規律する命令は、其後數ヶ月間に種々補足せらるゝ所ありたり。特に消費規則は一層の改正を見たり。

新收穫の當初より、穀物分配量の割合を増加すべしとの希望盛んとなりしが、政府は見る所ありて一般的増加を行はざりしも、或種階級の人民に對しては、供給を増加せり。即ち農業上の自給者に對しては、從來一日分の消費量穀物三〇〇瓦なりしを、四〇〇瓦(穀粉に換算すれば三二〇瓦)に引上げ、又收穫労働に直接従事する人々に對しては、九月一日迄は一日消費量穀物五〇〇瓦(穀粉四〇〇瓦)とせり。同一の見地より、激烈なる身體的労働に従事する者には、一日消費量穀粉三〇〇瓦を給するを得せしめたり。(一九一五年七月二十八日命令、帝國法令第一八二號)。

穀物取引の完全なる專賣の規定と聯關して、麩麩及び麩麩類の生産と消費とに關する規則も改正せられたり(一九一五年八月十一日命令帝國法令第三三〇、二三一號)。

其後の經驗により、消費に關する規定は、一九一五年及び一九一六年の交に、一部分改正せられ益々嚴密となれり。當時實際の消費状態は亂雜となりつゝありたれば也。

一九一五年十二月二十日の命令帝國法令第三七九號は、既に多數の州に於て禁せられたる小麩麩類の營業的製造を全國に涉りて禁止せり。更に又小麦粉及び裸麥粉を、菓子類製造業に用ふる事を全然禁止せり。而してビスケットを製するに當り、此に用ふべき小麦粉又は裸麥粉は、捏粉塊の全重量の

三〇%以下たるを要すとせり。

尙裸麥の凶作に鑑み、磨碎規則の改正を行ひたり。何となれば、普通パン粉を製出すべき裸麥十分に存せず、此れに小麦をより多く用ふるの必要生じたれば也。故に小麦の磨碎率は七八%より八二%に引上げられたり。而して普通パン粉の品質を粗悪ならざらしめんがために、一般に優良粉の製出を禁じ、中等粉の品質も多少低下せしめたり。故に優良粉とすべき部分は悉く普通パン粉となりたり。此磨碎規則によれば、碎粒三%、新中等粉第二號二二%、普通パン粉五七%、穀一五%が得らるゝなり。優良粉及び中等粉第一號は、何國又は羅國の輸入品より販賣せらるゝのみ、同時に中等品以上の穀物價格を引上げ、上記二種(優良粉及び中等粉)の穀物製造禁止により、受くべき缺損を償はん事を期したり。然れども此の價格引上も、羅國よりの輸入品の高き生産費を償ふに足らず、此の補償は寧ろ國家が引受くるの結果となりたり。現行の價格表左の如し。

品名	穀物所の價格 (百基瓦につき、單位冠)	カイーンに於ける小賣價格 (一基瓦につき單位「ヘラー」)
碎粒	八〇・—	八八
優一良粉	一一〇・—	一二〇
中等粉第一號	九〇・—	九九
中等粉第二號	五八・—	六七
		二九七

更に各人消費定量及び麩麩切符に關する規定も改正も行はれたり(一九二六年一月十六日省令帝國法令第一五號、一九二六年二月三日下部墾地利州令州法令第四四號)。農業上の自給者の消費定量は、再び舊時の穀物三〇〇瓦に引下げられ、同時に重労働者の消費定量たる穀物三六六瓦(穀粉三〇〇瓦)を自給者にも適用すべしと定めたり。次は所謂旅館宿泊者に關する規定にして、先づ到着と共に麩麩購入の権利を與ふる麩麩切符を受取るべからず。麩麩券は其發行を簡單ならしむるため、二週間分を一時に發行し、一枚を各部分切符に別ち、一部は麩麩のみに、他部は交互に麩麩及び穀粉に通用す。下部墾地利に採用せられたる二週間券には、全額麩麩切符(麩麩三九二〇瓦、或は麩麩二五二〇瓦と穀粉一〇〇〇瓦)と、減額麩麩切符(麩麩二九四〇瓦、或は麩麩二五二〇瓦と穀粉三〇〇瓦)とあり。後者は一人當り三基瓦以上の穀粉を貯蔵する家に對して發行す。又一人當り七基瓦以上の穀粉を有する家に對しては、麩麩切符を與へず。此等の規定、殊に穀粉給與切符を制限する事により、穀粉の蒐集死蔵の行はるゝを防がんと期したり。又一九二五年八月七日の勅令(一九二五年八月七日勅令帝國法令第二二八號)は、新收穫穀物の取引を規律する命令發布せられたる後、かの一九二四年八月一日に發布せられたる「絶對的必要品」供給に關する勅令の改正を見たり(一九二五年八月七日勅令帝國法令第二二八號)。

改正規定によれば、官廳の徵發權は「州、區、及び町村人民の給養のために」行使せらる。但し其行使は徵發によるにあらざれば右人民の給養が危殆に瀕すべしと、官廳自らが思料せる場合に限らる。尙、徵發權は穀物所或は公共的に供給事務を行ふ他の團體、或は企業に譲渡する事を得べし。

徵發品に對する補償は、區裁判所が専門家の意見を聴取し、非訟事件手續によりて此れを決定す。當該商品に對する最高價格の決定せられ居る場合には、補償額は此れを越ゆべからず。然らざる場合には、官廳が適當なりと思料する代價によるものなり。其決定に不服なるものは、一週間以内に上訴するを得るも、第二審の決定に對しては、最早上告するを得ざるものとす。又官廳は裁判上の價格決定手續により、商品の交付を延期するを得ざる旨を定むる事を得るなり。該勅令は新たに節を設け、價格の表示及び確定を命じ、市場取引の確立を促したり。即ち市場を有する町村は、其機關をして、市場開始に先だちて、市場に於ける生活必要品の販賣價格、並びに大小商業者夫々の販賣價格等を定め且つ表示せしめ、又其の維持を必要あらば、市場を閉鎖するも一謀らしむべしとの規定を設けたり。最後に刑罰規定あり。依つて以て市場の擾亂を防がむ事を期したる也。(一)必要品を市場に提供する者に對し、市場に對する供給を減少するの目的を以て此れを阻止する者、(二)市場に對する提供者より、途中に於て其商品を買取る商人、(三)市場に持參せる商品を、官廳所定の取引時間開始以前

に、賣買する者、(四)規定の價格以上に販賣する者。右は罰金又は拘留に處せられ。永久又は一定の期間市場に出入する事を禁ぜらる。徴發に應じて交付する義務を怠り、又貯藏品を隠匿せる行爲に關する規定は、従前の勅令に於けると相同じ。反之、價格を暴騰せしむる者を取締る規定は、改正せられたり。即ち市場・街上・又は各戸に付き、「絶對的必要品」を購入する商人が、當該商品の取得又は將來の購入に關し、他人よりも優先的地位を確保するの目的を以て、賣手の要求する價格以上を提供したる場合、或は(賣手が一定の價格を要求せざれば)從來普通に認められたる價格以上を提供せる場合には、違警罪に處せらる。更に進むで下の如き行爲をなす者も、亦不當に價格を騰貴せしむる者として處罰せらる。即ち供給を減少せしむるの目的を以て、「絶對的必要品」の毀損破壊或は價值を失はしめたる者此れ也。

尙右勅令發布以前に於て、一九一五年七月二十八日内務省布告により、行政官廳は極力物價騰貴を防止して、市場交通を安全ならしめむ事を命ぜられ、此方面の事項に關しては、後日に至り詳細なる規定の發布を見たり。即ち一九一五年十一月十四日の布告は、州廳内に價格検査委員會の設置を命じたり。

穀物を飼料とする事に關する規定及び莢豆類の取引に關する規定

穀物の取引規定は、自ら飼料供給の組織に關係せざるを得ず。故に先づ一九一五年七月二十一日の

省令帝國法令第二〇三號は、穀物及び穀粉を飼料とする事に關して規定を設けたり。即ち殘餘穀物(打禾して得たる全額の五%迄)及び新收穫による玉蜀黍は無制限に飼料となす事を得。燕麥生産者は、其有する馬一頭に付き、一日一基瓦の燕麥を飼料とするを得。

大麥に關しては、農業者は其全生産額中より種子用とするものを除き、殘餘額の四分の一を以て自家の飼料となすを得。

自給者が其收穫による穀物より得る數は、全然自由に使用するを得。其他生産者が交付せる穀物を磨碎規則によりて磨碎するにより生ぜる數は、二分の一だけ生産者のものとす。

飼料の供給を秩序的に實行するために、農務省の下に飼料中央所を設置せり(一九一五年八月十一日命令帝國法令第二三二號。八月十四日命令帝國法令第二三八號)。

莢豆類も差押へられたるが、其取引は穀物所に一任せり(一九一五年七月二十三日命令帝國法令第二〇六號。九月二十一日命令帝國法令第二七五號)。

第五 羅馬尼及び勃牙利よりの輸入

開戰當初數ヶ月間に、埃國は多量の穀物を、特に羅馬國より買入れたり。然るに其後運輸機關の缺乏のため、輸入計畫の實行甚だ不満足となりたり。當時は大輸送に適せざる三鐵道を用ひ得たるに過ぎ

ざりしを以て也。

戦時穀物所設立せられ、國家的利益のために穀物取引に干渉するに至りてより、穀物輸入問題は當然穀物所の注意すべき所となりたり。當時（一九一五年三月）埃國の輸入貿易は、既に變調を呈したり。即ち各種の職業階級は輸入を企てたれども、彼等は皆經驗と資本とを有せざるものなりし也。

運輸機關缺乏のために、羅國にては普通に行はるゝ貨車を以て輸送せしが、此は同國政府の禁ずる所となりたるにより、同國との交通は遂に甚だしく圓滿を缺くに至れり。

如上の形勢は、獨埃甸の各穀物所に對して、甚だ不利なりしにより、此三國の購入所は一九一五年春相互に商議を重ね、需要額を協定し、實際の必要以上に輸入を企てざらむ事を期せり。斯くして三國穀物所は、先づ一種の代償及び條件カルテルとも稱すべき協定をなせり。又第一に運輸問題を規律せんとの約束も行はれたり。故に當時の狀況調査のためにクロンシタットに共同の運輸委員會を設けたり。同會の報告によれば、ジールペンビュルゲ（トランシルヴァニア）の境界に沿ふ埃甸關稅區域に羅國穀物が巨額に集中せる事明となりたり。蓋し羅國に於ては、二回の收穫による輸出穀物が、空しく貯藏せられ居りたれば、其の輸入の必要極めて痛切に感ぜられ、平時より行はれ居たる市街貨車による穀物輸送は、愈々盛むに匈國に對して行はれたればなり。此に於て三國穀物所は、先づ國境に存する商品を捌くの組織を設け、依つて鐵道の連絡積換を容易ならしめたり。

其後三國穀物所は、其單純なる協定のみを以てしては、輸入貿易の形勢を改善して永く重要な公共の利益を促進せしむるに足らざるを知るに至れり。

此際注意すべきは、通信報道の制限、各種の運輸機關使用の困難、輸出禁止、其他平時には起らざる諸種の事情が、商業交通を甚だしく不安ならしめたる事也。斯る事情の下に、平時同様穀物商業を營まむとすれば、勢ひ多大の危険負擔に對する報酬を見積らざるべからず。茲に於て穀價は自ら暴騰するに至るべし。然るに實際の需要及び供給の可能に就いては、何等の見當つかざるを以て、如何なる價格が中正を得たるものなりやを判斷する標準全く缺如せり。故に穀物賣買は漸次に正常なる商行爲の性質を失ひ、投機賣買となれり。此等の事情は、會々以て純粹の穀物商を取引場裡より退かしめ、素人若くは曖昧なる人物の跋扈を促がしたり。此は該商業のためのみならず、政治上の見地よりするも甚だ寒心すべき事なりき。

右の弊害を除去する必要の外、先づ慮るべきは、供給力を最高にする組織を設くるに在り。何となれば、戦年初年の經驗によれば、穀物賣買は如上の悪況により甚しく不振となり、然かも其原因は單に價格の暴騰のためなるにより、適當なる組織を設けて此れを避くるを得べければ也。

此に於て獨埃甸は各命令を發し、外國より輸入せらるゝ穀物は各の中央官設所を通してのみ、内國市場に供給せらるべき事を定め、商人にして直輸入をなせるものは、此れを中央所に交附するを要

す(一九一五年九月十六日奥國命令帝國法令第二七〇號)とせり。是の如くして、羅國穀物を投機材料とする事を防ぎ、輸入穀物に就いても專賣的規律をなすの根底を堅うせり。

一九一五年初頭以來、塞國に對し攻勢に出でたる結果、供給力盛むなるドナウ水路、ヴェルチオロヴァー(Verciorova-Orsova)經由の鐵道を使用するを得たり。即ち全體に於ては五個の連絡積換設備を利用し得るに至れり。

先づ一九一五年十月下旬に、ドナウの交通組織に關し、協議會開かれたり。問題の要點は、羅國及び勃國平時の穀物交通は、主としてドナウの流に従つて行はれたるを、今後は川を溯りて行はしむるに在りと雖、こは甚だ難事なり。何となれば、從來の交通技術上の設備は、悉く平時の常勢にのみ適合し居たればなり。即ちドナウ下流は、羅國全部にとりて、最も重要な運送路にして、先づ同國の南部を貫通し、次いで北方に向ひ、かくて又モルダウに近づけり。而して鐵道は河川中心の運輸制度に對する補助線の用をなしたり。(終着驛 Turu-Severin, Calafat, Cor-aba, Turn-Magurele, Rimnicia, Gintzevo, Oltenitza, Cerna voda)。此等の輸送路により穀物は河港に集中し、此所より稍々吃水深き荷揚船(積載量八〇〇—一〇〇〇噸)に積込まれ、(此等の船は多くドナウ下流沿岸の希臘人の所有に屬するを以て希臘荷船(Frischenschlepperの名あり)、Braila-Galatz 又はSulina 方面に輸

送せられ、其所にて昇降機により海船用蒸汽船に移され、ダルダネルス海峽を経て、主に北海諸港に運搬せらる。(羅國統計によれば、穀物の對和蘭輸出は、三〇一六〇百萬ライ、對白一五〇一三二五〇百萬ライ、對獨約二〇百萬ライ、即ち約一六百萬麻に過ぎず)。然れども實際は、上記北海諸港に荷送せらるゝ穀物は、ライン水路により獨逸に(主としてマンハイム)に輸送せらる。此れ獨逸輸入統計が、一九一一年八八・八百萬麻、一九一二年一〇九・二百萬麻、一九一三年四七・四百萬麻の穀物の羅國より輸入せられたるを示すに見ても明かなり。(因に一ライは、〇・八麻に當る)。一九一五年十月下旬以來、ウィーンに開催せられたる協議會は、一方中歐帝國の穀物貯藏を、羅國の過剩穀物により、愈々増加するの大目的を達する爲めにも、又他方羅國農業に對してダルダネルスの封鎖あるに拘はらず、其過剩穀物を有利に處分し得るの實證を與ふるためにも、商業並びに交通技術上、多大の困難を排除せざるべからざるを明にせり。

右の如き奥國當局の協議會の結果、先づドナウ交通に關し、各種の繼續的對策を講ぜられ、次いで三國穀物中央所は、ウィーンに於て、十一月二日—六日に涉り會議を開きたるが、其結果從來分離せる三國穀物所の諸機關を合同して、全力を擧げて穀物の供給を行ふべき事を協定せり。右の合同は營業の各部門を包括せり。即ち購入、運送、資金調達等に迄も及べり。商品は一定の分岐點迄共に運送せられ、其所にて兩帝國の協定せる量に従つて分配し、夫々の終着驛に宛てて發送せ

事務上の監督は、三國の中央所が指名せる。ウイーンに於ける執行委員會此れを行ふ。ブカレスト、ソフィア、其他埃匈國境各地方に、共同の購入所設置せられ、特に商品の買入を行はざるべからず。

三 先づ羅國及び勃國に於て、必要なる量の穀物を確實に保存し置かざるべからず。此が爲めには、單に私人と買買契約を結ぶのみを以てしては足らず。何となれば、多量の輸出を行ふは、其國家的利害に關係する所深ければ也。されば實際上羅國に於ても、勃國に於ても、特別の國家的輸出機關は設けられたり。

羅國に於て、十月下旬穀物輸出中央委員會設置せられ、三國穀物所より派遣せられたる三人の委員は、右委員會と協議を行ひたり。然るに價格の點に付き、及び従前既に買買契約済となり居る商品の引渡方に付き、双方の意見大に相違し、加之、羅領に屬するドナウ河港に碇泊せる埃匈船舶解放の問題もありて右協議は當初多少の行惱を見たり。

然れども數週間の後、第一回穀物協約成り（一九一五年十二月二十二日）、五〇、〇〇〇貨車分の穀物購入せられ、更に又舊契約の免除も行はれたり。右協約の附帶事項として、穀物買入の商人的技術的の條件も確定せられたり。其後中央委員會は、英國當局と小麥八〇、〇〇〇貨車分の買買契約を結びたる後、中歐帝國代表者と第二回の買買契約を結び、一九一六年三月二十二日此れを履行せり。其

契約の物體は、約一四〇、〇〇〇貨車分の穀物及び莢豆類にして、内譯玉蜀黍一〇〇、〇〇〇貨車分を存せり。

羅國中央委員會との交渉中に、運送事務の組織準備着々行はれたり。問題は如何にして羅國の輸出穀物を、ドナウを溯つて運送すべきやに存す。此れが爲めには、荷船を通ずるに必要な水路を開き、必要なる蒸汽船を備へ、又所謂鐵門 (Das Eiserne Tor) の險路による交通を改善せざるべからず。

當時の調査によれば、軍用に供せるものを除き、ドナウ交通に供せる埃匈全船舶を擧げて用ふるも多大なる上記商品運送の任を果たす能はざる事明かとなれり。故に希臘荷船の大多數を利用するの必要生じ、一九一五年九月及び十月には、ドナウ下流に於て右の荷船の大規模買買及び貸借をなしたり。又私人所有の蒸汽船に就いても同様に買買及び貸借行はれたり。

然るに希臘荷船は、其構造上鐵門の通航に適せざるにより、此れに適する船に積換を行はざるべからず。前述せる如く從來積換は、ドナウ下流の終點に於て海航用汽船に對して行はれしが、今や積換地點は鐵門の直下に在るトゥルン・セヴェリン Turn-Severin に變更せられたり。而して獨逸側の盡力により、多數の昇降機を、下流より此地に送致し且つ据付けたり。

されば穀物は、羅國諸河港にて希臘荷船に積込まれ、トゥルン・セヴェリンに至りて積換へられて埃匈に輸送せらるゝものもあり。又初めより、鐵門通航に適せる所謂鐵門航行船と稱する鐵製荷船積

載量六五〇噸)に積込まれるもあり。而して鐵製荷船は殆ど埃甸船舶業者の所有に屬せり。次の重要問題は、鐵門交通の改善なり。其激流區域中、約六・五基米は、一八九一年匈國政府により治水の工事を行はれしが、今や最も航行に危険なる狹義の「鐵門」の右岸に沿ひ、幅員約八〇「メートル」長さ一七〇〇「メートル」の運河を開穿せり。然れども該水路の落差大なるため、流水の速度甚だ高く、最高の馬力を有する曳船用汽船に非ざれば、荷船を牽引する能はず。然かも一隻以上を洩行するは全然不可能なり。而して其速力も微弱にして、該運河の通航には約一時間を費さるべからず。事情斯くの如くなるにより、水量減じ水面低下する時期に於ては、天然水路の方は、汽船と雖空船を曳行する事すら不可能なり。斯かる時期には、鐵門を通過し得る荷船の數、一日漸く一〇乃至一二に過ぎず。

故に全交通の難所なる鐵門交通に、最高馬力の汽船を悉く集中するは、緊急の事となれり。加之、荷船使用の距離を減少するために、ドナウ河上の交通を、出來得る限り短縮し、且つ此れに依つて勢力を一所に集中する事となせり。此所に於て、さきに運賃上の理由より、穀物荷船をブダペスト、ウィーン、リンツ、パッサウ、レーゲンスブルク迄も航行せしめたるも、今や其舊慣を改めて、荷船運送の距離を大に短縮するの必要生ぜり。即ち從來一般に穀物積換の行はれざりし、ドナウ沿岸の鐵道驛に於て、新たに積換を行ふ事となしたり。此等の積換驛中、最下流に位するはオルツァ市Ortseに

して、トウルン・セヴェリンの上流約二二基米の所に在り。其所より上へ順序に、*Basia, Pansorva, Semlin, Neusatz, (Ujvidak) Vukovar* 等に積換驛あり。積換は或は労働者により、或は伯林中央購入會社により、前述の諸河港に送致据付せる *Samgalevator* と稱する一種の昇降機によりて行はる。

從來存せざりし方法により、かゝる大規模の交通の改善を行うは、容易ならざるが上に、其際軍隊の運動をも顧慮すべきが故に、其の困難は愈大なれども、之を軍事的理由より見れば、是非とも運輸組織の最高指揮を、唯一にして且つ廣汎なる権限を有する政廳に委ぬるの必要ありき。

右の任務を果たし得るものは、軍事上の輸送官廳以外に於て之を見出す事能はず。同官廳は先づ鐵門の汽船運送に關する斷乎たる組織を設け、更に進むで、埃甸現行法律の規定に基づき、船舶業者の有する一切の船舶を徴收し、三國穀物所の穀物「カルテル」が購入せる商品の運輸機關として使用せり。次に埃甸軍務省の中央輸送局は、羅國々境の驛よりの輸送、並びにブダペストとオルツァ間に在るドナウの積換驛よりの輸送を規律せり。而して其輸送方法は、専用列車の制度を採り、一定の列車運轉時刻表により、列車を積換驛より集中驛(例へば、ウィーン郊外のケンゼルドルフ驛、ブレネラウ驛、ドレスデン驛、ミュンヘン驛)に送り、其所より當該穀物中央所の指令に従ひ、各地に分配する事となせり。此列車を名づけて「穀物列車」*Getreustransporte* と稱す。而して其速度も、旅客列車と比して甚しくは劣らず。是の如くして殆んど希望通りの迅速なる列車運轉を行ひ得るに至れり。

ドナウ水路によりて輸入せる額は、全輸入額の約七〇%なるが、別に直接の鐵道交通も開始せられたり。即ち先づ空列車を羅國に送り、此れを其の國境の驛より夫々積込驛に配分し、穀物を積込みたる後、専用列車にて埃國境内の集中驛に送致し、最後に此所より各消費區域の分配驛に頒つなり。而して此の交通組織は、三國穀物中央所の穀物「カルテル」の組織せる商業的技術的機關と相連絡するに至れり。

右機關は、ウイーンに於ける三國穀物中央所執行委員、及び購入所より組織せられたり。彼等は協力して運送事務を行ふを必要とせり。ブカレスト購入所には船舶部ありて、ドナウ下流の希臘荷船の運送を監督せり。然れども遂には生産地方より消費地方に至る間の商品運送に際し、協力して此れに與ふべき中間の機關を必要とするに至りたり。此に於て國境地方、鐵門の上流及び下流地方、及び所々の積換驛に、右の中間的機關が設置せられ、ウイーンに於ける合同的總指揮機關の指令に従ひ商品の分類、量及び種類による配分を掌る事となれり。

此機關の設置は、一九一五年十一月初旬に着手せられしが、十二月中旬には既に其の活動を見たり。カルテル組織の當然の結果として、三國中央所の政治的に統一せられたる方針は、穀物輸入に關する全組織の根本思想となり、此れに則つて一切の利益と力とを集中したるにより、短日月の中に上記の如き機關設置せられたるが、其管轄せる地域の廣汎、經營材料の豊富、取扱ふ所の商品の量の多大な

る點に於て、眞に異常なるものなりき。同様に此の機關が、統一せる軍事的交通組織と協同して事を行ひたるを以て、鐵門を通過する荷船は、最初は一日平均約隻一〇なりしもの、今や一八隻を數ふるに至り、時として水量天候良好なるに於ては、一日三〇隻以上を數ふる日もあるに至れり。

全購入及運輸機關が取扱ふ一日の平均額は、二月には約九〇〇貨車分なりしが、其後一一〇〇及び一二〇〇に増加したり。七月に至り、天候の不良なりしと、羅國にて收穫を始めしとに加へて、同國官廳の小刀細工により、平均一日七〇〇貨車分に低下し、其後尙減少せり。

羅國參戰に至る迄に、輸出せられたる穀物及び菜豆類總額は、二三・二百萬、ドッペルツェントナールにして、其中約九・九百萬、ドッペルツェントナールは埃國に供給せられ、其餘は主として獨逸に、多少は匈國に輸入せられたり。

埃國は羅國より右の如き多量の穀物を購入するのみにて、此れに對應する商品の輸出なきを以て、其對羅支拂は普通に行はる。外國爲替の方法を以てする能はず。故に三國穀物中央所は、特別の信用取引方法を採らざるべからず。支拂ふべきライ總額に對し、信用付與をなし得るものは、只國立銀行あるのみ。國立銀行は三國中央所の購入所に交付する手形に對し、其三分の一に當る現金を受領し、残り三分の二に當る額は、購入所が一定期間内に辨濟すべき債務として存し置くものとす。而して上記の三分の一の現金支拂の中には、關稅も包含せられ居る也。

羅馬國が上述の如く多量に麩麩用穀物、飼料、莢豆類を輸出せるため、獨、埃、匈一九一五年の凶作は之を償ひ得たるも、一九一五年秋の情況によれば、常に麩麩用穀物のみならず、大麥、燕麥、粗飼料の收穫甚だ不良なりき。故に代用品(例へば大麥粉)を用ゐて麩麩を製する事も難かりしなり。獨埃匈に於ける燕麥―戰時には甚だ重要な穀物なり―の凶作に至つては最も著しく、羅馬國よりの輸入全部を以てしても、此れを補ふ能はざりき。然ると雖一九一六年の燕麥收穫は甚だ良好なりき。

第六 一九一五―一六收穫年度に於ける管理

政府は新收穫年度に對する準備として、諮問案を發表せるが、其解答は穀物所參事會の五月會議に提出せられ、參事會は新收穫の取引を規律すべき根本的及び箇々の問題につき、意見を具陳すべく命ぜられたり。參事會及び其他諮問を受けたる諸機關は、從來の制度維持に賛成せり。又政府が企てたる改正をも承認せり。故に新收穫に關する勅令(一九一六年六月十一日勅令帝國法令第一七六號)は、殆ど前年度の勅令と異らず。其改正は強制的分子を愈々濃厚ならしめたる點に存せり。前年の勅令によれば、農業者は其剩餘全額を交付するの義務を負ひ、又此れがための強制手段(強制的打禾をも包含す)も備はり居れり。然るに一九一五年秋の經驗によれば、原則として自由購入行

はれ、例外的に國家の強制を見しに過ぎざれば、其結果は不十分か若くは大に不良なりき。故に先づ十月ペーメンに於て、町村に命じて一定の期間内に、一定の負擔額を交付せしむる事とせり。

此制度は他の州にても採用せられ、且つ其効果を認められたれば、一般に行はる事となりたり。行政官廳は、先づ耕地面積調査、收穫豫想、及び試験的打禾等を根據として、收穫實際額を確定し、次に購入計畫を定めて、毎月の相當なる交付すべき負擔額を確定す。此額―最低額は州廳が、先づ此れを區に對して定め、區は此れを或は町村、或は大地主に對して負擔せしむ。

右の如き秩序的購入方法は、多大の勞費を要する事なれば、區廳に特別の補助機關を設けたり。此の區穀物検査官 *Bezirks-Gehreide-Inspektor* は、地方行政官廳が戰時穀物取引所の同意により此れを任命す。其任命は契約關係にして、其俸給は穀物所が購入費用の一部として此れを負擔す。穀物所自身の組織も、形式上改正せられたり。即ち既に内部的規定により、穀物所の事務を執行上のものと、營業上のものとに別てるが、此區別は今や勅令及び穀物所法に於て明示せらるゝに至りぬ。而して執行上の事務は、公けの行政官のみ任せらるゝものとせり。穀物の價格は一九一六年七月十六日の命令により、埃匈兩國に於て同時に定められたり。其價格は前年に比すれば、引上げられたるものもあり。此れ農業生産費、殊に賃銀が上騰せしを以て也。埃國の價格は、前年同様甚しく匈國の價格よりも低廉なり。兩國に於て只二種の價格が認められ、一九一

六年十二月十五日迄は高き方を適用し、其後は低き方によらしむ。其二種の價格の差は、埃國にては小麥、裸麥の價格に付いて見るに各三冠なり（即ち始めは三八及び三一冠、後には三五及び二九冠、本論文末第六表参照）。莢豆類の價格は前年と相同じ。穀粉の價格も埃國にては前年と異らず。即ち穀物所は一九一六年一月に定めたる販賣價格によらんことを欲したれば也。匈國に於ては、普通麩麩粉は僅小なる騰貴を見しに過ぎざるも、優良穀粉は七八冠より九六冠に引上られ、中等穀粉は六〇冠にて從來の價格を保てり。

尙、遂に穀物所は馬鈴薯の供給をも掌りたり。此れ給養組織統一の原則を、麩麩用穀物、飼料、莢豆類のみならず、馬鈴薯に迄も及ぼしたる結果也。（一九一六年八月四日省令帝國法令第二四四號）。

然れども馬鈴薯の供給は、全部國家が行ふ事とはせず、只大消費區域の需要を充たす限度に於て、國家機關が干渉したるに止まれり。

馬鈴薯供給の方法は、消費區域の需要申出と、收穫の情況とを斟酌して決定せらる。此方法に基き、ペーメン又はメーレンの如き過剰生産地方は先づ自給し、其餘を他州へ移出する事となるなり。過剰額なき州に於ては、剩餘ある區、或は自給し得る區は、先づ自給の後其州の他區へ移出する事となるなり。

右の如くして剩餘額は、不足の地方に移入せらる。而して其内最も重要なものは、ウイーンの供給是

れ也。

馬鈴薯の供給を確保する方法は、行政官廳が上述の供給案に基き、農業者より一定量を徵發するに在り。又町村より一定量を交付せしむる事もあり。行政官廳（區長）の徵發決定書の交付により、或は町村の分配案の公布により、箇々の農業者の所有する徵發に應ずべき一定の額の取引は禁止せらる（取引禁止は差押と略同様の效果を生ず）而して取引禁止を受けたる馬鈴薯は、穀物所により需要に應じて徵收せらる。

右の結果穀物所は、官廳が取引禁止を命じたる分量を、遅くも五月末迄に買上ぐるの義務を負ふ。

此れ農業者に自由處分を禁じたる額を、最高價格にて買上ぐる保障を與ふるもの也。

取引禁止なき額に關しては、原則として何等取引上の制限存せざるも、鐵道又は船舶による運送をなすためには、運送許可證を得るを要す。此れ官廳が馬鈴薯の移動を欲せざる場合に、此れを禁じ得んが爲也。

供給は二期に於て此れを行はざるべからず。其第一回は一九一七年三月初頃迄とす。但し茲に運送上の困難は存せり。何となれば、僅かに約八週間に各方面へ運送し終はるを必要とせるに、同一期間に於て甘菜及び甘藍の輸送をも行はざるべからざれば也。故に穀物所は鐵道院と協議し、系統的に交通を規律する事とせり。

其の價格も下の如く定められたり。即ち一九一六年九月十五日迄は一二冠、同日以後一九一七年二月末迄は九冠、三月一日よりは一一冠とせり。かく二冠だけ騰貴せしめたる理由は、此れによりて農業者の倉庫貯蔵費用及び減失を償はむがため也。此價格は取引上の最高價格にして（小賣の場合は例外あり）、同時に又穀物所の引受價格なり。

然るに穀物所のみが、官廳の徴發せる額の唯一の買手たり。且つ夫れがために特に消費區域に於ける市場を左右し得るが故に、是非とも官廳の命ずる小賣代價を嚴守せしむべき機會を作る事を要す。尙一九一六年の收穫管理制度の補則として、飼料及び種子の消費に關して、二三の新命令發せられたり。

一九一六年七月十五日命令帝國法令第二二〇號は、飼料用穀物及び穀粉の消費を規律せり。一九一六年八月三十日命令帝國法令第二七七號は、化學的又は機械的方法により製造せらるる飼料に關して規律せり。此命令は飼料生産者が生産をなすには、特許を要する事を規定す。而して其特權は農務大臣が附與するものなるが、若し飼料生産が獸醫上又經濟上の不利を來すの恐れある場合には、此れを許可せざる事を得るものとす。特許をなす以前には、特設の専門委員會により、飼料の検査を行ふものとす。而して國家が生産を許可せる飼料のみ取引する事を得るなり。消費者への供給は密封せる大槽を以て行ふべく、其槽面に飼料の成分、其製造に用ひたる原料及び代價を明記せざるべからず。又

新聞紙其他の廣告には、飼料の代價と成分とを記せざるべからず。一九一六年七月二十七日の命令帝國法令第二三二號により、飼料供給の機關は規定せられたるが、飼料中央所の組織は、彼の戰時穀物所に類似せり。最後に種子の取引に關しては、一九一六年七月廿七日命令帝國法令第二三三號により、特別の規定發布せられたり。

新管理制度の結末をなすものは、絶對的必要品の供給を規律せる一九一六年八月二十一日勅令帝國法令第二六一號なり。此勅令は種々の經驗に基き、一九一四年八月一日の勅令、及び一九一五年八月五日の勅令を改正したるもの也。此勅令は先づ貯蔵せる一切の内國生産物を、出來得る限り適當に分配せむ事を期せり。故に單に差押を行ふの權利のみならず、政府が生産其物に干渉するの權利を行ふを必要とす。されば右勅令は生産の強制を命じ、政府に對して廣汎なる權利を附與せり。即ち政府は、生産者及び商業者に對し、經營、販賣、所得、價格、簿記等に關し、委任を爲す事を得るものなるが、此場合に於て勿論其等企業者の生産力及び、經濟狀態を顧慮するを要するなり。又同様に生産者は生産の繼續を強制せらるる事あるものとす。若し生産の繼續をなすに適せる經濟的條件存せざるか、或は其繼續を拒絶せる場合には、國家は其經營材料を有償に買受けて、生産繼續の保障をなすなり。

右の如くにして、既に從來石炭石油の採掘、及び原野耕作に關して存せし如き、條件付の生産の強

制、度は設けられたり。

貯藏穀物の適當なる分配を行ふために、更に下の如き規定は設けられたり。即ち町村或は公益機關に對し、現存する供給契約に加入する權限を與へ、又箇々の生産者或は商業者に對し、箇々の公衛又は地方への獨占的供給を委任し得る事とせり。

最後に、消費規則を發布する一般の權限附與の規定存せり。

尙、不正取引特に *Kartellhandel* に對する重要なる新改正あり。「絶對的必要品の賣買をなす商人の、營業の方法或は其人格に付き、疑はしき點存する場合には、區廳の申請に基き、州廳は該商人の營業を禁止する事を得べし。又商人が官廳の委任を實行せず、或は規則違反を行ひ、或は其營業方法より推測して、彼れが市場への供給のために營業せず、却つて戦時非常なる状態より生ぜる價格の動搖に乘じ、中間の利益を貪らんとする意志を以て營業する事」明らかなる場合には、特に其營業を禁止するを得るものとす。「不正賣買」を禁ずる規定は、其根本精神に於て大に注目すべき點を有す。商人が其營業を自己の利益のためのみ行ふを得ずして、一般人民のために謀りて忠なるべきの義務を課せらるゝは、個人主義の經濟組織には珍らしき現象にして、過去の時代の經濟組織より借り來れるものなり。此點に於て彼等商人の地位は、中世同業組合に於ける手工業者の地位に類似するものなりと言はざるべからず。而して該勅令に現はれたる經濟上の立場は、多數民衆の希望と見解とに應はしきものにして、現代を支配せる法律觀念に適合す。

獨逸及び埃甸に於ける麪粉供給に關する政策の發展を比較研究するに、著しく相並行類似せるもの多きを認めざるを得ず。

大規模の獨占的購入分配中央所を、公法により設立せる事、消費を規律せる事、官廳が最高價格を決定せる事、此等は實に經濟上の根本問題として批判すべき價值ある政策なり。此等は明らかに從來の經濟組織と相反する政策なり。特に價格を昂騰せしむる者、即ち「明らかに不當なる價格」を請求し、又「暴利」を貪らんとする者に對する刑罰的規定の如きは、愈々以て從來の經濟組織と相容れず。是れ價格決定に當り、新たな客觀的要素を加へ、戦時非常の状態に乗じて暴利を貪る事を禁ずるに當り、道徳的範疇を應用せるもの也。

經濟組織に關する根本問題は、既にヤッフエ *Yaffé* が本誌に於て論ぜる所なれば、余は單に上記の根本的要素を指摘するに止めむとす。(一九一六年九月初旬、ウィーンにて)。

第一表 ウィーン農産物取引所に於ける小麥及び裸麥の平均價格

年次	小麥百基瓦(單位冠)	裸麥百基瓦(單位冠)
一九〇六	一七・八四	一四・一四

一	九	〇	七	二二・三四	一八・四八
一	九	〇	八	二六・〇六	二一・三八
一	九	〇	九	三一・一一	二〇・九四
一	九	一	〇	二五・八八	一七・一〇
一	九	一	一	二五・九二	一九・七〇
一	九	一	二	二五・三八	二一・五八
一	九	一	三	二四・六二	一八・九四
一九〇六より一九一三迄の平均價格			小	二四・八八	一九・〇二

第二表 一九一四年六月より十二月迄の公定價格(最高價格實施迄)

月次 日	下部墾地利 (香積山に於ける公定價格)		下部墾地利 (ウイーンに於ける公定價格)		小 粉		裸 粉	
	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高
六月二十日	二七・一	二七・六〇	二二・四〇	二二・九〇	四四・六〇	四四・八〇	三三・四〇	三三・五〇
七月四日	二七・一	二七・六〇	二二・四〇	二二・九〇	四四・六〇	四四・八〇	三三・四〇	三三・五〇
七月十日	二七・一	二七・六〇	二二・四〇	二二・九〇	四四・六〇	四四・八〇	三三・四〇	三三・五〇
七月十八日	二七・一	二七・六〇	二二・四〇	二二・九〇	四四・六〇	四四・八〇	三三・四〇	三三・五〇
七月二十五日	二七・一	二七・六〇	二二・四〇	二二・九〇	四四・六〇	四四・八〇	三三・四〇	三三・五〇

月次 日	下部墾地利 (香積山に於ける公定價格)	下部墾地利 (ウイーンに於ける公定價格)	小 粉	裸 粉
八月十四日	二九・五〇	三三・一〇	四四・四〇	三三・二〇
八月二十一日	三〇・五〇	三三・一〇	四四・四〇	三三・二〇
八月二十九日	三一・一〇	三三・一〇	四四・四〇	三三・二〇
九月六日	三一・四〇	三三・一〇	四四・四〇	三三・二〇
九月十二日	三一・四〇	三三・一〇	四四・四〇	三三・二〇
九月十九日	三一・四〇	三三・一〇	四四・四〇	三三・二〇
九月二十六日	三一・四〇	三三・一〇	四四・四〇	三三・二〇
十月四日	三一・四〇	三三・一〇	四四・四〇	三三・二〇
十月十日	三一・四〇	三三・一〇	四四・四〇	三三・二〇
十月十七日	三一・四〇	三三・一〇	四四・四〇	三三・二〇
十月三十一日	三一・四〇	三三・一〇	四四・四〇	三三・二〇
十一月七日	三一・四〇	三三・一〇	四四・四〇	三三・二〇
十一月十四日	三一・四〇	三三・一〇	四四・四〇	三三・二〇

注意十月九日より關稅撤廢

十二月五日	十一月八日	十一月一日
四・六〇	四・六〇	四・六〇
四・六〇	四・六〇	四・六〇
四・六〇	四・六〇	四・六〇
四・六〇	四・六〇	四・六〇
四・六〇	四・六〇	四・六〇
四・六〇	四・六〇	四・六〇
四・六〇	四・六〇	四・六〇
四・六〇	四・六〇	四・六〇
四・六〇	四・六〇	四・六〇

第三表 最高價格(一九一四年十一月二十八日命令に依る)

期	間	穀物の價格		穀粉の價格		穀物の價格		穀粉の價格		穀物の價格		穀粉の價格	
		優良粉	中等粉	普通粉	直用粉	價格	價格	價格	價格	價格	價格	價格	價格
七月三十一日迄	小	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八
八月十五日迄	小	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七
八月十五日迄	裸	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九
七月三十一日迄	裸	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇
八月十五日迄	裸	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八
七月三十一日迄	褐色大	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八
八月十五日迄	褐色大	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八
七月三十一日迄	飼料用大	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六
八月十五日迄	飼料用大	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六
七月三十一日迄	燕	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七
八月十五日迄	燕	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七	二・七

第四表 一九一五年七月十二日の埃國買上價格(單位冠、百基瓦に就き)

八月十六日迄	三・六	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八
九月十五日迄	三・五	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八
九月十六日迄	三・四	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八
九月三十日迄	三・四	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八
十月一日以後	三・四	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八

第五表 一九一五年七月二十三日命令(單位冠、百基瓦に就き)

自七月十日至二十一日	四・一	三・二	二・九	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八	二・八
自七月二十二日至三十一日	四・〇	三・一	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九
自八月一日至十日	三・九	三・〇	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九
自八月十一日至二十日	三・八	三・〇	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九
自八月二十一日以後	三・七	三・〇	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九	二・九

豌豆或は扁豆

各種の菽(但し層菽並に飼料用菽を除く) 一四〇 平製 養來同製 鴨 百基瓦に就き

層の菽、豌豆或は扁豆

三〇

野豌豆 豆 三六

穀粉の価格は、埃國に於ては、一九一六—一七收穫年度も従來同様なり、即ち百基瓦につき

優良穀粉 一十〇冠

碎粒	八〇	二六
中等穀粉 (第一番)	九〇	二六
中等穀粉 (第二番)	五八	二六
普通パン粉	四二	二六

第六表 一九一六年七月十六日の埃國買上價格 (第一段の價格は一九一六年十二月十五日迄の引渡に對す)

品名	第一段		第二段		備註
	埃國	埃國	埃國	埃國	
小麦	三八	四二	三五	三八	(埃國の分として掲げたる價格は、ブタベストのみに行はれ、埃國他地方には、より低き價格行はれたり。埃國にては全國同一)
裸麥	三一	三四	二九	三一	
混合穀質 (小麦と裸麥との)	三一	三四	二九	三一	
褐色大麥	三六	四二	三三	三八	

埃國に於ては、一九一六年に穀粉の價格は一部分引上られたり。ブタベストに於ける百基瓦(袋無し)の價格左の如し。

飼料用大麥	三二	三三	二九	三〇	價格にて引受けられたり。
燕麥	三〇	四〇	二八	三七	糧以下莢豆類の買上價格は一年間有效なり。
碎粒			九六		九六冠 以前の價格
優良穀粉 (嘗ては零番と稱せられしもの)			九六		七八冠
中等穀粉 (嘗ては一番と稱せられしもの)			六〇		六〇
普通パン粉			四二・二〇		四二
裸麥直用粉			四五・八五		四二

一九一六年の初期に於て、英國商務省 (Board of Trade) は石炭、鐵其の他の金屬、電氣、造船及織物等に関し、各調査委員會 (Departmental Committee) を任命して戦後の世界競争場裡に於ける英國工業地位確保に關して調査を命じ、是等委員會は其の結果及提案を提出したるが、一九一八年一月商務省は英國工業原料品自給策に關する委員會の報告の概要を發表せり。

煤	五八	四五・八五	四二
鐵	五八	四五・八五	四二
銅	五八	四五・八五	四二
錫	五八	四五・八五	四二
鉛	五八	四五・八五	四二
鋅	五八	四五・八五	四二
鎳	五八	四五・八五	四二
鉻	五八	四五・八五	四二
錳	五八	四五・八五	四二
鈾	五八	四五・八五	四二
白金	五八	四五・八五	四二
銀	五八	四五・八五	四二
金	五八	四五・八五	四二
其他	五八	四五・八五	四二

英國工業原料品自給策に就て

第四部 繙譯

一九一六年の初期に於て、英國商務省 (Board of Trade) は石炭、鐵其の他の金屬、電氣、造船及織物等に関し、各調査委員會 (Departmental Committee) を任命して戦後の世界競争場裡に於ける英國工業地位確保に關して調査を命じ、是等委員會は其の結果及提案を提出したるが、一九一八年一月商務省は英國工業原料品自給策に關する委員會の報告の概要を發表せり。

第一 棉花自給策

一九一二年に於ける棉花の世界産額は約二千六百六十五萬九千俵 (一俵五百封度) にして、北米合衆國 (産額一千四百三十一萬三千俵) 首位を占め、英領印度 (産額三百二十萬三千俵) 第二位に位し、埃及 (産額百四十七萬一千俵) 之に次ぐ。而して同年度に於て北米合衆國より英本國に對する棉花輸出額は約四百三十四萬三千俵なり。斯る状態なるを以て英國ランカシャー紡績工業の原料たる棉花の七割五分は之を米國に仰ぐ状況にして、從て米棉の收穫豊凶の如何は直ちに英國棉花工業に甚大なる影響を及ぼすのみならず、近時米國に於ける紡績會社の棉花消費額の漸次増進しつゝ、あるは又看過す

の維持に努むべし

二、埃及及スーダン

埃及及スーダンに於ける棉花栽培面積は過去十八年間に約五割の増加を示せり。然れども更に耕作地を擴張する爲には灌漑工事を必要とす。而して栽培地擴張の曉には土人栽培者の不足を訴ふべしと雖、此問題たるや漸次解決せらるべしと信ず。

棉花耕作地の適否は灌漑の便否に俟つところ大なるを以て、埃及及スーダン政廳はナイル河の大灌漑工事に對しては組織的に之が計畫に着手すべし

優良棉花の生産額を増加するは英國棉花工業に對し重要な問題なり。長纖維質の棉花は綿細絲の製造に必要缺くべからざるものにして英國ランカシャー細綿絲製造に於て世界に冠たり。

棉花工業に於て、英國に對する他國の競争は、主として太絲の製品の方面に存し、而して將來も該方面に於て競争は益激烈の度を加ふべきを以て、英國の棉花工業は將來益細綿絲紡績及其の製織工業に傾くべく、現時既に其の傾向歴然たるものあり。されば優良棉花の供給増加を確保することは英國棉花工業に取りては焦眉の問題たるなり。

現時英國紡績原料の四分の一は埃及より其の供給を受く。

三、亞弗利加に於ける殖民地及保護地

亞弗利加に於ける殖民地及保護地の棉花栽培の發達は、英國棉花栽培協會 (The British Cotton

Growing Association) の努力貢獻に負ふところ頗る大なり。然れども現時に於ける棉花の生産は比較

的小量なるを以て、將來亞弗利加に於ける殖民地及保護地の棉花生産額を以て世界棉花産額に對し、重要地位を占むるには尙多年の努力を要すべし。

亞弗利加に於ける棉花栽培上の障害缺陷は氣候、土質及勞力問題よりも寧ろ交通運輸の便を缺くことに存す。英國棉花栽培協會の努力にして屢畫餅に歸したるは實に是が爲なり。故に道路、鐵道、港灣及灌漑工事等の建設は迅速に着手するを要す。

織物調査委員會は棉花に關しては、上述の如く印度、埃及、スーダン及亞弗利加に於ける殖民地及保護地に付、個々に其の現狀を調査し而して諸提案を爲したるが之を綜合すれば左の如し。

甲、英帝國棉花の現狀

(一) 棉花消費可能數量に比較して世界の棉花生産額は既に世界的不足を示せり。

(二) されば適當の手段方法を講ぜずんば近き將來に於て棉花の不足は益顯著となるべし。

(三) 現時英國の棉花工業は主として北米合衆國より其の原料を輸入せり。

(四) 英國の重要工業たる棉花工業にして、他國の原料に依頼する如きは甚だ満足すべからざることに屬す。

- (五) 然れども適當の手段方法を採用せば、英國の必要とする棉花原料は英國領土内に於て之を生産することを得べし。
- (六) 棉花栽培地として有望なるは印度、埃及及ナイロタン、西印度及若干の亞弗利加に於ける殖民地及保護地にして就中印度は短時日間に其の生産を増進することを得べし。
- (七) 埃及及西印度産の棉花は特別の素質を有し、他國に於ては多量の産出なきを以て之等の原料管理は英國細綿絲製造に頗る重要なり。
- (八) 英國紡績工業は頗る細綿製造に傾き居るを以て上述の管理は殊に肝要なり。
- (九) 西印度、埃及及若干の亞弗利加に於ける殖民地及保護地に於ては細綿紡績に適當する棉花は既給の狀態の下に栽培し得べし。
- (一〇) 之等の事實は既に過去に於て一般に知悉せられ居たる所にして、一九〇二年英國棉花栽培協會の創立せられたるは之が爲なり。
- (一一) 英國棉花栽培協會の事業は目下事實上行詰り居れり、故に之に一新轉化を劃するに非ずんば小は事業を縮少せざるを得ざるべし。
- (一二) 棉花栽培を利用し得べき科學上の知識現時頗る多し。
- (一三) 英國領土内に於ける棉花生産の増加を計るは英帝國の資源を開發し、以て經濟的獨立自給を樹立する上に於て必要缺くべからざるものなり。

英帝國棉花栽培促進に關する諸提案

- (一) 棉花栽培改良に關する現時印度農務省の事業を一層擴大し且迅速に行ふべきことを印度大臣 (H. M. Secretary of State for India) に建議すべし。
 - (二) 適當の機關を通じて埃及及ナイロタン政廳を德憑し、其の領域内に於ける棉花栽培發展に關する手段方法を採用せしむべし。
 - (三) 埃及政廳をして直に埃及棉花の輸出管理機關を設置せしめ、以て英國及聯合與國の需要を確保し、而して敵國への輸出を防止すべし。
 - (四) 現時は棉花の改良に利用し得べき科學上の知識多きを以て、英國政府は迅速に棉花自給問題を調査する爲に特別委員會を任命すべし。
- 右委員會は印度及英領殖民地諸政廳と相提携し而して左の諸事項に付調査研究を爲すべし。
- イ、棉花の品質及數量の改良増加に關する科學的研究
 - ロ、英帝國內に於ける棉花栽培擴張の餘地存否
 - ハ、土質、氣候、勞力及運輸の諸點より棉花栽培に適應する土地
 - ニ、特別地方に適當する棉花の種類

- ホ、交通運輸機關の改善
- ヘ、棉花販賣殊に棉花栽培の幼稚なる英領地に於ける販賣上の最善方法
- ト、英領各地の諸政廳の採用すべき適當なる棉花栽培の試験方法
- チ、英領各地の成績を統一して之を全棉花栽培業に利用すべき方法
- (五) 棉花に關し設置すべき調査委員會は全然調査機關たるに止るべく、其の調査研究の採用取捨は各地政廳の自由採量に委すべし。

帝國棉花栽培委員會の設置

織物調査委員會の如上の提案に基き、商務省は帝國棉花栽培委員會 (Empire Cotton Growing Committee) を任命し、英帝國の棉花栽培發達に關する最善の方法を研究し、此目的に對し採るべき方法に關し政府當局を援助すべきことを以てせり。其の職務は、帝國棉花栽培委員會は商務省、印度省、外務省、殖民省、印度濠洲及南阿の各政府及棉花に關する商工業者及勞働者の各代表者を網羅しサー、ヘンリー、バーチエノト氏 (Sir Henry Birchenough) を委員長とす。

第一 亞麻 (Flax) 自給策

亞麻の世界産額は約五十萬噸にして、内露國は四十萬噸、佛國及白國は五萬噸、愛蘭は一萬噸、和蘭は一萬噸、獨逸は三萬噸を産出す。獨逸は亞麻の世界産額の五分乃至六分を産出するのみなるが、消費額は其の二割五分に該り、其の供給を他の消費國と同じく露國より仰ぎ居る状態なり。(現時歐洲戰爭の結果露國亞麻生産地は獨逸の勢力下に歸せり) 低廉なる亞麻原料の供給を確保することは、英國リンネル工業の隆替に大關係を有するを以て英國は本國及屬領地に於て、亞麻生産の増加を圖らざるべからず。

一、英本國の亞麻栽培業

愛蘭農事及技術指導局 (Department of Agriculture and Technical Instruction of Ireland) 及英國亞麻及太麻栽培者協會 (British Flax and Hemp Growers' Society) は亞麻栽培の科學的農事試験の獎勵に既に大なる努力をなしたるは注目すべし。

亞麻栽培に關し必要なる研究は適當なる種子及肥料の選擇なり。從來成功せざりし人工濕氣腐蝕法 (Artificial retting) に關しては試験に著手したるが此種の試験に對しては補助金を下附する必要あり。現時亞麻栽培の障害を爲すものは亞麻根拔に要する勞力の不足、勞銀の不廉なるに存するを以て

部を其の州内にて繰取せざるべからざる理由なし。カシミア養蠶業は之を助長發展せしむるを得可しと雖、絹絲繰取に關し歐洲より技師を招聘して、勞銀低廉にして熟練せる労働者を指揮監督せしめんか絹絲繰取業に於て日本に比して遜色を見ざるに至るべし。

由來丘陵地方より産出する生絲は平原地産の生絲に比し、良質なるを以て印度ヒマラヤ山系地方即ちパンジャブ (Punjab) ネパール (Nepal) ブータン (Bhutan) シキム (Sikkim) 等の諸州に於てもカシミア州の如く養蠶業を勃興せしむるを得べく、殊に是等諸地方の人口は略日本の人口に匹敵し其の面積は日本の夫れより遙かに大なり。唯缺點とするところは是等諸州はカシミア州の如く、企業心に乏しきを以て印度政廳は蠶業發達の誘導獎勵に怠らざるを要す。

二、他の殖民地に於ける養蠶業
亞弗利加殖民地の一部就中ウガンダ (Uganda) 及ローデシア (Rhodesia) 地方に於ては蠶業の科學的方面に努力せば其の効果頗る大なるものあるべし。絹は戰時必需品にして佛國専門家の推算に依れば、獨逸の戰爭上需要額のみにも一箇年に付約六百萬キログラムを下らざるべく英國の戰時消費額又之に匹敵すべし。生絲生産の副産物として屑絲を得る爲には、日本又は支那に於けるが如く、養蠶業を盛大にするを

要し此事たる不能事に非らずと雖、容易に成功するを得ざるべし。故にエリ、シルク (Eri silk) の養蠶を印度西印度、其他氣候の適應する殖民地に盛んならしむべく、此エリ繭よりは生絲を繰り取るを得ずと雖、全部屑絲に利用するを得べし。又ウガンダ及英領及獨領亞弗利加の野生繭は之を適當に改良せば屑絲に使用することを得べし。

如上の調査に依り織物調査委員會は左の如く提案を爲せり。
生絲及屑絲の世界的供給は其の世界的需要に應じて増加すと雖、吾人は有效なる指導の下に印度に於ける蠶業を益發達せしめ、又氣候及勞力の二要件を具備する他の英領地に於ける蠶業の著手及誘導を建議するものなり。

第五 鐵自給策

英本國の鐵及鋼鐵工業は其の原料の主要分を國內産に仰ぐと雖、尙莫大の鐵鑛石を海外より輸入す。一九一三年に於ける原鑛の國內産額は一千六百萬噸にして其の輸入額は八百四萬三千四百二十六噸 (價格八百二十四萬磅) にして、其の内譯は鐵鑛石七百二十三萬六千噸 (價格六百八十七萬三千磅) 含滿俺鑛二十一萬一千六百四十四噸 (價格十七萬二千磅) 及滿俺鑛六十萬一千噸 (價格百二十九萬五千磅) なり。

是等鐵鑛石の輸入國を分類すれば左の如し。

三四二

	鐵	含滿俺鐵	滿俺鐵
英領殖民地	一一一、九〇〇噸	—	三〇八、七九〇
聯合與國	一、四七五、〇六八	三、七九七	二六六、四二四
中立國	五、六〇二、三七八	二〇七、八四七	二五、六五六
敵國	四一、二五九	—	三〇七

斯の如く英國は海外より鐵鑛石を輸入しつゝ、ありと雖、是れ英國の有する海運上の優勢なる地位の然らしむる結果なり。

然れ共現戰爭の經驗に依り、英國は其の鐵工業の地歩を確實ならしむる爲、海外の鐵鑛石の供給を確保すべき必要を痛感せり。茲に於てか鐵調査委員會は鐵鑛の供給に關し左の如く提案せり。

英國の鐵鑛石輸入貿易は、過去及現在に於て、製鐵業者と鐵鑛產出者との間に介在する商人の掌中に存せり。

製鐵業者は往々海外に於ける鐵山の利權獲得を計るものなきに非らずと雖、一般鐵業者と鐵鑛產出者との關係は純然たる商業關係に止るを以て鑛石供給の中斷を避くべき密接なる連鎖あるべし。

現時戰爭の經驗は、鐵工業の國家目的重要な所以を以て切に感得せしめ、以て當該工業が國家の

存立を安全に維持する上に於て必要缺くべからざることを明瞭にせり。

調査委員會の意見としては、鐵工業上重要な鑛石の輸入を全然個人的企業に放任して顧みざるが如きは萬全の策に非ず。實に分立せる個人企業が如何に努力するも、團結せる鞏固なる組織團體の活動に敵すべくもあらざるなり。(The creations of individual energy are powerless in face of activities of organised trade combinations) されば鐵鑛の輸入供給を確保する爲に、政府後援の下に製鐵業者及鐵關係商を以て一組合を組織せしめ、以て海外產の鑛石の輸入及分配を取扱はしめ、更に進んで英本國に於て消費する目的を以て海外鑛山に於ける利權獲得に努力すべきなり。

此組合 (Syndicate) の營業資本は製鐵業者 (原鑛需要額に應じて出資の事) 鐵關係商及政府に依りて支出し、而して政府の財政援助の程度はシンヂケートの組織規模に依りて之を定むべし。

然れ共又同時に製鐵業者各自が海外に於ける原料の獲得に努むるは獎勵すべきことなるを以て本シンヂケートは彼等の計畫を援助すべきなり。

此有力なる鐵鑛輸入組合の組織は、英國の鐵工業及英國自身に取りて測るべからざる利益を齎すべし。而して英國は又他方に於て英本國及屬領地に於ける未開發の鐵鑛の資源を調査することを忽せしすべからざるなり。

附、英帝國羊毛の自給

一九一五年に於ける世界の羊毛産額は約二十八億萬封度にして、英帝國は約半額以上を産し、メリノ種(Merino)羊毛に關しては世界産出額の六割三分を産し、雜種羊毛(Cross bred wool)は其の四割を産し、ローウール(Low wool)は其の九分を産す。

北米合衆國及歐洲諸國の大部分は自國産の羊毛を以てしては其の需要を充すに足らざるを以て、英帝國及南亞米利加より其の羊毛の供給を仰ぎ居れり。

一九一二年に於ける世界羊毛輸出額を見るに英帝國は其の六割八分を占め、南亞米利加は其の三割三分を占む。優良メリノ羊毛の産額に付ては英帝國は獨占的地位(約八割五分)に在りて、戰前獨逸は其の三割を消費し之が供給を英國より受けたり。此優良メリノ羊毛は獨逸の得意とする上等毛織物の製造に缺くべからざるものにして、南米産メリノ羊毛にては代用し得ざるなり。故に英帝國は完全に獨逸上等毛織物原料供給を左右し得る地位にあるなり。之を要するに羊毛に就ては自給状態にあるものといふべし。

經濟上より見たる獨逸の對露隱謀

第四部 翻譯

本篇は一九一七年出版、英人テイロン博士の著書、獨逸と英國中の一章を譯出したるものなり。著者は多年歐洲諸國を歴遊し、埃國皇儲暗殺の當時は恰かも埃太利に在りて、開戦後時に於ける獨逸の詐略を親しく見聞し得たるのみならず、戰亂の禍源たりしがカン諸國に對して、殊に深甚なる經驗を有せり。露國に於ては莫斯科大學に講師たりし事數年に及び、其内情に關する該博なる所説は傾聴に値するもの少なからず。本篇は著者が特に露國に對する獨逸の經濟的侵略の實狀を論じて、英國の對獨及び對露政策の參考に資せんとしたるものなるが、之に由つて略露獨開戦の眞因、獨逸銀行及シンナケートの活躍、開戦後に於ける露獨の通商關係等、辛辣なる獨逸の權謀術數の大體を知るを得べく、更に又我對支及對露經濟政策上多少參考となるものあるべきを以て、茲に其梗概を抄譯したるなり。

經濟上より見たる獨逸の對露隱謀

露獨通商條約、余は嚮きに伊太利につきて、其ゲルマン化せられたる狀況を述ぶる所ありしが、今轉して露國の現狀を見るに、獨逸の此れに用ゐたる手段は、略ぼ嚮きに伊太利に就きて述ぶる所と同一なり。只露國に方ては、左の如く猶特に獨逸の活躍を容易ならしむる事情多かりしを以て、伊太利に比し更に便宜なる點ありたるのみなり。
二、露國政府は獨逸移民に對し、往古より幾多の便宜を與へたること。

- 二、バルチック州住民の獨逸語を使用すること。
- 三、盛に獨逸文明を普及せしめつゝあるペトログラード、モスコ、オデッサ、キエフ、サラトフ、シン
—ピルスク、テイフリス、ワルソウ及其他の要地に於ける獨逸の學校、
- 四、露國全土に散在せる獨逸植民地、
- 五、宗教上の影響、

猶ほ茲に獨逸が露國に於て獲得せる一大利便として特筆するを要するは、千九百四年六月柏林に於て調印を見たる露獨通商條約なりとす。當時露國は恰も南滿洲に於ける日露の大戦に際會し、又他を顧みるの暇なかりしを以て、獨逸は此の機に乗じて、殆んど露國に對し片務的なる同條約の締結を迫り、ウキツテ伯爵等の熱烈なる反對運動ありしに拘はらず、遂に其成立を見るに到りたり。此時以後獨逸は從來幾多の調査研究に由り、膏腴なる沃野として垂涎措く能はざりし大露帝國を全く自己藥籠中のものとなし、政治上の間謀、經濟上の侵略、到る處に行はれ、露獨の間全く國境を没するに至りたり。

露獨開戦の原因、斯くの如く獨逸の經濟的侵略は、益々其歩武を進めしを以て、之に由つて露國の蒙りし損害も愈々大なるを加へたり。加之、經濟的侵略の略ぼ其功を奏するを見るや、漸く政治的策略の之に伴ふものありて、領土内到處に獨探の跳梁を見るに到りしかば、次第に露國上下の忿懣を買ひ、心ある政治家は憂國の念禁じ難く、頻りに之が救済の手段につき論ずる所ありしが、遂に露國通商條約の更新期の來るを待ちて、一齊に排獨の氣勢を擧げんことを期せり。機敏なる獨逸は早くも之の形勢を看取し、荏苒時日を空費するに於ては、遂に機を逸して露國をして其思ふ所を爲さしめ、貴重なる通商條約の更新を行ふこと能はざるのみならず、之に由つて獨逸の經濟財政に、甚大なる危機を醸すに到らん事を恐れ、露國が未だ日露の役に蒙りたる瘡痍恢復して、完全に其軍備を整ふるに至らざるに於て、先づ之に一撃を加ふるの必要あるを認め、遂に斷然矛を採つて蹶起するに到りしなり。

獨逸の隱謀。開戦と共に露國に於ける獨逸の隱謀は悉く暴露せられたるが、其の根底の深き其範圍の廣濶なる、蓋し吾人の想像の外に在り。凡そ露國內に於て多少見るべき活動をなしつゝあるものは、個人にもあれ團體にもあれ、必ず何等かの方法に由つて、或は公然に、或は秘密に、獨逸の勢力と離すべからざる聯繫を有し、此の關係は殊に經濟的方面に於て顯著なり。露國外國貿易中、獨逸商人を通じて行はるゝものは、其の四分の三に達し、獨逸人は露國內各處に其商店を開設して、露國商人と他の諸外國人との間の仲介取引を壟斷し、柏林、漢堡、ケーニヒスブルヒ、ライプチヒ等の本國本店の指揮に従つて、著々其勢力を扶殖しつゝあり。されば商品の如きも、殆んど皆獨逸の鐵道に由り、獨逸の商船に由りて各取引地に輸送せらるゝを常とし、苟くも露國內に於て多少の取引を行はんと欲せば、必ずや何等かの形式に於て獨逸人の手を煩はすを免るゝ能はざりき。例へば亞米利加の棉

花、埃太利の羊毛、牛脂と雖も、獨逸商船の輸送に由り、獨逸仲買人の手を経て、初めて露國に輸入することを得たり。之と反對に露國産の穀物、砂糖、及火酒は獨逸貿易商を通じて歐羅巴の諸國に輸出することを得るなり。露國人にして他の諸國に移住せんことを冀ふ者も、獨逸諸會社に由つて先づ獨逸本國に送付せられ、更に獨逸商船に搭載せられて、各地に輸出するを常とせり。露國の本國工業に於ける獨逸の勢力。露國工業に關しても、亦到る所同一の事情を自擊することを得べし。露國に於ける重要な工業は必ずや獨逸銀行又は企業家の援助に由つて、初めて今日の隆盛あるを致したるものなり。露國單獨の企圖を以てしては、到底成功を望み得ず、偶々或種の工業の獨逸の勢力を離れて隆盛に赴かんとするものある時は、獨逸の機敏なる直に之に干渉し、之に参加し、其成功の限度をして、獨逸銀行と提携せる他の同種の工業と、同一範圍内に留めしめずんば止まざらんとす。茲を以て、彼のウキツナ伯等の計畫に繋る苛酷なる保護關税を設けて、獨逸工藝品の侵入を防遏せんとするの方策は、迅速に水泡に歸するに到りたり。例へば莫斯科に於ける露國機織業を保護せんが爲め、獨逸製の織物に對し頗る高率なる輸入關税を賦課したることあるも、執拗なる獨逸人は聊かも屈する色なく、直に國境を超えてポロランドに侵入し、ロヅの猶太町を其掌中に納めて、盛に獨逸の機織業を經營し、以て露國政府の迂愚を嘲笑するの態度を示せり。爾後ロヅ町は、獨逸市街の色彩を帯びるに到り、獨逸學校獨逸商舖軒を列ねて立ち、人民は一般に獨逸語を用ひのみならず、此の地に

於て遂に獨逸豫備兵の週期演習を行ふに到りし事ありと云ふ。

開戦當初に於ける露國の窮乏。茲を以て千九百十四年獨逸の挑戦を受けし時に於て、露國は當時の三聯合國中最も困難なる地位に在りたり。露國は茲に到りて、初めて其の不知の間に、惡辣なる獨逸が、自己を全く去勢しさりたるを自覺するに到れり。獨逸の毒手は到る處に暴威を振ひ、露國活動の自由は此時既に完全に伯林政府の掌握する所となりたり。例へば露國銀行の鎖鑰は、悉く獨逸銀行の掌中に歸し、各地に散在せる獨逸植民地は、東西呼應して完全に其使命を盡し、雄辯の聞え高き露國有数の辯護士、及權勢ある露國當路者は、獨逸の走狗となりて親獨主義を鼓吹せしのみならず、龐大なる露國陸軍の兵器其他の軍需品は、悉く之を敵國獨逸の供給に仰ぎつゝありたり。獨逸の隱謀は時に專制主義に媚び、時に社會主義に阿ねり、此間に在りて私かに露國の内部に恐るべき變革を生ぜしめつゝありしなり。

露國の裏面に於ける獨逸の勢力。獨逸の露國內政に及ぼしたる影響は、遠く彼得大帝の時代に胚胎し、其結果は今に到りて漸く表面に顯はれ、恐るべき害毒を流しつゝあり。二回に渡りて行はれたる其の宮廷の廓清は、其の内部に於ける外國勢力の跋扈に對する反動の爆發なれども、又一面には當時の爲政者の甚だ不法殘忍を極めたるに反抗せる、一部人士の憤激に緣因せるものなり。而して此の酷政たるや、正に露國宮廷内に大勢力を有せる獨逸宰相が、口を專制政治に籍りて決行せし畫策に基く

ものにして、之れ又二世紀の久しき間、如何に獨逸が露國の裏面に於て、其の勢力の扶殖に成功せるかを語るものなりと云はざるべからず。獨逸大臣ミュンニヒの如きは、彼れがペトログラードに設けたる士官學校に於て、露國歴史を不要なりとして課程表より削除せしに拘はらず、之に代ふるに獨逸歴史を以てせり。猶ほ同校生徒二百五十五人中、露西亞語を修むるものは十八人に過ぎずして、他は皆獨逸語を學びたりと云ふ。斯くの如きゲルマン民族の横暴に對し、第一に反抗の矢を放ちたるスラヴ皇帝は、實に亞歷山三世なりき。帝は明白且つ大膽に、獨逸に對する嫌惡を宣言し、更に進んで此の抱負を實際に遂行せん事を欲したるも、軍隊の同意を得ること能はざりしを以て、帝の壯圖は遂に中途挫折するの止むなきに到りたり。加之、急激に獨逸の勢力を一掃せんと圖る時は、彼我の間に恐るべき争鬪を招くに到るべきこと明かなりしを以て、歴代の露國政府は、此理由に由り此に關して根本的改革を敢てするを避けたり。

秘密の漏洩。斯くの如く獨逸は精密なる計畫と萬端遺漏なき準備とに由りて、頗る巧妙に其目的とする所に向つて躍進せり。バルチック州其他所々に散在せる獨逸植民村は、之に對して甚だ貴重なる援助を與へ、露國の内政に於ける獨逸的分子を糾合するに與つて力ありたり。宮廷内部に於て獨逸に款を通ずるもの多きは勿論、議會の反對に對しても、充分考慮を費すを忘れざりき。各種の工場に對しては、常に間諜を放ちて機會を覗ひ、一旦自國に利益多しと看取し得たる時は、直に内外呼應して

群衆を煽動し、労働者大會を開き、重大なる同盟罷工を勃發せしめて、以て露國政府をして充分に意を對獨外交に用ふること能はざらしむるなり。斯くの如く全露は殆んど獨探の恣に跋扈跳梁する巷と化し終れるを以て、總べての法令、鐵道計畫、及行政處分等は悉く獨探の知る所となり、之が秘密を守る如きは絶對に困難にして、甚しきに到りては、皇帝に奉呈すべき機密の書類と雖も、其の内容の伯林政府に知悉せられざるもの頗る稀なるに到れり。之に關して最も興味ある事實は、千九百十四年政府より皇帝に奉呈したる或る秘密文書の内容が、幾何もなくして獨逸政府の知る處となり、國交の斷絶に對して極めて至大なる影響を與へしことこれなり。

露國に於ける獨逸移民。露國に於ける獨逸の經濟的侵略に對し、其移住民が甚だ有力なる後援となりし事は、既に屢々述べたる所なるが、此等植民地は多くカタリ十二世の時代に成立せしものにして、蓋し同帝が一般露國民の不利益を顧みる所なく、或は土地を與へ、或は各種の特權を賦與して、甚だ外國移民を厚遇せるに由りしものなり。當時獨逸人の最も多く移住したる土地は、ベッサラビヤ、ポリニヤ、ケルメン、エカテリスラフ、サラトフ及びサマラの諸州にして、此等州内の各縣殆んど獨逸人を見ざるなき有様なりき。即ち獨逸移民はノブゼンスキー縣に於ては全人口の四十パーセント、ベルディアンスク縣に於ては十七パーセント、アツケルマン縣に於ては十四パーセントを占めたり。而して此等移住民の受けたる特權は、甚だ有利なるものにして、即ち各人五十デシアチナ（一デシア

チナは我一町歩強に該當すの土地、膏肥なる牧場、旅費、時種補助金等を支給せられ、又總べての租税及兵役の義務を免ぜられし外、特に露國の一般地方團體より分離して、完全なる自治權を有するを得せしめたり。

獨逸移住民の種類。獨逸の移住民は、大略二個の範疇に分つことを得べし。第一は宗教上の關係より徵兵を忌避して露國に通住せるものにして、第二は本國に於て正業に就くこと能はざりし無頼の徒なりしと云ふ。後者は露國に於ても依然其の風を革むる所なく、彼等の性癖たる種々の不攝生と、惡習とに沈淪せしかば、本國に於けると同様、慘憺たる生計を送りつゝあり。前者は之に反して甚だ堅實なる敬神家なるを以て、互に相援けて質實なる共同生活を營み、概ね幸福なる境遇を楽しみつゝあり。

其の事業の漸次成功の歩武を進むるに伴ひ、其共同の貯蓄金を以て、次第に隣接せる耕地を買取るに至りしかば、本來の土着民たる露國人は、却つて之が壓迫を受け、西比利亞等に移住するものもあるに到れり。而して目下の大戰開始の時に於て、彼等は遂に普魯西の最大州ポメラニアに劣らざる廣邊なる沃野を其掌中に收むるを得たり。さればボルガ地方のみにも、其所有地は八十七萬九千四百二十デシアチナ、即ち百八十八萬四千四百七十一エーカーに達せり。西部露西亞に於ては五百十九個の獨逸植民地散在し、其占むる面積は三萬二千二百五十二平方露里（一露里は我九町七八八に該當

す）に上れりと云ふ。此等の植民地は各々自己特有の政治組織、特有の銀行、保險會社、學校等を有し、聊かも露國文化の影響を受けざるを以て、宛然たる露領内の一小獨逸國に外ならざるなり。

獨逸移住民の性質。上述の如く獨逸移住民は、其周圍の露國人より全然隔離したる生活を營み、其露國人に接觸する機會は、極めて低廉なる賃金を以て、奴隸の如く彼等を酷使する時のみに留まれり。而して其農法に於ても彼等と異なり、獨逸式の精巧なる機械を用ひて、甚だ進歩せる經營法を試み、其他盛に製粉場、製材場を設けて獨逸流の農村を形成せるを以て、未だ彼等の心性、言語、性格及文明等に於ても全く獨逸人たるの特性を没却するに到らず。露領内の獨逸移住民の勢力。以上は露國に於ける獨逸植民地一部の沿革なるが、猶ほ茲に適切に獨逸の惡辣横暴と、露國の之に對する寛容放任の態度とを實證し得る他の一事實あり。即ち露領クルランド及びブリブランドは、千九百六年の革命に失敗して以來、漸く露國の羈絆を脱せんとする態度を持するに到りしかば、獨逸は以て奇貨措くべしとなし、忽ち約二萬の移住民を茲に輸入して、敵の糧に由り敵の城を陥るゝの計劃を樹てたり。即ち盛に農工業を起し學校を建て、猶ほウエルトハイマー博士の公然自白せし如く、武裝的準備として適當なる設備をさへ爲すを憚らず、斯くて此地に純然たる獨逸國を建設し得べき機會の來たらんことを期したり。

此地方に於ける獨逸の隱謀は、ブリョードリツセ兄弟の内應に由つて、少なからざる便宜を得たり。

露國政府は彼等に至深なる信任を有せしを以て、彼等の一人を此地の警察長官に任命せり。然るに彼は其五年の任期の間、却つて其地位と信望とを利用して、甚だ獨逸の政府に阿諛する所ありたり。彼は數多の部下を使用して、其管区内に適當なる獨逸植民地を物色するに努め、其結果クルランドに於て一萬三千人、リプランドに於て七千人の移住民を得るに至りたり。クルランドの信用組合は土地を抵當として、此等の移住民に金隔の便を計りしが、獨逸移住民の勤勉なる概ね數年ならずして之を償却し得たるのみならず、其耕作地は高價にて之を他の獨逸人に賣却し、其の得たる報酬を以て、更に廣大なる荒蕪地を購入し、營々之が開拓に努むるを常とせり。猶ほ此處に建設せられたる諸學校は、此地に産れたる小國民の腦中に、祖國に對する熱烈なる愛國心を刻み込む職責を怠る事なかりき。斯くして獨逸の計畫は其後著々功を奏し、今日に於ては嘗て露國政府の信任を得たりしカール・ローバート・ブッコドリツヒは、忠實なる獨逸植民地長官として、獨逸政府の甚大なる信用を博しつゝあるなり。

露國法律の無視。獨逸の露國に侵入するや、常に其法律の規定を無視して顧みず、之に由つて又獨逸の横暴と、露國の寛容の程度とを推知する事を得べし。即ちクルランド及びリプランドに於ては、市街地の外外國人は土地を賣買又は所有することを得ず。然るに獨逸がエストランドに於て所有する土地は、僅か六千三百九十六デシアチナに過ぎざるを以て、従つて前述二州の土地所有を禁止せられたる部分に於て、事實上三萬六千八百五十二デシアチナの土地を所有せるなり。又ドンコザツク地

方に於ても、絶対に外國人の土地所有を認めざるに、獨逸人の所有せる土地は實際に於て三千七百デシアチナに達せり。猶ほポドリヤ及びポリニヤの二州は、特に露獨二國人に限り土地の所有を許せるを以て、其結果獨逸は前者に於て六萬三千八百三十一デシアチナ、後者に於て一萬二千四百七十五デシアチナの土地を所有す。斯くの如く獨逸は法律禁止の有無に拘はらず、到る處土地の所有に努めたるを以て、一九一五年七月に於て其所有に屬せるものは總計二百四十五萬デシアチナ、即ち五百二十五萬エーカーの多きに達せり。此數字は猶數多の州を除外せるを以て、之を加ふる時は更に巨額に達するに到るべし。殊に目下獨軍の占領する所となれるポーランドの三州の如きは、此の中に包含せられざるなり。

ポーランド・ウクライナ及びボルガ。ポーランドに於ては、最近の移住民を除き約五十萬に上れる獨逸移住民あり。彼等は此處に於て種々の特權を有し、猶ほ獨逸士官指揮の下に、週期演習を行うを得るなり。ウクライナ及びボルガにも數十萬の獨逸移住民在住し、寛容なる露國官憲の下に、猶ほ祖國の風俗を維持しつゝ、盛んに活躍を極めつゝあり。

ノブゴロドに於ける獨逸移住地。ロマノフ王朝の搖籃たりしノブゴロドの附近には、早く既に百五十年前の昔に於て幾多の獨逸移住地存在せり。其の初めて此の所に居を定めたる祖先より、四五世の後裔に該當すべき現在の移住民は、一世紀半の長年月の間、稍かも周圍の露國文明に浸染せらるゝ

所なく、今も尙ほ自己を以て獨逸人なりと信じ、人の彼れに其仕うる君主の何人なるやを問ふものあれば、少しの躊躇もなく獨逸皇帝ウイヘルムと答うるを常とす。最近リガを陥れ露都の陥落を懸念せしめたる露國の大敗北に於て、彼等厭うべき獨逸の寄生蟲は、種々不都合なる方法に由つて、彼等の歡喜を表明せしかば、附近露國人の著しき嫌惡を招きたりと云ふ。

獨逸の傳道政策。開戦の久しき以前に於て獨逸政府は、早くも此等移住地の露國の經濟的侵入及其傳道政策に採りて、甚だ貴重なるを自覺するに到りしかば、爾後獨逸の巡回牧師は、常に其植民地を遍歴して愛國心の宣傳に努め、彼等と本國との間に離すべからざる聯絡を維持せんことを期するに至りたり。茲に於て此等植民地は、漸く經濟的意義を離れて政略的計劃に貢獻するの道を開くに到り、祖國政策の主旨に従つて露國內政上に於て或種の勢力を獲得せんと欲せり。斯くして數多の村邑は彼等の手中に歸し、彼等の操縱するところとなりたるを以て、國會議員の選舉に對しても少なからざる影響を與へ得るに到れり。

露國植民政策の誤謬。斯くの如く獨逸植民は、總ての方面に於て着々其の成果を收めつゝあるを以て、本來の土着民たる露國農民は漸次之に壓迫せられ、甚だしき窮乏を來たすに到りたり。露國當路者が幾多焦慮の結果、ウラル山脈を超えて遙か東部西伯利亞の未開土に、幾多の移住農民を送りつゝある間に、最も肝要なる歐露の心臓は獨逸寄生蟲の恣に暴威を逞うする所となりたり。

露國商工業機關に對する獨逸の隱謀。余は特に或る評論雜誌を借りて、斯くの如き露國の危機を指摘し、其反省を促す所ありしが、之に對して獨逸の有名なるハンヌ・デルブリック教授は、時代評論に於て駁撃を試み、余が正確なる材料と多年の經驗とに由つて抽出したる論提を、全く無遠慮に一蹴し去りたり。以上は獨逸移住地に關するものなれども、此外露國に於ける獨逸の一勢力として輕々に看過し能はざるものは、此地に於ける獨逸商工業機關の活躍なり。此等は最初甚だ穩順なる態度を採りたるも、漸次所謂獨探の巢窟となり、獨逸の大銀行と結託して大資本を輸入し、一方シンデケートを組織して大々的に鐵道の敷設、電氣工業の建設等を試みたるを以て、從來の露國鐵道の如きは、之に由つて其形勢に一大變化を來し、冶金業の如きも、全く獨逸工業の獨占するところとなりたり。此の所に於て獨逸の計畫に缺くべからざる貢獻をなしたるものは、即ち金融機關に外ならず。當初獨逸は銀行の創立費として僅か三千萬留を支出したるに留まれども、彼の巧妙なる獨探の活躍と、其惡辣なる努力とに由つて、幾何もなくして盛んに露西亞農民、商人、地主、吏員等の貯蓄を吸収し得るに到り、遂には其總額數億留の多きに上りたりと云ふ。斯くの如き莫大なる資本ありたるを以て、彼は容易に市場を左右し、露國商工業を制御し得るに到りしなり。

獨逸の石腦油政策。露國に於ける各種の契約は、獨逸の經濟的勢力旺盛を極むるがため、概ね獨逸語を以て之を締結す。露國商工業は獨逸の猛烈なる競争に耐え兼ねて、獨逸のシンデケートに加入し、

全く獨逸の勢力下に沈淪せざるを得ざりき。露國に於ける各種の發明は、隱險なる獨探の剽竊に由つて、總べて其の商工業の進展に利用せられたり。開戦の少しく以前風雲の去來甚だ急なる時に於て、露國に於ける此等のシンヂケートは、伯林よりの訓電に従つて驚くべき活躍を試み、或は露國商業を混亂し、或は同盟罷工を煽動し、斯くして露國に於ける總べての軍需品製造工場は、之に由つて既に全く其能力を剝奪せらるゝに到りたり。露國紡績業の如きは、開戦の當初全く獨逸の掌中に在りたり。露國の工業の興廢を左右する要素は石腦油に外ならずして、之が相場の高下に由り、數多の小工業は甚大なる影響を受くるものなれば、獨逸は完全に之が鎖鑰を掌握するの必要を認め、其の銀行を糾合して大規模なるシンヂケートを形成し、一方諸所の小油井を買収して之が統一を試み、他方露國の石油會社に對しては、其株式の大部を獲得するの策を樹て、遂に或る獨逸銀行の支配人（デイコント銀行）は露西亞のノベル會社の重役の列に加はるに到りたり。

此巧妙なる策略の結果は、石腦油製品及其副産物の激甚なる相場騰貴を來たし、之が爲め獨逸の株主は利益を得たる事少なからざりしが、獨逸のシンヂケートは特別の價格を以て其の供給を受けしかど、一般露國工業會社は市場相場を以て購入するの必要あるを以て、最早其營業を繼續する事能はず、倒壊に赴くもの類々たるに到れり。而して之に由つて最も大なる打撃を蒙りしものは、獨逸シンヂケートへの加入を拒絶したりし、ボルガ汽船會社なりき。

露國工業の倒壊、斯くの如き重大なる制限の下に於ては、露國工業は其經營を存續すること頗る困難にして、唯だ少數の根底深きもの、例へばモロゾフ會社の如きもののみ、大なる損害を受くることなくして其營業を繼續することを得たり。紡績業の甚だ盛大なるポーランドに於ては、其年産額二億九千四百萬留中、獨逸の生産に繋るものは其の二分の一以上、即ち一億五千萬留を占むるに到り、其工業の三分の一は獨逸人に歸したりと云ふ。斯くの如き經濟戰に於て、獨逸の事業家は概ね堂々と其計畫の遂行を計りたりと雖も、時々露國の猜疑を招き、其の妨害を蒙るかの如き恐れある場合に於ては、特に柔和なる假面を裝ふを常とせり。例へば露國造船業に對し襲撃を加へし時に於ては、一獨逸銀行の消滅せし形に於て、獨逸資本を以て新たな露國銀行を創立し、之に由つてニコライエフスキ造船業及他の外國銀行との間にシンヂケートを組織するに成功せりと云ふ。元老院議員ナイドハルド氏に由つて統轄せられたる獨逸政府の研究は、此點に就て或る巧妙なる成案を齎らし、其結果此のシンヂケートに屬する各會社は、各會社が百パーセントの利益を納め得るを標準として、露國船舶の注文に對し、總て均一の對價を要求し、如何なる場合と雖も決して減價の要求に應ぜざるの決議をなしたりと云ふ。

獨逸の惡計と露國人民の負擔。斯くの如く重要な商業は、悉く獨逸の掌握する所となりたるを以て、露國の一舉一動は總べて獨逸の牽制する所となり、従つて露國の良民は獨逸の惡計の犠牲となり

て莫大なる負擔を拂はざるべからず。五億弗の製艦を企つる時に於ては、謹んで獨逸に對して更に五億弗の利益を奉呈するの必要を存するなり。彼の有名なるブテイロフ軍需品工場の株式の半數以上が、奧太利ヌダ會社の所有に屬せる如き、實に此の關係を裏書して餘りありと云ふべし。

開戦當初に於ける獨逸の策略。大戦勃發の初め、露國の軍需品其他種々の物資に對する需要俄然激増するを見るや、獨逸の勢力下に在る各工業會社は、燃料の不足又は機械の故障を口實として、一齊に其生産額を減少し、從來三萬ブード（ブードは我が百九十九強に該當す）の鐵を出せしもの、今は僅かに五千ブードを生産するに留りたり。又全露に編在せる獨逸銀行は、莫大なる穀類及砂糖の買占を行ひ、爲めに或る地方の之が窮乏に苦惱するものあるも、敢て之を顧る所なく、其相場の漸次騰貴して遂に法律に定めたる最高價格に接觸するに到りて、初めて少量宛在庫賣却を開始せりと云ふ。茲に於て頃來物資の缺乏に由りて、塗炭の苦楚を重ねつゝありし良民は、口不平を絶たず相並んで政府の批政を怨嗟誹謗するに到りたり。此頃議會に於ても亦政府の攻撃甚だ旺んにして、政府は根本の弊害を艾除するを厭ひ、僅か市價より五哥高き餅を賣りたる婦人を罰するも、各州に於ける輸出入に關し、專横なる規則を設けて物資の調節を妨げつゝある知事を處分する途を知らずと批難するものありたるが、未だ獨探の跳梁を指摘して、之が排除の策を論ずるものなかりしなり。大なる困難を蒙るること獨逸銀行の活躍、獨逸の資本に由つて活躍しつゝある銀行が、如何なる行動を敢行しつゝあるかを

露國は遂に看破する事能はざりしが、彼等は頗る巧妙なる方法に由つて、農作物に對する貸付を行ひ、其擔保として海陸運の送り狀を獲得しつゝ、ありしを以て、之に由つて彼等は最も精確に農作物の集散、取扱人の動靜等を知悉することを得たり。露國に在住せる獨逸人が、祖國に對して頗る熱誠に、且つ忠實に盡瘁しつゝあるは、眞に驚嘆すべきことにして、獨逸の商工業は之に由り着々進運を遂げつゝあるなり。されば千九百十年の露國輸入總額九億五千三百萬留中、獨逸品は四億四千萬留を占むるに到り、盛んに棉花機械、化學工業品及羊毛を輸入しつゝありたり。

露國に於ける英獨の競争。獨逸が頗る着實に露國に於ける英製品を壓倒しつゝある狀況は、左の對照表に由つて略ぼ之を知ることを得べし。露國輸入總額中に於て、英獨二國製品の占むるパーセントは、一八九八年より一九一三年に到る十年間に於て左の如く變化せり。

年 度	獨逸の供給高	英國の供給高
一八九八年	一九〇二	三四六
一九〇三年	一九〇七	三七二
一九〇八年	一九一〇	四一六
一九一三年	一九一三	四七五

工業的侵略の誘因。露國に於ける獨逸の工業的發展は、多少政治的色彩を有すること勿論なりと雖も、其最も主要なる原因は、苛酷なる露國關稅の負擔を免んしとしたるに存する事疑なし。而して獨逸は略完全に之の目的を到達することを得たる結果、露國內に於ける織物業、冶金業の四分の三、化學工業醸造業の全部、電氣工業の八十五パーセント、瓦斯工業の七十八パーセントは全く獨逸の經營に歸するに至りたり。此の外露國私立鐵道に投下せる獨逸の資本は六億二千八百萬留に上り、露國諸都市の第一回市債三十五の中獨逸に於て募集せられしもの二十二の多きに達したり。

露國の自覺。露國は獨逸の露骨なる侵略策に對して、何等策の施すべきものを知らず、遷延開戰の當時に及びたれど、開戰の少しく以前に於て、漸く自己の悲運を自覺するに到り新聞、商業界、議會等に於て、恐るべき寄生蟲の驅逐を絶叫するもの漸次多きを加ふるに到りしかば、エム・ユコツエフ氏の内閣は、遂に斷然意を決して獨逸跋扈の黒幕たりし露獨通商條約の更新を拒絶せんとするに到れり。茲を以て假に現在の大戦亂勃發することなかりしとするも、二箇年を経て露獨通商條約の更新期に到らば、彼のウキツテ伯爵の確言せし如く、自由を求めて熱叫せる露國々民が、暴虐なる宿敵獨逸に向つて、斷然蹶起するに到らんこと火を賭るよりも明かなり。

獨逸蹶起の理由。露國は獨逸の金匱なり。數十年間の間、刻苦精勵之が開拓に努めたる天資なり。

何んぞ之と絶ち、之を撃つ事を克くせんや。茲を以て道途傳うる所は、多く窮餘の説にして、怨むらくは真相を逸せり。獨逸の對露宣戰を以て、獨逸が外交上の進退を謬り、不用意の間に重大なる蹉躓を來したる破天荒の大失策に基くものとなすものあるも、獨逸平素の着實と熱誠とを以て、何ぞ斯くの如き見易きの理を看過すべき。周到なる獨逸は、早くも露國の心事を洞察せり。二年を経て通商條約の更新期に到らば、頑強の態度を持する露國に對し、獨逸は遂に膺懲の帥を起さざる可からず。而も無名の戰は闘うべからず。獨逸の一九一四年に於て蹶起せるは、決して早しと云ふべからざるなり。

開戰當初に於ける露國の危機。戰亂の當初露國は先づ名狀すべからざる窮乏に陥りたり。開戰に到る迄國內に於ける重要な樞機は、獨逸の影響を受くる事多大なりしを以て、今俄かに獨逸と斷ちては、以て一步も進むべからず。盡くる所は慘憺たる繙縫策を案出して、遮二無二一時を糊塗するに在りたり。斯くの如きは殊に財政に關して甚だしかりき。此方面も亦從來獨逸との關係淺からず、加うるに新任大藏大臣エム・パーク氏は、經濟金融に關する經驗未だ十分ならざるを以て、前途頗る危懼の念を以て迎へられたり。幸にして彼の前任者は、世上の批難を恐れざる稀に見る着實家なりしかば、夙に有事の日を慮りて正貨の蓄積に努め、當時帝國銀行の準備高十六億三百萬留に上り、在外正貨も一億四千七十二萬留に達したりと云ふ。斯くの如き多大の正貨準備は、露國を除きて他に之を求むべからず。

露國の戰時財政。露國は歐洲富強國の一なりと雖も、未だ其財政に於て負債國たるの域を脱せず。故に其蓄積せる巨大の正貨と雖も、之を純然たる意味に於て積極的財産と稱すべからず。當時猶ほ日露戰役の賜として受けたる三十億千六百萬留の國債は、未だ完全に償還し盡すの運に到らざりしのみならず、獨逸の如く特別な軍事資金の準備も存せざりしを以て、茲に戰時財政を維持する上に於て、多大の困難を感ぜざるを得ざりき。加うるに露國は嚮きに屢々述べしが如く、其要する軍需品の大部を海外の供給に待たざるべからざるを以て、此點に於て正貨を必要とすること最も急なるにも拘はらず、一方其輸出貿易は、開戦と共に著しき減少を遂げたるを以て、正貨の窮乏は益々甚だしきを加へたり。即ち戦前順境を示しつゝありし其輸出超過額は、四億四千二百萬留より一躍八千五百五十萬留に激減せり。獨逸は之に反して多大の軍事資金を準備したるのみならず、戦前特に十億萬馬克の財産税を増徴したるを以て、其財政には綽々たる餘裕を存するを得たり。爰に於てか開戦と共に順次正貨を回收し、其財政を整理して悠々戦陣に臨むことを得たりしなり。

開戦後の露獨貿易關係。茲に最も珍奇なる現象を呈したるは、開戦後に於ける兩交戰國間に於ける貿易關係なり。開戦の初め露國人は皆齊しく其勝利を確信して疑はず、歐洲を養ふものは露國なり。世界に於て露國の如く多量の穀物、鹽、及野菜を有するものなし。假令獨逸にして幸に勝を得ることありとするも、彼の露軍を逐ひて懸軍長驅するは、結局益彼の麵粉より遠ざかる所以なり。露國を蔑

視したる獨逸は、遂に餓死するの外なきに到るべしと然れども斯くの如き豪語は、幾何もなくして遂に空に歸せり。莫大なる穀物は戦後も猶ほ芬蘭及び瑞典を通じて、盛んに獨逸に輸入せられ、ネバ河に通ずるペドログラードの大街路は、毎朝姪々たる車輛の行列に由つて充塞せらるゝを見るを得たり。

露國の對獨貿易の禁止。斯くの如く兩軍干戈の間に見えつゝある間に、一方平和なる商取引は又此の兩國の間に依然維持せられ、確實なる統計に由れば八月より五月に到る十ヶ月に於て、獨逸の露國に輸入したる工藝品は、三千六百萬留の巨額に達したりと云ふ。茲に於てか流石寛容なる露國政府も、遂に黙するに忍びず、獨逸を初め埃甸國及土耳其古よりの輸入品に對しては、總べて百パーセントの禁止的關稅を賦課するに到りたり。然れども此の姑息なる關稅政策は何等對敵取引を終熄せしむるの効果を致さず、猶ほ一九一五年四月に於て三百萬留、同五月に於て二百五十萬留の獨逸工藝品の輸入を見たり。恰かも此時に當りて、聯合國側の諸新聞が相率ゐて獨逸商業の不振と、其の恐るべき食糧缺乏とを力説しつゝありたるは、誠に笑止に耐えざる所なり。或る種の貨物、殊に金屬製器具、鋼線等の如きは、露國內に於て絶対に製造することを得ざるを以て、關稅の引上は畢竟露國消費者の負擔を増すに過ぎずして、斯くの如き輸入品は、猶ほ滔々として露國內地に流入しつゝありたるなり。然れども其後は、露國政府も亦之に鑑みる所ありて、有效なる禁止手段を採るに到りたり。露國の新戰爭目的。露國が其貿易の杜絶に由つて、如何に悲惨なる苦境に陥りしか、蓋し露國人自

に非ずんば察知することを得ざるべし。恰かも彼のナイル河が、埃及繁榮の基礎たりし如く、秋の收穫は露國萬民の血管を還流する清新なる血潮の源泉たりしなり。されば一朝穀類輸出の杜絶に逢ふや、彼等の生命を維持すべき唯一の收入を得るの途は、茲に全く影を失ひ、國債の償還も、國力の維持も、將た又國民道德の涵養も、總べて悉く幻滅に歸し、遂に憐むべき財政の窮乏状態を現出するに到りたり。猶ほ茲に注目すべきは、此時以來露國は嚮きに聯合諸國と歩調を一にして、獨逸に對峙したると全然別異なる特殊の新目的を自覺して、戰爭に對するに到りし事これなり。即ち露國は彼れを海面より驅逐して、西部歐羅巴に對する穀物供給の輸送路を奪ひたる憎むべき鐵火の包圍に對し、他く迄彼の自由を確立せんことを期したるなり。

露國の南進策。されば露國が何故にデルカッセル氏及びエドワード・グレート氏に迫りて、露國の穀物輸出のためにダルドネル航路を開かん事を要望せしか。又何故に聯合國の陸軍が未だガリポリに逡巡しつゝある間に於て、早く既にコンスタンチノブル及びダルドネルス海峡の處分、問題を提起し、性急に其の處決を促したるかに就きて更に詳細なる説明を加ふるの必要なし。若し現戰爭にして、幸に聯合國の有利に歸し、露國をして其思ふ所を欲せしむるの機會ありとせば、彼の望む所は恐くは自由に海外と通ずる一良輸出港を得んとするの外にあらざるべし。

然りと雖も余一個人として暫く露國の提議を否認し、且つ猶ほ其撤回を慫慂せんと欲す。最近近東

に於て聯合國が頗る困難に陥りたるは、専ら此の早計なる提議に緣由する所なくんばあらず。ルーマニヤ及びブルガリヤは、往昔の英吉利及び佛蘭西の如く露國のダルドネルス領有に對し、極力反對せるのみならず、頗る強硬なる態度を示しつゝあるを以てなり。

8.5. 6

± 5093

終